

○ 実施計画事務事業進捗状況確認票（基準日：令和6年12月末日）

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
経営総務部	行政総務課	自治基本条例推進事務		地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市の自治を推進するため、「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針」に基づき、「条例の定着と安定的な運用」を図るための取り組みを行いました。 また、条例第30条に基づき、条例の施行状況と条例の規定が茅ヶ崎市の自治の推進に適合するものであるかの検証を実施しました。	「条例の定着と安定的な運用」については、職員向けに全職員研修等や取組状況調査を実施するとともに、市民向けに広報紙やチラシによる周知を実施しました。 条例の検証については、内部検証、市民意見聴取、学識意見聴取、議会への情報提供及び報告を行い、「講ずる措置」を作成します。	令和6年度に実施した検証の結果「講ずる措置」として、引き続き「条例の定着と安定的な運用」を図るため、条例の市民への周知啓発、職員の意識醸成、「講ずる措置」に掲げた取組の継続的な実施及び市政運営の基本原則の徹底を行います。
経営総務部	行政総務課	情報公開事務		情報公開制度は、市民の知る権利と市の説明責任を明らかにし、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進することを目的としており、「茅ヶ崎市情報公開条例」に基づく行政文書の公開と、さまざまな媒体を活用して市政に関する情報を提供する情報提供制度が、相互に補完し合いながら機能する制度です。 地方自治の本旨に即した市政の推進を図るため、「茅ヶ崎市情報公開条例」に基づき、市政の記録である行政文書の公開を行うとともに、さまざまな媒体を活用して市政に関する情報を提供します。	令和6年4月から12月末までの情報公開請求の運用状況は、公開請求が58件（公開17件、一部公開34件、非公開7件）、審査請求が2件ありました。 また、職員に対し「行政文書の適正な管理と情報公開」について研修を実施しました。	引き続き、条例に基づき適正な情報公開事務を行います。
経営総務部	行政総務課	個人情報保護事務		個人情報の保護に関する法律等では、市が個人情報を適切に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報の開示、訂正および利用停止を求めることができる権利を明らかにし、個人の権利利益を保護しています。 行政運営の基盤の確保のため、法の趣旨にのっとり、市が保有する個人情報を適切に管理します。	令和6年4月から12月末までの個人情報開示請求の運用状況は、開示請求が38件（開示13件、一部開示21件、不開示4件）ありました。 市が保有する個人情報について、その存在及び概要を明らかにするために、個人情報の保護に関する法律に基づき「個人情報ファイル簿」（令和6年3月31日ファイル簿152件）を、個人情報保護法施行条例に基づき「登録票」を作成しています。 各課かいにおいて、保有個人情報が適切に管理されているかを確認するため、情報セキュリティ監査及び内部監査を実施しました。また、職員に対し個人情報の適切な取り扱いについて研修を実施しました。	引き続き、法律等に基づき個人情報を適切に管理します。
経営総務部	職員課	職員の健康管理に関する事務		新興感染症の流行に際しても、行政機能を維持し、市民サービスの低下を防ぐため、職場内における新興感染症対策を徹底します。また、社会機能の維持に関わる職員が、家族などの罹患によって出勤が制限される際の早期職場復帰等を醸します。 職員のメンタルヘルス対策として実施しているカウンセリングの回数を増やし、適時に相談できる体制を整備することで、メンタルヘルス不調等の悪化と職場の労働力の低下を防ぎます。	新型コロナウイルス感染症対策として、職員の健康管理及び社会機能維持業務の体制確保のため必要な衛生資材購入を想定していましたが、5類感染症への移行に伴い衛生資材の購入を令和5年度より廃止としました。 メンタルヘルス不調者が増加傾向にあり、職員自身の問題や悩みを相談できるカウンセリングへの需要が高まったため、令和5年度に引き続き、カウンセリングの実施回数を月5回から7回に増やして実施しました。利用者数は同時期比で32パーセント増加しました。	業務の高度化・複雑化に加え、新たな行政需要への対応が必要となる中、諸課題に適切に対応し、市民の要望に応えていくためには、職員一人一人が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮することが求められます。メンタルヘルス不調は、早期に発見し対応することで重症化を防ぐことができることから、全ての職員が心身の健康を維持できるよう、適時に相談できる体制整備として、カウンセリングを引き続き月7回実施します。
経営総務部	職員課	職員の研修事務		人材育成基本方針の方針改訂にあわせ、研修の実施に際し、次の2点を強化します。 ・職員の多様な働き方に見合った研修手法の見直し ・組織課題への対応のための研修（定年延長・ハラスメント・女性活躍等）	令和5年度に新設した「キャリア振り返り研修」「ハラスメント研修」については、継続実施しました。女性活躍については、研修カリキュラムを再考し育児または介護との両立等をテーマに「育児経験者サークルミーティング」「キャリア充実研修（副主査級女性職員）」を実施しました。動画配信については、引き続き、職員の学び直しの支援のため、積極的に活用し、職員課だけでなく生成AＩの研修等の動画も掲載しました。	組織課題への対応のための研修（定年延長・ハラスメント・女性活躍等）については継続実施予定です。女性活躍については、研修とあわせて職員メンター制度を本格的に移働させ、女性職員の昇任意欲向上を目指す。また、政策形成能力向上を目的として新たに早稲田公共政策カレッジへ職員を1名派遣予定です。
経営総務部	職員課	職員の服務・勤務時間に関する事務		パソコンを使用していない職員の労働時間の客観的な記録に必要な機器を導入します。	これまではパソコンの起動ログを基に職員の労働時間を客観的に把握してきました。パソコンを使用していない職員の労働時間を把握する仕組みの構築に向け、市役所庁舎のセキュリティ強化を目的として導入するセキュリティシステムの入退室ログに着目し、庁舎管理部門及びシステムベンダーとフォーマットを検討してきました。引き続き、令和6年3月からのトライアルに向けた実施準備、6年度以降の運用の整理を実施します。	市役所庁舎のセキュリティシステムを活用した職員の出退勤管理の向上を図るため、トライアルの結果を基に、勤務時間データのシステム入力や人事異動等によるデータ修正方法等運用上の課題を洗い出し、改善を図ります。
経営総務部	職員課	会計年度任用職員の報酬等支払い事務の一括処理化		会計年度任用職員の報酬等の支出処理を令和6年度から職員課で一括して行います。	会計年度任用職員の報酬支払にかかる事務は、各課が自課採用職員分について個別に行っていました。対象事務を可能な限り集約して実施することで、作業時間の短縮や問い合わせ対応の削減が見込まれたことから、令和5年12月報酬から職員課による一括支払いを開始しました。 12月報酬支払の科目数が127事業、費用弁償が110事業、伝票件数2377件相当分を8件（うち6件は特別会計）に集約することができました。	報酬支払一括化を実現したことにより、任用各課かい及び会計課での伝票起票・審査に係る作業時間を大幅に削減することができました。このことから、令和7年度以降においても引き続き、報酬支払一括化を実施します。
経営総務部	職員課	職員の採用事務		近年、少子化及び高齢化により若手の人材が不足しつつあり、地方自治の担い手不足が深刻な課題となっているなか、当市においても10年前と比べ事務職の職員採用試験における応募人数は半減し、若手職員の退職も目立っている状況であり、茅ヶ崎市で働く魅力を発信し、茅ヶ崎市で働きたいと思う職員（採用試験の応募者）を増やすため、民間就職支援サービスを活用し、積極的に職員募集を行うものです。	民間就職支援サービス（学生向け）に掲載し、これまで公務員に興味のなかった学生へ周知の機会を拡大したことにより、令和5年度に比べ、職員採用試験の応募者数が増加しました。	民間就職支援サービスの中のDM機能やエントリー分析、営業担当者から採用市場の情報提供等をより効果的に活用し、職員採用試験の受験者のさらなる獲得を目指します。
経営総務部	文書法務課	本庁舎電動式書庫保守・点検事業		茅ヶ崎市文書管理条例に基づき、市政の適正かつ効率的な運営と市民への説明責任を果たすため、行政文書の適正な管理と特定歴史公文書等の適切な保存が必要であり、行政文書と特定歴史公文書等を保存する本庁舎電動式書庫の定期的な保守点検を行うものです。	年1回の保守点検として、12月に本庁舎電動式書庫の動作確認や基盤の清掃などを行ったところ、特に問題はありませんでした。	本庁舎の電動式書庫について年1回の保守点検を実施し、故障の未然防止と故障が発生した際の速やかな復旧を図り、長期間の使用ができるようにします。
経営総務部	資産経営課	中学校給食調理施設整備事業	中学校給食の実施	中学校給食調理施設整備に係る総合調整を行います。	10月から6中学校で給食を開始しました。 また、未実施の7中学校での給食開始に向け、配膳室整備工事を進めています。	5月から未実施の7中学校での給食を開始します。 現在、委託事業者が保有する相模原市内の調理施設により給食の調理を行っていますが、茅ヶ崎市内での調理施設の整備に向けた検討を行います。
経営総務部	資産経営課	保健所庁舎整備事業（総合調整）	保健所庁舎の整備	保健所庁舎整備に係る総合調整を行います。	令和6年度は引き続き設計業務を行います。	引続き保健所との調整を行ってまいります。
経営総務部	資産経営課	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画推進事業	公共施設の長寿命化の推進	令和3年度策定「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）」に基づき、効果的かつ効率的に施設の維持保全及び再配置等を推進するため、令和5年度末に建築物系公共施設に係る「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」を策定しました。 本計画の策定に際し、既存計画である「公共施設整備・再編計画」及び「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」を統合し、計画を一本に集約しました。	個別施設計画の対象施設に対し、施設の状況調査（経費及び利用率等の状況）を行うとともに、個別施設計画のアクションプラン対象施設に対し、取組状況、課題及び今後の対応等について確認しました。	個別施設計画に基づき、アクションプラン対象施設に係る予防保全工事や今後の施設のあり方について、引き続き、関係課かいと協議・調整を図りながら全体の進行管理を行います。
経営総務部	資産経営課	市営高田住宅跡地再整備事業	地域活動の拠点づくり	市営高田住宅跡地において地域集合施設等公共施設を整備するとともに、残る跡地の売却を行います。	跡地の利活用に向けて、土地分筆の手続きを行いました。	令和7年度以降も引き続き、庁内各課が実施する各公共施設整備等の総合調整を行い、利活用について地域等との検討を行います。
経営総務部	資産経営課	入替計画に基づくクリーンエネルギー自動車購入事業	公用車の電気自動車の導入推進	環境負荷の低減のため、公用車をクリーンエネルギー自動車へ計画的に順次入れ替えます。 令和5年度から軽貨物を1台ずつ、ワンボックス等の乗用車を1台ずつ、電気自動車等クリーンエネルギー自動車に入れ替えます。	令和6年度は、経年劣化が激しく、使用頻度も高い軽貨物を最優先で入れ替えることとし、電気軽貨物車2台の他、ハイブリッド車の2台について、年度中に納車見込みとなっており、計画的な車両の入れ替えを行い、環境負荷の低減を図りました。	令和7年度は、令和6年度の実績を踏まえ、年度内の入替は行わないことといたしました。 引き続き、クリーンエネルギー自動車のさらなる導入促進を図るため、計画的な車両の入れ替え及び環境負荷の低減を推進します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
経営総務部	資産経営課	中長期保全計画推進事業		施設の長寿命化および施設改修時の費用を平準化し、財政負担の軽減を図るため、令和5年度に策定しました「公共施設等個別施設計画」アクションプランに基づき、適切な予防保全とコストの適正化を図ります。	令和6年度は、令和5年度に計画した予防保全工事を適切に実施するとともに、各公共施設の定期点検を行い、安全安心な状態を保つことで、適切な維持管理を行います。 また、後期実施計画に想定される予防保全工事の選定作業を進めます。	令和7年度につきましても、令和5年度に計画した予防保全工事を適切に実施するとともに、各公共施設の定期点検を行い、安全安心な状態を保つことで、適切な維持管理を行います。 他の事業と調整を図りながら令和8年度から令和12年度に実施する後期実施計画に想定される予防保全工事の計画を作成し、工事の集約化と財政負担の平準化を図り、長寿命化の推進と維持管理コストの最適化を図ります。
経営総務部	資産経営課	再生可能エネルギー事業	公共施設の再生可能エネルギーの導入推進	令和32年までに「二酸化炭素排出実質ゼロ」を達成し、環境に配慮したゼロカーボンシティの実現を図るため、現在、高圧で電力供給を受けている市内公共施設の再生可能エネルギーへの転換を目指します。また、安定的に再生可能エネルギーによる電力の調達ができるよう市場の動向やエネルギー事情の把握に努めます。	令和4年7月に再生可能エネルギー100パーセントへの転換を行い、現在、市役所のほか54施設の電力需給契約を2年間更新し、さらなる温室効果ガスの排出削減を図っております。	再生可能エネルギー100パーセントによる電力調達の原契約が令和8年6月に更新時期を迎えることから、令和7年度は引き続き原契約のもと、温室効果ガスの排出削減を図りつつ、次期契約更新に向けて、安定的に再生可能エネルギーによる電力の調達ができるよう市場の動向やエネルギー事情の把握に努め、再生可能エネルギーに切り替えが可能な施設の選定を含め、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進してまいります。
経営総務部	資産経営課	ネスバ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設利活用事業		市民ギャラリー、駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止、図書配本所の移転を行い、空きスペースの利活用を行います。	令和5年度策定「市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスバ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針」に基づき、駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを令和6年3月末、市民ギャラリー（3階・4階）を令和6年12月末に廃止しました。（市民ギャラリー5階については廃止時期未定） 廃止後に発生する空きスペースについては、民間貸付の場として利活用することを予定しており、萩園市民窓口センターについては令和6年8月より順次、貸付事業者の募集を行い、駅前市民窓口センター及び市民ギャラリー（3階・4階）については令和7年7月以降に募集及び貸付を行う予定です。	茅ヶ崎駅前窓口市民センター及び市民ギャラリー（3階・4階）については、民間貸付の場として利活用するため、令和7年4月以降に建築・電気設備の改修工事を行い、令和7年7月以降に事業者募集及び貸付を行う予定です。
経営総務部	資産経営課	中海岸普通財産利活用事業	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	中海岸四丁目用地の利活用に向けた総合調整を行います。	土地利用について、複数者の事業者ヒアリングを行い、利活用に向けての総合調整を行いました。	引き続き、利活用に向けての総合調整を行います。
経営総務部	資産経営課	西浜駐車場跡地利活用事業	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	西浜駐車場跡地の利活用に向けた総合調整を行います。	土地利用について、複数者の事業者ヒアリングを行い、利活用に向けての総合調整を行いました。	引き続き、利活用に向けての総合調整を行います。
経営総務部	資産経営課	庁舎維持管理業務（市庁舎における安全・安心な環境整備）（予防保全）		市庁舎における安全・安心な環境整備を図るため、予防保全措置としての適切な修繕等の維持管理を行います。	令和6年度は、分庁舎のエレベーターが設置から30年が経過していることから、予防保全措置として4基のうち2基の更新を実施しています。また、サーバー室用UPS（75kVA）の蓄電池を交換しました。 その他、電気、空調、衛生設備に関して老朽化した設備の改修を順次実施し、適切な庁舎の維持管理を行いました。	令和7年度は、分庁舎のエレベーターのうち1基更新を予定しています。 その他、電気、空調、衛生設備に関して老朽化した設備の改修を順次実施する予定です。引き続き、適切な庁舎の維持管理を実施し、安全・安心な市役所庁舎の環境整備を図ってまいります。
経営総務部	資産経営課	自転車駐車場再整備事業		需要調査を実施し、売却等を含めた自転車駐車場の利活用手法を検討し、利活用を行います。	サウンディング調査の結果を元に、庁内関係課との協議を行い、方向性についての検討を行いました。	引続き利活用に向けての調整を行ってまいります。
経営総務部	資産経営課	ネスバ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設利活用事業（予防保全）		萩園市民窓口センターほか複合施設の給排水設備及び空調設備の予防保全工事を実施します。	令和6年度は、これまでの「公共建築物中長期保全計画」に基づき、複合施設である萩園ケアセンターの空調設備について、予防保全工事を実施しました。	令和7年度は予防保全工事の実施はありませんが、令和6年3月に策定した「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」に基づき、建設から33年が経過するネスバ茅ヶ崎ビルのエレベーター等の更新について、今後の予防保全工事に位置付けが出来るよう調整を図ります。
経営総務部	資産経営課	文化資料館跡地処分事業（総合調整）		文化資料館跡地の売却に向けた調整及び売却処分を行います。	令和6年2月に入札・開札を実施し、近隣住民に対しては10月に業者による説明会を行い、今後の事業計画について周知を図りました。	令和6年度で事業終了のため、令和7年度の実施はありません。
経営総務部	資産経営課	庁舎維持管理業務（市庁舎における安全・安心な環境整備）		総合管理委託を継続し、市民の憩いの場や災害対策本部機能を整備しつつ、適切な修繕等の維持管理を行います。	令和5年4月から新たに3年間の契約締結をした本庁舎等総合管理業務委託に基づき、市役所庁舎の適切な維持管理を行うため、適宜、総合管理業務委託事業者との情報交換や打ち合わせを実施し、庁舎管理上、必要な修繕や点検等を適切に行いながら、市民及び職員に対する安全・安心な環境整備を図りました。	令和7年度も、引き続き、総合管理業務委託を継続し、安全・安心な庁舎の維持管理を適切に行うとともに、次年度以降における総合管理業務の委託内容を精査・検討します。
経営総務部	資産経営課	ダイヤルインと電話交換員による電話交換事業		増加傾向にある入電に対し、令和5年度から、これまでの電話交換員による対応に加え、各課へ直接入電できるダイヤルインを導入し、導入効果を検証します。	令和5年4月からダイヤルインの導入効果により、6年4月から12月までの受電件数は月平均830件で、安定した電話交換業務を行うことができております。また、市民から直接担当課に入電をすることができるようになったことから、市民サービスの向上にもつながっています。	ダイヤルインの導入効果が見込めることにより、安定した電話交換業務を行うことができ、令和7年度は電話交換員の人工を更に1減しつつ丁寧な電話対応を行い、電話交換の体制について財政負担の軽減を図ります。 また、ダイヤルイン導入から2年が経過し、より安定的かつ効果的な電話交換業務につなげることができるよう効果検証を行ってまいります。
経営総務部	資産経営課	電話交換業務委託事業		令和5年度より導入するダイヤルインの稼働状況を踏まえ、電話交換員の人工を検証します。また、令和8年度以降の電話交換業務については外部委託を検討し、安定した電話交換業務を維持します。	令和6年度は、電話交換員の人工を1減し、電話交換の新たな体制を構築するなかで、より安定的かつ効果的な電話交換業務を実施してまいりました。 引き続き、自治体における電話交換の先進事例を研究し、関係課と情報共有を図りながら、今後の最適な庁内電話のあり方について検討を行いました。	ダイヤルインの導入効果による電話交換室への受電件数減少に伴い、令和7年度は電話交換員の人工を更に1減するなかでも、引き続き安定的かつ効果的な電話交換業務を運用してまいります。 また、最適な庁内電話のあり方を検討するため、関係課と連携を図りながら先進事例等を研究しつつ、計画的に、より安定的かつ効果的な電話交換業務の在り方についても検討を行ってまいります。
経営総務部	資産経営課	公共施設等再編整備基金事業	公共施設の長寿命化の推進	効率的な予防保全の実施や老朽化が進行する施設の大規模改修や更新に対応するため、公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントを推進するための基本方針による歳出削減額や歳入確保額を本基金に積み立て、公共施設マネジメントにかかる取り組みにおける財源を確保します。	効率的な予防保全の実施や老朽化が進行する施設の大規模改修や更新などへの財源確保として、1年間分の運用利息及び寄附金の積み立てを行いました。	令和7年度も予算編成と連動を図り、将来的な公共施設の大規模改修や更新等の財源に充て、財政負担の平準化を図るなど、効果的な運用と活用に取り組みます。
経営総務部	資産経営課	庁用自動車運行管理事業		アフターコロナの公務におけるタクシー券の利用状況を把握し、関係課とともに今後の最適な運行管理を実施します。	市長・副市長公務におけるタクシー券の利用について、関係課とともに最適な運行管理を実施しました。また、令和6年4月から自動車運転員が1名減員のなか、行政サービスの推進として、通年を通した庁用自動車管理運行業務委託を開始し、適切な運行業務を実施しております。	令和6年度に引き続き、市長・副市長公務におけるタクシー券の利用について、関係課とともに最適な運行管理を行い、マイクロバスを含めた庁用自動車運行が支障をきたすことのないよう運行管理を適切に実施してまいります。
経営総務部	資産経営課	庁舎維持管理業務（セキュリティ強化）		本庁舎及び分庁舎の各出入口にカードリーダーを設置し、市役所庁舎のセキュリティ強化を図ります。	近年発生する市役所爆破予告や不審者等による事件などの問題に対応するため、本庁舎・分庁舎の各出入口にカードリーダーを設置するとともに各階入口に設置したカードリーダーの対となる出口用カードリーダーを増設し、市役所庁舎のセキュリティ強化を図りました。また、既存のセキュリティシステムを活用して職員の出勤・退勤や在室状況を把握し、安全・安心な環境整備を図りました。	令和6年4月からのセキュリティ強化及び職員の出勤管理の本格運用後に生じる課題等に対して、適切に対応を行い、職員の安全・安心な職場環境を整備します。また、職員に対する効果的な注意喚起を行い、意識啓発を図ることで、さらなるセキュリティ強化に取り組んでまいります。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
経営総務部	契約検査課	契約事務の電子化推進事業	デジタル化の推進	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、事業者と本市の双方において、さらなる利便性の向上や事務の効率化を図るため、電子契約サービスを活用して、非対面・非来庁型行政サービスを推進します。	令和6年度は、全庁で約760件が電子契約サービスによる契約締結（令和4年度当初導入からの累計は約2,050件）となり、手続きの電子化により、本市として約180万円のコスト削減効果があったものと試算しています。また、電子契約は、事業者の来庁や印紙代を不要とするため、事業者の負担軽減にも貢献しているものと考えています。	引き続き、電子契約サービスの利用等を通じ、契約手続きの電子化を推進し、行政事務の効率化および事業者の負担軽減に貢献します。
企画政策部	秘書課	ホノルル市・郡との姉妹都市提携交流事業	姉妹都市ホノルル市・郡との交流促進	地域経済の活性化とともに国際感覚を持った次代を担う人材が育つまちを実現するため、教育、経済、文化などさまざまな分野での交流を促進します。 青少年国際交流事業や両市の文化に触れるイベントの開催、ホノルルフェスティバルでの交流の機会創出、姉妹都市サミット（令和5年度）への参加など継続的に実施し、姉妹都市締結10周年（令和6年度）、またその先も両市の交流を発展、継続させます。	既存事業の拡充として、姉妹都市を身近に感じる体験型イベント「ホノルルミーツ」と「CHIGASAKI BREWERS FESTIVAL 2024」を同時開催し、約5,000人が来場しました。また、記念事業として、「知る」「つながる」「伝える」をテーマにロゴマークや広報ちがさき特別号、記念動画等を作成するとともに、シンポジウムを開催し、ホノルル市からの来賓を含む約200人が来場しました。 なお、青少年の相互交流として、3月にホノルル市の小学生の茅ヶ崎市への受け入れを行う予定です。	10周年記念事業のテーマ「知る」「つながる」「伝える」を引き継ぎ、両市の絆・相互理解を深め、姉妹都市交流のさらなる推進・深化を目指します。 青少年の相互交流では、茅ヶ崎市の小学生をホノルル市へ派遣する年となり、国際親善が一層図られるよう事業を進めます。また、各団体・民間の取組への支援を引き続き行い、継続性のある交流を展開します。なお、7月に新たな交流拠点、情報発信拠点の「道の駅湘南ちがさき」が完成予定であり、姉妹都市関連商品の販売や企画展の実施など、民間と連携した経済効果につながる取組を企画・検討します。
企画政策部	総合政策課	SDGsの活用等によるパートナーづくり促進事業		多様化・複雑化する地域課題に対応していくために、既存の包括連携協定に加え、SDGsを共通言語として、より一層公民連携を推進し、公・民それぞれの強みを生かし、弱みを補完することで地域課題の解決と地域の魅力向上に、継続的に取り組みます。 具体的には、公民連携推進デスクを設置するとともに、内閣府が行っている地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用、市役所内外をターゲットとしたSDGs×公民連携研修の実施、SDGs未来都市・自治体モデル事業応募に向けた調査研究に取り組みます。	令和6年6月に、湘南ベルマーレと「持続可能な地域づくりのための連携協定」を締結しました。今後はこの協定に基づき、持続可能な地域づくりに資するさまざまな取り組みを湘南ベルマーレとともに進めていくこととしました。その第1弾として、湘南ベルマーレが開発した新たな教育プログラム「サステナトレセンProject.」を市内の公立小学校2校で試行実施しました。 また、SDGsを共通言語とした官民共創が進むよう、2市1町職員合同研修を実施し、職員の意識醸成を行いました。	令和7年度は、「サステナトレセンProject.」を本格実施します。市内小学校の「総合的な学習の時間」等で取り組んでいるSDGsに関する学習や地域学習において、湘南ベルマーレ及びそのパートナー企業と協力し、持続可能な地域づくりの実現に向けた探究活動に取り組みます。
企画政策部	総合政策課	企業版ふるさと納税による寄付金の採納及び基金管理事務		企業版ふるさと納税による寄付金のさらなる獲得を目指し、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託やサポートサイトを活用します。企業版ふるさと納税を茅ヶ崎市実施計画2025に掲げる新規事業や拡充事業の財源として活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の達成を目指すとともに、将来都市像の実現に向けた行政経営を推進します。	令和5年度に引き続き、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託を実施するとともに、令和6年度よりサポートサイトで募集事業を掲載しました。令和6年度の基準日時点の実績は2件20万円となっていますが、企業版ふるさと納税の繁忙期である年度末に向けて、複数の企業と面談を予定しています。（マッチング支援による令和5年度実績は13件430万円） 通年で寄附募集事業の拡大や積極的な情報発信を行い、基準日時点の寄附実績は、17件1,210万円（令和5年度同時期は、7件1,340万円）となっています。金額は減額となっていますが、件数は倍増し、本市の取り組みがより多くの企業から共感を得られているものと認識しています。	より多くの企業に本市の取り組みを知っていただくことが企業版ふるさと納税活性化の重要なポイントであることから、マッチング支援業務委託を継続します。また、効果的に寄附を集めるためには、全庁的に連携体制をとって事業立案を行う必要があります。企業版ふるさと納税の戦略設計や営業先企業のターゲットマーケティングなどを行い、法人営業に関するノウハウを内製化することにより、民間企業とのマッチングを促進しさらなる寄附の獲得につなげていきます。 なお、政府が閣議決定した令和7年度税制改正の大綱によると、企業版ふるさと納税は令和9年度まで3年間延長される見通しとなっています。
企画政策部	総合政策課	市民意識調査等に関する事務		市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理や実施計画策定のための基礎資料として取りまとめ、貴重な統計情報として蓄積します。 総合計画の進行管理や、市政・まちづくりの実施にあたって、市民意識の変化を的確に捉え、その時点での状況に応じたメリハリのある施策・事業展開へとつなげます。	令和6年度は、茅ヶ崎市内に居住する16歳以上の男女（住民基本台帳による無作為抽出3,000人）を対象に7月に市民意識調査を実施し、10月に結果報告書を公表しました。調査票は郵送で配布、回答の回収は郵送とインターネットの手法で行い、有効回収率は58.7パーセントとなりました。 調査結果は、総合計画の中間評価や実施計画の策定における基本的な方向性を検討する上の、定量的な視点での基礎データとして活用しました。	令和7年度の取り組みはありません。
企画政策部	総合政策課	まち・ひと・しごと総合戦略の改定に関する事務		令和4年12月に国が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定、また、神奈川県が令和6年3月末に新たな総合戦略を策定する中で、本市でも国・県の総合戦略との整合を重視し、令和6年度に「茅ヶ崎市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定します。 策定にあたっては、本市にとつての「地方創生」について改めて分析・検討を行うとともに、本市の総合計画・実施計画の事務事業を地方創生の観点で整理し位置付けを行います。	令和6年度は、前年度に取りまとめた戦略の素案について、庁内での調整・市議会への説明・パブリックコメントを経て9月に策定・公表しました。 計画策定後の推進においては、庁内各課が本戦略に関わる国の支援を効果的に活用することを目指し、実施計画事務事業等の立案時に地方創生の視点で効果が見込めるプロジェクトを検討できるよう、各部署と情報共有や連携を進めています。	令和7年度は戦略自体の取り組みはありませんが、本戦略に関わる国の支援を効果的に活用できるよう、引き続き各部署と連携を進めます。
企画政策部	行政改革推進課	会計年度任用職員等の権限拡大		会計年度任用職員等の各種システムの利用権限を拡大することで、定例的事務の範囲を広げ、正規職員が思考的業務に注力する環境を作り、正規職員の負担軽減及び総人件費の削減を図ります。	庁内における会計年度任用職員等への事務権限の拡大に関するニーズ調査の結果を踏まえ、令和5年7月からグループウェア（財務会計システム、文書管理システム等）の利用権限を拡大しました。 現在締結している各システムの契約の範囲内でのライセンス数で調整を行ったことから、追加の経費を要することなく対応できました。令和6年度実績（12月末日時点）は、事務処理件数は約7,400件で、効果額は約81万円となりました。	会計年度任用職員等の事務権限の拡大については、その効果が一部に留まっていることから、庁内での取り組み状況やグループウェアの利用状況等を共有することで、効果を全庁的に波及させます。
企画政策部	行政改革推進課	持続可能な自治体運営に向けた組織体制の強化		市としての新型コロナウイルス感染症への対応を検証することで望ましい人員体制、組織体制を構築し、持続可能な自治体運営を行います。	組織機構については、現体制を維持することとし、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新保健所のレイアウト、感染症に関する業務継続計画、職員体制のあり方などを具体的な対応に向けて関係課と検討しました。	実施計画2030の初年度となる令和8年度を目途に、新型コロナウイルス感染症の対応で生じた課題の解消を図り、再び災害級の感染症が発生した際に適切な対応を取れる体制の構築に向けて、引き続き関係課と検討を進めます。
企画政策部	行政改革推進課	インボイス制度への対応		適格請求書等保存方式（インボイス制度）に適切に対応し、事業者の仕入れ税額控除の機会の確保及び消費税の適正課税に寄与します。	全庁がインボイス制度に適切に対応できるよう、各課との連絡調整等を行いました。	引き続き、必要に応じて本制度に関する連絡調整等を行います。
企画政策部	行政改革推進課	WEB会議用ワークブース運営事業		WEB会議専用のワークブースを設置することで、庁内の会議室の効率的な運用及びWEB会議に柔軟に対応できる体制の構築を図ります。	令和5年4月1日の市の組織改正に併せて、WEB会議専用ワークブースを5台（本庁舎3階に4台、保健所に1台）設置しました。 令和6年度の実績（12月末日時点）は、1か月当たり約120件の利用があり、効果額は約46万円となりました。	WEB会議専用ワークブースは、庁内への設置と運用開始、日常的な活用に至ったことから、所期の目的を達成した状態となっています。
企画政策部	広報シティプロモーション課	シティプロモーション推進事業	シティプロモーションの推進	人口減少期にあっても本市が活力あるまちであるためには、新しい人が継続的に転入し続ける必要があります。このような将来像を達成するため、子育て世代を対象に本市への転入促進について取り組みます。 具体的には、＃ちがさき（WEBサイト）やインスタグラム等を通じた情報発信を積極的に展開するほか、移住相談、転入希望者交流会を実施し、市内への転入を促進します。	本市を訪れるきっかけや茅ヶ崎暮らしを身近に感じてもらうことを目的に、＃ちがさきで時期ごとに話題となるイベントや人などに焦点を当てた記事を作成しました。 子育て世代の定住を促進するため、子育て世代が茅ヶ崎暮らしの情報交換を行うワークショップを開催しました。 市民による茅ヶ崎暮らしの魅力の発信力向上を図るため、Instagramを活用した写真展をイオン茅ヶ崎中央店、ラスカ茅ヶ崎店や博物館、市役所で開催しました。	＃ちがさきによるWEBプロモーションや庁内や外部団体と連携し、情報発信に取り組みます。 市外の人には茅ヶ崎に訪れて、茅ヶ崎暮らしの魅力を体感してもらい、市内の人には、茅ヶ崎の魅力を知ることでもっと好きになってもらう機会を創出することで、茅ヶ崎暮らしの共感を獲得します。 市からの情報発信には限界があるため、茅ヶ崎暮らしの魅力が市民からも発信されるよう、引き続きインスタグラムを活用した＃ちがさき写真展を開催することで市民の発信力の向上を図ります。
企画政策部	広報シティプロモーション課	ふるさと納税活性化事業	ふるさと納税のさらなる推進	ふるさと納税寄附額向上のため、新たなポータルサイトの導入検討や、返礼品等の拡充を図り、本市の魅力向上とさらなる寄附の獲得の好循環を創出します。 令和5年度から、新たなポータルサイト導入、本市への来訪を促す体験型の返礼品等、新たな返礼品の発掘、さまざまな媒体を活用した積極的な情報発信を行います。	136件の返礼品を追加登録し、10社が返礼品事業者として新たに事業者登録を行い、返礼品の拡充を図りました。 寄附の循環を生むための過去の寄附者へのパンフレット送付、新規寄附者を獲得していくためのインターネット検索連動広告、記事広告、併せて直接コミュニケーションしながら、訴求ターゲットに合わせてきめ細かく返礼品等をPRするため、大規模イベントでのチラシ配付を実施しました。	引き続き、既に寄附の柱となっている返礼品についてPRを行っていくとともに、新たに柱となる返礼品を創出していくため、返礼品の拡充や訴求力強化を図り、積極的にPRを実施します。 また、リピータへの周知だけでなく、新たなターゲットを獲得し、返礼品の露出を高めていくため、新たなふるさと納税ポータルサイトの検討を進めます。
企画政策部	広報シティプロモーション課	ホームページ・SNSの情報発信機能強化		情報共有体制を強化することで、市民の自立的な活動の推進やパートナーシップを確立し、笑顔があふれる活気あるまちづくりを実現するため、茅ヶ崎市ホームページの整理・再構築およびSNSによる情報発信を拡充します。	ホームページ運営は、「ちがさき子育て応援サイト」の開設など、見やすいレイアウトを意識し、利用者のニーズに応じた取り組みを実施しました。 SNSによる情報配信は、イベントや講座の事前開催告知に加え、当日の様子などを写真や動画により配信しました。また、紙面とSNSの連携やSNS同士の連携などを行い、効果的な情報配信を心がけました。そのほかに、SNS配信の質の向上を目的として、庁内向け職員研修を実施しました。	多様な情報閲覧端末の特性に応じた「見やすさ」や「たどり着きやすさ」を意識したホームページの構築に引き続き取り組みます。 SNSを情報伝達手段として重要な社会インフラと捉え、より多くの市民に利用登録してもらうことができるような様々な媒体を利用し周知してまいります。また、利用者のニーズに応じた情報配信を引き続き実施します。
企画政策部	広報シティプロモーション課	茅ヶ崎エフエム市番組制作事業		茅ヶ崎エフエムと連携し、茅ヶ崎で暮らす魅力を市内外に伝えます。	令和6年4月より茅ヶ崎エフエムにおいて、＃ちがさきコーナーの放送を開始し、月2回（計24回）放送しました。 ゲストには、市内在住の移住者や全国大会などで活躍する子どもやアスリートを中心に出演していただき、市内での活動や市の魅力について、発信しました。	茅ヶ崎FMに市民をゲストに迎え、市の魅力を伝える番組を制作することで、市内外に対して重層的なプロモーションを展開します。 出演にあたっては、移住者や子供、スポーツや文化など、幅広い分野から出演いただき、茅ヶ崎の魅力を様々な角度から紹介していきます。
企画政策部	デジタル推進課	DX推進事業（PMH連携事業）		現在、健康保険証と紙の医療証で行っている医療費助成を、デジタル庁が構築したPMH（医療費助成の受給者証の情報を自治体から医療機関に渡すためのシステム）を介して行うことが、令和8年度から開始される予定です。 それに先立ち、令和6年度に先行実施する自治体をデジタル庁が募集しており、先行実施自治体はPMHに接続するためのインシヤルコストを国が負担することとなっており、先行実施自治体として本市が応募します。	小児医療費、ひとり親医療費、重度障がい者医療費助成を対象に、デジタル庁が構築したPMHと本市のシステムを接続するための作業を実施しました。	国が提唱する医療DX推進の取り組みとして、医療分野でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進が図られるよう、マイナ保険証の紐づけ支援等を引き続き実施します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
企画政策部	デジタル推進課	自治体情報システム標準化・共通化事業		利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、人的・財政的な負担の軽減を図るため、令和7年度までに、ガバメントクラウド等を活用した標準準拠システムへと移行し、情報技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	標準仕様に準拠したシステムの詳細が明らかになってきたことから、業務ごとに新たなシステムの理解やシステム設定値の検討、現行運用との差分の整理、移行後の運用検討等を進めるとともに、ガバメントクラウド利用開始に係る手続を行いました。 標準化対象外業務とのデータ連携等も必要となることから、来年度円滑に移行できるよう関係するシステムベンダーと調整を行いました。	国が対応期限と定めている令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を目指し、データ移行や検証作業等を進めます。 また、システムが変更となることに伴い必要となる、職員が利用する端末のバージョンアップ等を進めるとともに、基幹系システムからの大量帳票印刷等の事務改善に取り組みます。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（DX人材育成）		茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、職員に対してDXに関する研修を実施し、DXに関する理念の理解ならびに職員の意識改革を行います。	国が策定した「自治体DX全体手順書」のステップ0に位置付けられている「DXの認識共有・機運醸成」を行うため、担当職員向けに改めてDXの必要性や重要性を再認識するたえの研修を実施しました。	引き続き、認識共有・機運醸成のための研修等を実施し、デジタル・トランスフォーメーションを推進します。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（デジタルペイド対策）		茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、より多くの市民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、デジタルペイド対策等を実施します。	昨年度に引き続き、国の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、民間事業者と協業し市役所本庁舎及び5公民館にて「スマートフォン教室」を開催し、33人の市民に参加いただきました。 また、「マイナンバーカードと保険証の紐づけ」「公金受取口座登録」について、本庁舎1階にて手続き支援を行いました。	引き続き、全ての市民等が安全に、安心してデジタル化の恩恵を受けることができるよう、支援を行います。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（最新技術の調査研究等）		デジタル化における様々な最新技術を、無償トライアルの活用を通じて調査研究し、行政事務の効率化を図ります。	ノーコードツールについて、1年間の無償トライアルを経て令和5年度から本格導入を行い、議会事務、全庁的な情報共有や照会事務のほか、新たに外部事業者等とのやり取りにて活用するとともに、希望者向け研修を実施しました。 タブレット端末・クラウド型文書共有システムについては、市議会や各種会議等で活用するとともに、現場調査や窓口説明等、活用を希望する課かいに貸し出しを行いました。 また、書かない窓口については対象となる窓口・手続きを増やすため、3課で準備を進めました。 なお、生成AIについて無償トライアルを実施するとともに、活用推進等のため、ガイドラインを策定しました。	ノーコードツールについては、引き続き対象業務を拡大するとともに、希望者向け研修を継続します。 タブレット端末・クラウド型文書共有システムについては、引き続きペーパレス化の推進を図ります。 生成AIについては、有償版導入を目指し、情報収集・無償トライアルを実施します。 また、書かない窓口についても、安定的な運用と共に、引き続き対象手続きの拡大に向け取り組みます。
企画政策部	デジタル推進課	庁内システム管理事業		LGWAN回線を増強するとともにグループウェア等を更新することで、DX推進に係る庁内インフラを整備します。	グループウェアにつきまして、現在の業務が継続可能かつより利便な機能を有するシステムに更新しました。また、情報基盤整備パソコンにつきまして、職員の新しい働き方への対応やペーパレス会議の推進を見据えて、無線LAN対応のための準備を行いました。	令和6年度に更新したグループウェアシステムの活用を推進するとともに予定されている基幹系システム用の端末更新を適切に行います。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（RPA利用の推進）		RPAのライセンス及び専用端末を追加購入し、行政事務の効率化を図ります。	RPAライセンスはフル機能版（12ライセンス）、実行版（17ライセンス）を使用し、多くの業務（約20,500時間分【前年度は約6,100時間】）にて活用しています。また、希望者向けの研修会・相談会を随時実施し、より多くの職員が活用できるよう努めました。	引き続き、希望者向けの研修会・相談会を開催し、より多くの業務での使用を推進します。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（AI-OCRの導入）		AI-OCRを導入し、紙媒体の手入力を削減し、行政事務の効率化を図ります。	紙資料の廃止や手続のオンライン化を進めている一方で、紙媒体を継続して使用せざるを得ない手続が一定程度存在しており、紙媒体に記載の情報を各システムに手入力を行っています。 手入力については、入力誤りのリスクがあることから、AI-OCRのトライアル実施後に正式に導入し、8課かいにて活用しました。	引き続き、複数課かいにてAI-OCRを活用し、手入力を無くしたミスの削減・業務効率化を目指すとともに、効果を踏まえつつ横展開可能な業務について検討を行います。
企画政策部	デジタル推進課	デジタル化推進事業（DX研修）		茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、職員に対してDXに関する研修を実施し、DXに関する理念の理解ならびに職員の意識改革を行います。	国が策定した「自治体DX全体手順書」のステップ0に位置付けられている「DXの認識共有・機運醸成」を行うため、担当職員向けに改めてDXの必要性や重要性を再認識するための研修を実施しました。	引き続き、認識共有・機運醸成のための研修等を実施し、デジタル・トランスフォーメーションを推進します。
企画政策部	デジタル推進課	庁内ネットワーク無線LAN整備事業		タブレット端末で行っている業務を一人一台パソコンの機能に統合し、運用経費の圧縮と職員の利便性向上を同時に実現するため、庁内ネットワークにおける無線LAN環境を整備します。令和8年度末に保守対応期限が切れた後にタブレット端末を更新する台数を最小限に抑えるとともに、ペーパレス会議をより一層推進し、庁内ネットワークを利用した円滑な会議運営を実現するものです。	令和6年12月補正予算を計上し、本庁舎6階議場、5階庁議室等に無線LAN環境を構築するための準備を行いました。	令和6年度から構築している無線LAN環境により、タブレット端末で行っている業務を一人一台パソコンの機能に統合するための準備を行います。
企画政策部	デジタル推進課 市民課 市民税課 収納課 資産税課 資産経営課	デジタル化推進事業（電子申請の推進）	デジタル化の推進	茅ヶ崎市におけるデジタル化を推進し、さらなる利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、既存の電子申請システムに決済機能を追加するとともに、国のシステムであるマイナポータルからも電子申請可能（子育て・介護等）とする仕組みを構築することで、非対面・非来庁型行政サービスを推進します。 また、特に国民の利便性向上に資する手続きである子育て・介護関係手続きをはじめ、令和5年度以降、国が追加する手続さについて、必要性等を見極め、申請管理システム等の修正を行います。	電子申請システムについては、680手続にて活用するとともに、「住民票等の写し（住民票、戸籍謄抄本）」及び「各種税証証明書」はクレジット決済を可能とし、非対面・非来庁型サービスを推進しました。 また、市の手続における電子申請の進捗に関する調査を実施し、申請件数が多い手続について、一部電子化を図りました。	引き続き、現在電子申請対象となっていない業務について、順次オンライン化を推進し、更なる非対面・非来庁型サービスの推進を図ります。
くらし安心部	市民自治推進課	（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設整備事業	地域活動の拠点づくり	市民主体のまちづくりを推進し、継続的に地域活動を支援していくため、市営高田住宅跡地に、（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設を整備します。 実施計画期間中は、主に基本設計・実施設計（令和5年度・令和6年度）、建設工事（令和7年度）等を行い、令和8年10月の開館を目指します。	施設整備懇談会を引き続き実施し、令和6年11月に実施設計を完了しました。設計完了後、早期の建築着手を目指すため、令和6年度から契約準備を行えるよう予算措置を行いました	令和8年10月の施設開館を目指し、建築工事の着工を目指します。
くらし安心部	市民自治推進課	地域集会施設管理運営業務（予防保全）		令和5年度に茅ヶ崎地区コミュニティセンターの空調を更新します。	令和5年11月に更新し事業完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
くらし安心部	市民自治推進課	市民活動サポートセンター管理運営業務（予防保全）		令和5年度に市民活動サポートセンターの空調を更新します。	令和5年11月に更新し事業完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
くらし安心部	市民自治推進課	多様な主体との協働の推進事業	市民活動団体や企業などと連携コーディネート	人口減少や少子高齢化の進展など社会構造が大きく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、協働は本市のまちづくりに欠かせないものです。 こういった状況を踏まえ、市民活動団体などの多様な主体ならではの当事者性や専門性、ネットワークなど、行政とは異なる特性を生かした協働が進むよう、情報の受発信や相談受付、研修の実施、市民活動サポートセンターと連携した事業などを期間中随時実施します。また、市民活動推進委員会（附属機関）などの意見を踏まえた取り組みの見直しも随時実施します。	社会状況が変化する中、市民活動団体と課題等に関して情報共有の場を開催し意見交換を行いました。また、協働に関する相談対応や令和7年2月に実施する市民活動サポートセンターの事業であるミライトークの調整などを実施しました。	令和7年度は、職員の協働に関するアンケートの実施し認識の確認や求められている研修などの状況把握をし効果的な研修に繋げていきます。また、市民活動団体等と交流を目的としたワークショップなどを実施する見込みです。
くらし安心部	市民自治推進課	市民参加推進・啓発事業		市民参加に関して必要な事項を定めた茅ヶ崎市市民参加条例では、4年を超えない期間ごとに条例の施行状況を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない、とされています。 このことを受け、令和6年度は、市民アンケート、ヒアリング、学識経験者への意見聴取、パブリックコメント手続などを実施し、検証を進めました。	市民参加に対する意識を把握するための市民アンケートやアンケート紙面上では読み取れないニーズや課題を把握するためのヒアリングを実施しました。その後、市民同士の話し合いによるアイデアの集約を目的としたワークショップ、学識経験者への意見聴取を実施し、市の現状や今後の方向性を整理しながら検証を進めました。また、検証結果を「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況に関する検証（素案）」としてまとめ、パブリックコメント手続や説明会を実施し、市民から幅広い意見を聴取しました。	検証の結果、令和2年度の検証で位置づけた「市民参加の機会の情報発信」や「市民参加の反映状況に関する情報発信」に継続して取り組みます。また、新たな視点として、市民参加の方法を実施する際は、テーマに関わりのある市民や興味のある市民などに対して効果的な周知・啓発となるよう、情報発信の方法を工夫します。さらに、これらの取り組みを適正に運用するため、研修等を通じて職員に周知していきます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
くらし安心部	防災対策課	要配慮者対策事業	災害時要配慮者の支援体制強化	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登載者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、令和6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	個別避難計画作成に向け、福祉部と協力し取組みを進めました。令和5年度に実施した13地区の意見交換や取組みを先行して進めている地区における課題や事例等を抽出し地域向けの支援の手引き（案）を作成、まちから協議会連絡会において共有を図りました。また、各地区の取組み状況を調査し、現状の把握を行いました。個別避難計画作成については、チェックリストの分析結果をもとに優先度の高い方を先行して市が順次作成する予定です。	13地区において意見交換を実施し、各地区からの意見等を踏まえ地域向けの支援の手引き（案）を更新し、完成・公表していきます。優先度の高い対象者以外の個別避難計画の作成については、地域による個別避難計画の作成に向けて、地域との対話を進めていく予定です。
くらし安心部	防災対策課	地域自主防災活動促進事業		地域において、住民の防災意識が高まり、平時から災害による被害を最小限に抑える減災活動が行われるよう、地域防災力の向上を目指します。災害時に自主防災組織が効果的な応急対策活動を実施できるよう、活動マニュアル作成の支援や、内容の充実化に向けた指導助言を行うとともに、自主防災組織と連携した意識啓発事業を実施します。地域での防災訓練などにおける指導役となる方を養成するため、指導者育成講座を実施します。指導者育成講座を受講した防災リーダーに対する活動の場の構築を進め、防災リーダー同士が地区の垣根を越えて総合に情報交換を行い、自主的な活動の促進に向けた機会を提供します。	市が作成した防災訓練ポイントブックをもとに、地域の課題を踏まえた防災訓練を実施していけるよう各地区の訓練を支援しました。すでに活動している防災リーダーに対するフォローアップ研修には延べ498人が参加し、新任防災リーダー養成研修へは143名が参加予定となっています。自主防災組織等の活動を紹介する防災展を開催し、地域団体同士で情報交換を行いながら、地域が主体的に防災活動を促進していけるよう啓発に努めました。	「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の精神に基づく自主防災活動がより一層進むよう、防災訓練や防災リーダー研修等を通じ、地域活動を支援します。地域の課題解決には、同じ課題を共有する地域の団体同士が相互に情報共有を行い、協力関係を築きながら取り組みを参考に課題解決のヒントを見出していくことも大切となることから、研修や防災展などを開催する際には、情報交換を行えるような機会を創出します。
くらし安心部	防災対策課	危機管理体制強化推進事業		危機事態及び自然災害等のさまざまな危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全・安心並びに行政に対する信頼を確保するため、危機の発生を予測・予知し、その危機を未然防止、回避又は被害の軽減を図るため、市としての対応や判断を円滑に行うことができる体制の検討、構築を行います。	市の危機管理体制を強化するため、部局長や課長、各課に設置した危機管理主任、一般職員それぞれに対して、危機事態発生時の初動対応や状況報告手順などの理解向上に向けた研修を実施しました。なお、研修にあたっては外部から委嘱している危機管理アドバイザーの助言を得ながら実施しました。また、危機管理の考え方、理解の向上に資するニュース発行や、実際に生じた危機事態の共有を適宜行い、職員への注意喚起に努めました。	市の防災対策のより一層の推進に向け、危機管理アドバイザーと連携しながら、現在の本市の危機管理の問題点等を精査し、必要な体制を検討します。あわせて職員の危機管理意識の更なる向上を目指します。
くらし安心部	防災対策課	防災倉庫・資機材等整備管理事業		災害による被害の軽減及び市民の安全・安心を確保し、災害時の混乱予防につなげていくために、備蓄物品等の維持管理、応急対策用資機材・防災倉庫等の整備及び維持管理方針の検討、災害時のトイレ対策の検討を行います。	災害時に備蓄資機材を活用できるようにするため、令和4年度に購入した資機材を中心に、住民に対して地区訓練等による周知、拠点配備職員に対しては取扱い研修を実施しました。食料等の備蓄物品については、賞味期限等による入替を実施しながら、今後の備蓄物品見直しに向けた情報収集を実施しました。トイレ対策については、簡易トイレの自己備蓄を備えのポイントの1つとして、住民向けの講座や地区訓練等で周知・啓発を実施しました。	災害時活用のための防災資機材の周知、研修等の取組は引き続き実施します。備蓄物品は能登半島地震の教訓を踏まえ更新する予定です。トイレ対策については、下水道部とマンホールトイレ設置についての検討を予定しています。
くらし安心部	防災対策課	防災啓発事業（備えるフェア・消防防災フェス）		激甚化・頻発化する災害に対応するためには、行政主導の防災対策に加え、市民一人一人が「自分の命は自分で守る」という「自助」の認識を持つことが重要となります。日頃から災害への備えを行い、地域住民の助け合いによる主体的な防災活動が実施できるように取り組みます。小・中学校における防災教育、市内店舗と連携した防災用品普及促進の取り組み（ちがさき備えるフェア）を実施し、自助の促進と防災意識の向上を図ります。また、消防本部と連携して実施する消防防災フェスティバルを通じて、火災や災害などから身を守る行動力の向上と意識の高揚を図ります。	ちがさき備えるフェアは協力店舗と連携し年度内に2回実施し、消防防災フェスティバルは多くの来場者（約7350人）（令和5年：約4500人）があり、防災意識の向上に向けた研修を実施しました。なお、研修にあたっては食料等の備蓄物品については、賞味期限等による入替を実施しながら、今後の備蓄物品見直しに向けた情報収集を実施しました。トイレ対策については、簡易トイレの自己備蓄を備えのポイントの1つとして、住民向けの講座や地区訓練等で周知・啓発を実施しました。	令和6年能登半島地震や南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたこと等を踏まえ、市民の災害や防災への関心が高まっていることから、学校防災教育、ちがさき備えるフェア、消防防災フェスティバルについては継続して実施します。どの事業もターゲット層が異なり、幅広い年代に防災啓発を実施することで、本市の防災力向上を図ります。
くらし安心部	防災対策課	避難対策事業		想定される災害リスクを回避し、さまざまな事情を抱えるすべての避難者の命と安全を守ることができる避難環境の確保を図ります。「届出避難所」として地域などからの事前の届出により、自主的な運営で自治会館等を避難所として使用できるようにする取り組みや、「福祉避難所」の体制強化の観点から障がい者や高齢者等の要配慮者の避難先として総合体育館を指定福祉避難所として活用できるよう取り組みを推進します。また、マイ・タイムラインの作成を周知し、市民の自主的かつ安全な避難行動を促進します。	届出避難所の検討に向け、他自治体の取組などを参考に検討を進めました。推進にあたり市民や地域の理解、避難行動要支援者制度の取組と並行し進める必要があるなど、課題を捉え検討を進める必要があります。福祉避難所の確保に向け、福祉部と協力して取組を実施。総合体育館の指定福祉避難所指定は、令和7年4月の運用開始に向け協定内容などを協議。協定福祉避難所は、具体的な活用に向けた検討を進めるため協定先と意見交換を実施しました。	届出避難所については、避難行動要支援者制度の推進に併せ地域の意見も踏まえ、制度化に向け検討を進めます。小中学校の空調設備の整備やトイレ改修などの進捗、能登半島地震の課題などを踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しを進めます。福祉避難所の活用については、福祉部と協力し進める。総合体育館の指定福祉避難所指定は、運用方法等の詳細を決めていきます。協定福祉避難所は、引き続き協定先との調整を実施します。
くらし安心部	防災対策課	防災情報市民伝達事業		災害時に市民が適切な行動をとり、自身の生命、身体や財産を守ることができるよう、防災情報や緊急性の高い情報を確実に受け取れるようにすることが重要です。市ホームページやメール配信サービス、防災ラジオ、テレビデータ放送など、防災情報発信手段が複数あることから、令和5年度にアンケートを実施し、市民の防災情報取得方法などの傾向を把握します。アンケートの結果を踏まえ、最適な情報発信のあり方を検討します。	市民の防災情報の取得方法等の傾向を把握するため実施したアンケートの結果のとりまとめを行い、その結果および情報伝達手段の特徴や災害時の時間経過、整備費用等を踏まえて、効率的・効果的な防災情報の発信について検討を進めました。	これまでの検討経過をふまえ、市民に防災情報が正しく伝えることができるよう、必要となる各種取組を進めていきます。
くらし安心部	安全対策課	自転車駐車場管理運営及び施設整備事業		駅周辺の放置自転車の防止および自転車利用の促進を図り、市民の安全で快適な生活を確保するため、駅周辺の9か所に市営自転車駐車場を設置しています。令和4年度に実施した「茅ヶ崎市4駅（茅ヶ崎駅、辻堂駅、香川駅、北茅ヶ崎駅）周辺自転車駐車場需要調査」の調査結果を踏まえ、自転車駐車場の統廃合・複合化・集約化を視野に入れながら、市民ニーズにあった自転車駐車場の運営方法等を検討します。	令和6年度では、耐用年数を令和8年度末を迎える新栄町第一自転車駐車場を調査対象とした、サウンディング型市場調査の結果を取りまとめ、結果として貸付方式による需要がなかったため、当該駐輪場の再整備については建替えによる再整備を基本として進めることとしました。また、「整備手法公民連携推進のための基本的な考え方」や「PPP事業手法優先的検討ガイドライン」により、簡易VFMの算出を行いました。併せて、公設民営と民設民営における事業スキームの比較・整理を行いました。さらには、耐用年数を過ぎる令和9年当初から解体工事に着手できる様、解体に必要なアスベスト含有調査の予算を計上しました。	令和7年度においては、新栄町第一自転車駐車場が令和8年度末に耐用年数を迎えるため、解体工事前に必要なアスベスト含有調査を実施し、適正・適切な処分を含む積算の資料とします。また、事業手法の選定に至っては、より高いVFMを見込める手法について、内閣府のPPP/PFI専門家派遣制度を活用し、再整備方針を定めていきます。なお、その他の市営自転車駐車場の再整備等については、公共施設等個別施設計画に基づき検討していきます。
くらし安心部	安全対策課	交通安全啓発事業		保育園・幼稚園の幼児や小中高等学校の児童生徒、一般企業等を対象とした交通安全教室を実施しました。（年間113回見込）また、道路交通法が改正され、自転車のながらスマホ、酒気帯び運転及びぼう助が罰則化（令和6年11月1日施行）されたことから、広報紙や市ホームページ、SNSでの周知のほか、茅ヶ崎警察署と連携して、通学で自転車を利用する機会が多い市内高等学校に直接訪問しての説明、飲酒の提供機会のある駅周辺の飲食店に対しての周知啓発活動を実施しました。さらには、全国交通安全運動に合わせ、駅前や小学校でのキャンペーン活動、ペダストリアンツッキ上部のほか、国道や県道を跨ぐ歩道橋への横断幕の掲出等を実施しました。ライフステージに応じた交通安全教育の実施に向けて、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会、茅ヶ崎警察署と連携し、年齢層ごとの取組の方向性について整理しました。	令和6年度では、耐用年数を令和8年度末を迎える新栄町第一自転車駐車場を調査対象とした、サウンディング型市場調査の結果を取りまとめ、結果として貸付方式による需要がなかったため、当該駐輪場の再整備については建替えによる再整備を基本として進めることとしました。また、「整備手法公民連携推進のための基本的な考え方」や「PPP事業手法優先的検討ガイドライン」により、簡易VFMの算出を行いました。併せて、公設民営と民設民営における事業スキームの比較・整理を行いました。さらには、耐用年数を過ぎる令和9年当初から解体工事に着手できる様、解体に必要なアスベスト含有調査の予算を計上しました。	令和7年度においては、新栄町第一自転車駐車場が令和8年度末に耐用年数を迎えるため、解体工事前に必要なアスベスト含有調査を実施し、適正・適切な処分を含む積算の資料とします。また、事業手法の選定に至っては、より高いVFMを見込める手法について、内閣府のPPP/PFI専門家派遣制度を活用し、再整備方針を定めていきます。なお、その他の市営自転車駐車場の再整備等については、公共施設等個別施設計画に基づき検討していきます。
くらし安心部	安全対策課	交通安全計画等策定・進行管理事務		本市における交通事故の現状を分析し、交通安全教育を拡充し、交通事故の減少を図ります。民間団体や企業などとのコラボレーションにより新たな力を活用し、今までに交通安全教室を実施していない階層にアプローチし、受講者の拡大を図ります。	令和6年度では、耐用年数を令和8年度末を迎える新栄町第一自転車駐車場を調査対象とした、サウンディング型市場調査の結果を取りまとめ、結果として貸付方式による需要がなかったため、当該駐輪場の再整備については建替えによる再整備を基本として進めることとしました。また、「整備手法公民連携推進のための基本的な考え方」や「PPP事業手法優先的検討ガイドライン」により、簡易VFMの算出を行いました。併せて、公設民営と民設民営における事業スキームの比較・整理を行いました。さらには、耐用年数を過ぎる令和9年当初から解体工事に着手できる様、解体に必要なアスベスト含有調査の予算を計上しました。	令和7年度においては、新栄町第一自転車駐車場が令和8年度末に耐用年数を迎えるため、解体工事前に必要なアスベスト含有調査を実施し、適正・適切な処分を含む積算の資料とします。また、事業手法の選定に至っては、より高いVFMを見込める手法について、内閣府のPPP/PFI専門家派遣制度を活用し、再整備方針を定めていきます。なお、その他の市営自転車駐車場の再整備等については、公共施設等個別施設計画に基づき検討していきます。
くらし安心部	安全対策課	自動車駐車場管理運営事業		茅ヶ崎第一駐車場土地利活用事業によって整備される駐車場は行政拠点地区内に位置する駐車場であることから、茅ヶ崎第2、3、4駐車場と同様の相互利用できる駐車場にするため、市役所、総合体育館、市民文化会館の利用者に対して、適切な減免処理をするものです。事業者からの提案としては、市役所等利用者の減免額については、「その負担額を市役所等へ請求する」とされており、市役所等窓口サービスを受けるために駐車場を利用された場合、現行の1時間の減免に準じる額、1回の駐車あたり200円/1時間負担する必要があります。	事業者から、令和7年2月3日（月）から「茅ヶ崎中央パーキング」の運用を開始すると報告を受け、令和6年度（令和7年2月3日～3月末まで）の市役所等利用者の減免分を負担するため、令和6年第4回定例会において補正予算を計上しました。事業者からの実績報告等を精査し、令和7年4月中に負担金の支出を行います。	茅ヶ崎中央パーキングに駐車し、市役所等を利用する実績を把握するとともに、事業者から提出される実績報告書の内容等を精査し、減免負担分として適正な負担を行います。
くらし安心部	市民相談課	消費生活相談事業		現行の「全国消費生活情報ネットワークシステム」から新しい「相談支援システム」への切替が、令和8年10月に実施予定であり、全国的なスケジュールに合わせて、システムの入替えとオンライン相談体制の整備を行います。	全国消費生活情報ネットワークシステムの入れ替えにあたり、国が定めた当初導入スケジュールに遅れが出ていますが、システムの回線・端末等の推奨環境が、本市にて対応可能かについて、関係課や県との協議を進めました。	国が定めるシステム入れ替え導入スケジュールに合わせ、引き続き、システムの回線・端末等の推奨環境が、本市にて対応可能かについて、関係課や県との協議を行い、端末にて実際に検証作業を行い、オンライン相談体制の整備事業に取り組みます。
市民部	市民課	市民窓口センター廃止業務		令和6年3月末日をもって、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを廃止しました。	周知を図り、「市民ギャラリー、茅ヶ崎市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスバ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針」を策定し、両市民窓口センターは令和6年3月末日に廃止しました。廃止後は不要物品の処理、施設周辺の「市民窓口センター」表記物の撤去を順次行っており、7年3月末までに終了予定です。	令和6年度までに計画期間中の取り組みが完了しました。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
市民部	市民課	萩園市民窓口センター空きスペース管理事業		萩園ケアセンター（萩園いこいの里、萩園市民窓口センター廃止後スペースを含む）の空調設備を更新します。	令和5年度中は、通常どおり開館及び維持管理を行います。また、廃止後のスペースは民間貸付の検討が進めているため、窓口センター機能を引き揚げた後のスペースは継続して維持管理を行う必要があります。また、空調設備に一部不具合が生じているため、令和6年度に萩園ケアセンター施設内全体の空調設備改修を実施しました。	令和6年度までに計画期間中の取り組みが完了しました。
市民部	市民課	システム標準化・共通化 住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票・コンビニ交付システムの再構築事業		住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・戸籍の附票の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	標準準拠システムに必要な設定作業を行い、標準準拠システムへのデータ移行作業を行い、エラーデータの確認・修正作業を行いました。また、国から提示された仕様書・パンダーからの資料を確認し、職員とのシステム理解を深めました。	戸籍・戸籍の附票システムについては令和7年10月、住民基本台帳・印鑑登録システムについては令和8年1月の本番稼働を見据え、引き続き、標準準拠システムへのデータ移行作業を行い、エラーデータの確認修正作業を行います。また、運用構築、運用回避できなかった機能への対応、各システムへのデータ連携の調整を行い、職員の新しいシステムへの理解を深め、本番稼働に備えます。
市民部	市民課	戸籍事務へのマイナンバー制度導入関連事務		戸籍法等の改正に基づき、市民の戸籍の届出や証明書発行に関する手続きの効率化・利便性の向上を図ります。また、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ること及びマイナンバーカードの海外利用を実現するため、マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」が追加されます。氏名の振り仮名を公証するために戸籍の記載事項に読み仮名を追加します。	令和6年3月1日から戸籍事務内連携の運用が開始され、戸籍謄本等の広域交付や戸籍届出時の戸籍謄本添付の省略が実現しました。今後は、マイナンバーや戸籍電子証明書提供用識別符号を利用した各行政機関による戸籍関係情報の照会が順次可能となります。国民がマイナポータルを利用し、マイナンバーや戸籍電子証明書提供用識別符号を各行政機関に提供することにより来庁不要となる手続きが増えるため、利便性が向上します。	マイナンバーカードを国外でも利用可能とするため、カードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加することになりました。現在振り仮名を公証するものがないため、戸籍に「氏名の振り仮名」を追加します。令和7年5月26日以降に茅ヶ崎市の本籍人宛に戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知書を送付します。通知書に記載された振り仮名が誤っている場合は届出をしていただき振り仮名を確定させます。
市民部	市民課	デジタル手続法施行に伴う事務		住民基本台帳法等の改正に基づき、令和6年度までに段階的に関連システムの改修を実施し、公証範囲の拡大など課題に対応します。具体的には、住民票除票・戸籍の除附票の保存期間が150年に拡大されるほか、マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようにすることなどによって、国外転出者の本人確認情報の公証の範囲が拡大します。	マイナンバーカード・電子証明書の国外利用の開始に伴う市民の利便性向上のため、マイナンバーカード・電子証明書を国外でも利用できるようにするためのシステム改修を行いました。	令和6年度までに計画期間中の取り組みが完了しました。
市民部	市民課	マイナンバーカードの取得支援業務		マイナンバーカードの交付拡大に向け、令和5年度から令和7年度にかけて商業施設等にブースを設け、カードの交付申請に必要な手続きのサポートを行います。マイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを設置することにより、問い合わせをつながりやすくし、市民の利便性向上を図ります。	令和5年度に公共施設や商業施設においてマイナンバーカードの交付申請に必要な手続きのサポートを行った際の実績をかまえ、より多くの市民が訪れやすい商業施設に特化したうえで開催時間等を変更し行うことにより、申請数の増加を図りました。つながりやすい市民の問い合わせ先としてマイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを継続して運営することにより、問合せや情報が入りやすくなり、さらなる市民の利便性の向上を図りました。	令和7年度は平成28年度の制度開始初期にカードを所有された方のカード自体の更新による再交付申請、マイナ保険証への切替、免許証との一体化の影響等による市民からの強い必要があることを考慮し、集客力の高い商業施設に特化したうえで開催し、市民が手軽にマイナンバーカードを申請しやすい環境を維持します。また、引き続きつながりやすい市民の問い合わせ先としてマイナンバーカード関連の問い合わせ専用のコールセンターを継続して運営することにより、問合せや情報が入りやすくなり、さらなる市民の利便性の向上を図ります。
市民部	市民課	マイナンバーカード交付管理システム導入		マイナンバーカード発行事務の管理について、令和6年12月2日開始のマイナンバーカード特急発行、令和8年目途の認証アルゴリズム規格変更に伴う電子証明書更新時の次期カード取得への前倒し、10年更新件数増大を見据え、帳簿乱立の改善や住基システムとの連携を考慮し、交付管理システム導入を行うものです。	令和6年12月末に導入構築作業が完了し、令和7年1月より稼働しました。当該交付管理システムによる一元管理が実現しました。住基システムとの連携による対象者情報の速やかな把握や一元管理による帳簿乱立からの脱却により、事務効率が向上しました。	交付管理システムによる一元管理を進め、より一層の事務効率向上をはかります。
市民部	小出支所	茅ヶ崎市斎場の施設再整備等事業（予防保全）		茅ヶ崎市斎場の予防保全工事として、令和7年度に外壁及び電灯設備一部改修並びに屋上防水工事を行います。	斎場の施設再整備の検討と並行して、先行して実施する事業の抽出と実施内容の検討を行いました。広域連携事業の相手方である寒川町と協議の上、令和7年度予算の調整を行いました。	斎場の施設再整備等事業において、外壁及び電灯設備一部改修並びに屋上防水工事を行います。
市民部	小出支所	茅ヶ崎市斎場の施設再整備等事業		茅ヶ崎市斎場は、供用開始から31年が経過し、施設自体の老朽化が進んでおり、施設設備の更新が必要となっています。「多死社会」を迎え、今後の火葬件数の増加が予想されているため、将来を見据えて施設の再整備計画を策定し、計画的な再整備を推進します。	再整備のための基礎調査として、県内市町村斎場施設や全国自治体斎場の再整備状況の調査を行い、将来の火葬需要件数の予測や広域連携事業の相手方である寒川町と協議を実施しました。茅ヶ崎市斎場の再整備を実施するにあたり、課題として火葬業務を継続しながら改修工事を実施するため、火葬業務と火葬炉設備・建物の改修工事等の検討を行い、次年度の実施計画事務事業への位置付けに向けた準備を進めました。	実施計画事務事業の計画に併せて、斎場再整備を推進するための基本計画等を策定します。
市民部	小出支所	茅ヶ崎市斎場火葬炉設備等修繕事業		支障なく火葬業務を行うため、火葬炉等施設を計画的に修繕を行います。	火葬炉台車ブロック交換修繕、主燃Nブロック、主燃炉バーナーコンバスター及びフレームコーン交換修繕を実施し、棺台車を更新しました。	電気集塵機盤内機器更新、電気集塵機ソーケンサー更新、電気集塵機加温ヒーター温度計交換、炉圧・排ガス制御用コントロールモーター交換、炉圧発信器交換、炉圧タンパー交換、駆動装置モーター及び光電管交換、電動チェーンブロック交換、残欠配管修繕、断熱扉リミットスイッチ交換、化粧屏駆動装置交換及び収台車の更新を予定しています。
市民部	収納課	収納環境の集約に向けた整備	デジタル化の推進	公金収納事務の効率化や合理化、また利便性の向上の観点から、公金全体の収納チャネルの見直しや、収納環境電子化に向けた整備を進めます。公金収納事務のデジタル化の観点から、コンビニ納付やスマホアプリ納付を積極的に活用します。現在、紙文書で申し込みを受け付けている口座振替について、WEBによる口座振替受付サービスに切り替えます。これにより、時間を選ばず、非対面でスピーディーな処理を可能とするとともに、利用者の利便性向上を図ります。	市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）、保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）及びその他公金（一般廃棄物処理手数料）を対象としたWEB口座振替受付サービスについて、利用者の拡大を図るため指定金融機関を含む金融機関の支店へ出向き、金融機関からもサービスの案内ができるよう、操作方法やメリット等の説明を行い普及、啓発を進めました。また、地方税統一QRコードを活用した電子納付であるeLTAXについて、SNSやデジタルサイネージの他、納税通知書等の封筒裏面を活用し周知を図りました。さらに、公金収納キャッシュレス化プロジェクトチームにおいて、金融機関の窓口収納手数料負担の動向を注視しながら、財務会計システムから発行する納付書でのキャッシュレス決済やコンビニ納付の利用拡大や、学校給食費をWEB口座振替受付サービスの対象とするための諸調整を進めました。	市税だけではなく公金全体に係る収納環境の電子化に向けた検討を進めます。地方税統一QRコードを活用した納付について、その納付率等の効果を検証するとともにeLTAXを通じた電子納付を推進するべく周知及び啓発を進めるとともに、地方税以外への活用拡大に係る検討や調整を行います。また、WEB口座振替受付サービスについてさらなる周知を図るとともに、対象となる金融機関や利用者の拡大に向けて普及及び啓発を進めます。
市民部	収納課	システム標準化・共通化 基幹税務システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	パンダーから提供された機能要件や帳票要件を基にシステムの検証を進めるとともに、標準システム移行後の収納管理、滞納管理及び軽自動車税に係る事務を適正に執行するうえでの運用について課題の検討を行いました。	収納管理、滞納管理及び軽自動車税に係る税業務について、令和7年度の導入へ向けてパンダーから提供される標準準拠機能を実装したシステムの稼働確認及び現行システムから移行されたデータの精査を行い運用構築へ向けた調整を進めます。
市民部	収納課	預金等調査におけるデジタル化の推進		市税滞納者の納付資力の早期見極めおよび迅速な滞納処分を実施するため、令和5年2月に滞納整理業務における預金調査のデジタル化を行いオンラインによる照会・回答を可能としました。オンラインによる調査業務の安定的な運用を図り、回答期間の大幅な短縮およびRPAの活用により業務効率化を進めます。また、対応金融機関の拡充や他債権調査のデジタル化に関する導入の検討を進めます。	オンラインによる預金調査件数は約81,000件と文書による預金調査と比べ約4.6倍と大幅に増加した事で、納税者の納付資力を早期に見極める事が可能となりました。【オンライン調査による差押件数】：令和5年度108件、令和6年度170件（約1.6倍）【換価額】令和5年度11,428,554円、令和6年度14,306,480円（約1.25倍）	市税滞納者の納付資力の見極めをし、迅速な滞納処分を実施するため、引き続きオンラインによる預貯金の照会・回答を有効に活用していきます。また、対象の保険会社はまだ少ないものの、新たにオンラインによる保険契約の照会・回答が可能となることから、安定的な運用を早期に図り、活用していきます。
市民部	市民税課	システム標準化・共通化 基幹税務システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	パンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準システム移行後の個人・法人住民税に係る事務を執行するうえでの運用について差分確認及び帳票印刷に係る大きな変更点を外部委託先や関係各課と連携し実働に耐えられる運用設計を行うとともに予算規模の把握を行いました。	個人・法人住民税に係る税業務について、令和7年度の導入へ向けて、パンダーから提供される標準準拠機能を実装したシステムパッケージの稼働確認及び現行システムから移行されたデータの精査を行います。標準準拠システム移行後、令和7年度課税の変更処理、令和8年度当初課税処理と同時進行する中でも安定的な運用が行えるよう、事前に同様の環境でのテストを実施します。
市民部	資産税課	システム標準化・共通化 基幹税務システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	パンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に適正な固定資産評価事務を執行する上での運用について課題の検討、システムの検証を実施しました。	固定資産税評価に係る業務について、令和7年度の標準準拠システム導入へ向けて、国が定める標準仕様書が規定する実装機能を搭載したシステムのデータ移行及び運用構築へ向けた業務を実施します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
市民部	資産税課	大規模災害時における罹災証明書業務の体制整備の検討		大規模災害時の罹災証明書発行手続きを迅速に発行できる仕組みづくりを進めます。	突発的に発生する大規模災害時において、迅速かつ効率的に罹災証明書を住民に届けることができるような体制整備の検討を行いました。具体的には、令和4年度に締結した「広域水災発生時の共同取組に関する覚書」に基づき、損害保険会社と協議し、罹災証明書の周知などの取組を推進しました。	体制整備の検討において、特に民間団体等も含めた被害認定調査の担い手確保の検討を行います。
市民部	資産税課	職員研修事業		固定資産の評価については一定以上のスキルが必要であり、評価スキル向上について持続的かつ計画的に進めて行くことを目指します。	例年に引き続き、固定資産評価に関する職場内研修に加え、本研修事業の受講によって実際の業務における専門知識の習得につながり、大きな効果が得られました。	固定資産評価については一定のスキルが必要であることから、令和7年度はより専門性の高い外部研修を受講し、資料等を含めた受講内容を課内全体で共有することにより各職員の評価スキルの向上を図ります。
経済部	産業観光課	道の駅整備・管理運営事業	道の駅によるにぎわいの創出	地域経済の活性化、まちの魅力の情報発信を通じた定住促進やブランド力の向上、交流機会の創出などに向け、柳島地区の国道134号沿いに「道の駅」を開設します。事業はDBO（Design Build Operate）方式＊により実施することとし、令和5年度に設計、令和6年度に建設に着手し、令和7年7月のオープンを目指します。 ＊…市が施設整備に係る資金調達を行い、選定事業者が設計・建設・維持管理・運営業務等を行う方式	ハード面では、昨年度の施設設計の成果を踏まえ、年度当初より建設工事に着手、主要な外装工事が完了しています。ソフト面では、農産品、一般商品、テナント、従業員等、運営に必要な募集活動を実施する等、ハード、ソフト両面からオープンに向けて準備を進めています。	まずは、7月のオープンに向けた取り組みをハード・ソフトの両面から引き続き着実に進めるとともに、運営後については地域経済活性化、情報発信、交流等、道の駅が有する機能が発揮されているかといった点について、モニタリングを通して適切に把握してまいります。
経済部	産業観光課	道の駅整備事業用地周辺道路改良事業	道の駅によるにぎわいの創出	令和7年7月の道の駅の開設に向けて、市道0121号線（鉄道路）の舗装の打換えや、道の駅に必要な水道管の敷設等を行う道路改良工事を実施します。また、道の駅へと効果的に誘導し、事故や渋滞を誘発しないようにするために必要な案内標識や路面標示等の交通安全施設的设计や工事を行います。	道の駅へ効果的に誘導するために必要な道路案内標識について、国との間で敷や設置場所等に関する設計協議が完了し、それらを踏まえ工事請負契約を締結する等、オープンに向けて順調に推移しています。	7月のオープンに向け、案内標識を設置します。なお、設置時期については誤誘導の誘発といった懸念を考慮した中で設置することとなります。
経済部	産業観光課	にぎわい創出支援事業	市役所前広場等を活用したにぎわい創出	市役所前広場や中央公園、サザンビーチ周辺などの市有地を有効活用して、キッチンカーやお弁当・パンなどの出店販売によるマルシェを実施し、事業者を支援するとともに、にぎわい創出の仕組みづくりを行います。また、地域の観光資源を活用したローカルツーリズムにつなげることで、地域経済の活性化や市内のヒト・モノ・カネの好循環を実現していきます。	市役所前広場では、ちがさきバン祭り（11月）やパンウィークを開催するとともに、ビアガーデン（7月）の開催支援などを実施しました。また、中央公園ではクラフトフェアいちの市（4月）、サザンビーチちがさきでは湘南祭（5月）やaikoラブライクアロハ（8月）、県立茅ヶ崎里山公園ではハーベストパーク（11月）などの様々なイベントの開催を支援し、市有財産を活用した地域経済の活性化やにぎわいを創出しました。	市役所前広場では、ちがさきバン祭りの開催を検討するとともに、中央公園やサザンビーチちがさきでのイベントの開催支援を積極的に行います。
経済部	産業観光課	バリアフリービーチ事業	バリアフリー化の推進	茅ヶ崎市を代表する観光スポットであるサザンビーチちがさき海水浴場を、障がい者や高齢者など、誰もが自由に安全に楽しめる海水浴場にするため、開設期間中に関係団体等との協力のもとで、砂浜の移動が可能な水陸両用車いすの貸し出しや、車いす・ベビーカー・歩行補助くるま等が浜辺へ降りることができるようバリアフリーマットの設置等を行います。	サザンビーチちがさき海水浴場において、開設期間中にバリアフリーマットの設置と水陸両用車いすの貸し出しを行い、貸し出し実績は14件となりました。また、開設期間外においても、バリアフリーマットの貸し出しを4件行いました。	引き続き、サザンビーチちがさき海水浴場において、開設期間（予定：7/5～8/31）にバリアフリーマットの設置、水陸両用車いすの貸し出しを行うとともに、関係団体と協力して周知活動を行います。また、海水浴場開設期間外でのバリアフリーマットの貸し出しについても周知を行い、貸し出しします。
経済部	産業観光課	企業移転・サテライトオフィス設置支援事業	企業移転・サテライトオフィス設置促進	多様化したワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大と地域経済の活性化を図るため、本市への本社移転や支社・サテライトオフィス設置を行う事業者に対して補助等の支援を行います。さらに、その事業者が市民を新たに雇用し、あるいは従業員が茅ヶ崎市に転入した場合に補助等の支援を行います。	計画上の年間目標値は、本社移転又は支社・サテライトオフィスを設置した場合の立地奨励補助金5件、立地奨励補助金の交付対象事業者の社員が茅ヶ崎市に転入した場合等の雇用奨励補助金5件ですが、現時点の申請は立地奨励補助金が1件となっています。 過年度と比較し申請件数は減少しており、要因としてコロナ禍を機にテレワークが一般的になったこと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に分類されたことによる企業の都心回帰の動きなどがあげられます。	企業の都心回帰の動きや近郊分散型ワークスタイルへのニーズは落ち着きつつあることなどから、本補助事業を開始した令和3年度から申請、相談件数ともに年々減少しています。 令和7年度は本制度を活用した企業に移転後の課題等をヒアリングすることで、コロナ禍における支援ではなく、本市の魅力を発信し、企業誘致施策としてより一層の施策展開を図っていきます。
経済部	産業観光課	道の駅から発信するオリジナルブランド「Choice!CHIGASAKI」推進事業	道の駅によるにぎわいの創出	令和7年7月の「道の駅」開設を見据えて、「再発見、茅ヶ崎」のコンセプトのもと、茅ヶ崎市の魅力を広く発信するとともに、第2回認定を行います。	SNSや催事出展等を通してChoice!CHIGASAKIのPRを図りました。追加認定に関しては、前回課題の検証等を踏まえた制度構築を行い、9月にはエントリー説明会を開催、10月をエントリー受付期間とし、1月からの投票に向け、12月には投票対象品目を公開する等、年度末までの追加認定に向け順調に推移しています。投票対象は38品目となる等、多くの事業者の参画のもと進捗しています。	道の駅「湘南ちがさき」が7月にオープンを迎えることとなります。道の駅から発信するオリジナルブランドとして、Choice!CHIGASAKIについてはブランド特設コーナーで展開していくことを予定しており、本市固有の魅力を市内外問わず多くの方々に体感いただけるよう取り組むとともに、あらゆる機会をとらえて引き続きChoice!CHIGASAKIをPRしてまいります。
経済部	産業観光課	勤労市民会館予防保全工事		勤労市民会館の火災報知設備と避難誘導灯設備の予防保全工事を実施します。	令和6年6月に工事請負契約を締結し、12月に予防保全工事が完了しました。	令和6年度までに工事が完了しました。
経済部	産業観光課	クラウドファンディング活用支援事業	社会の潮流を踏まえた新たな事業者支援	市内事業者の活発な事業活動を支援することで、経済規模の拡大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を持つ中小事業者および個人事業主が、本市での創業や新商品・新サービスの開発、新たな事業分野への展開を目的として、クラウドファンディング＊を活用するに当たって補助等の支援を行います。 ＊…インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組み	計画上の年間目標値は10件ですが、現時点の申請は3件となっています。	クラウドファンディングによる資金調達は一般化してきているものの、申請件数は過年度と比較して減少しています。要因としては、コロナ禍において行われていたテストマーケティング的な利用やクラウドファンディング事業者のキャンペーン等がなくなったことが考えられます。 補助金の利用が特定の事業者などに限られていることなどを鑑み、令和7年度は補助金の交付を廃止し、神奈川県が実施するクラウドファンディング支援事業「かなエール」の周知や資金繰りに係る相談支援体制を強化します。
経済部	産業観光課	ゆかりのまち岡崎市交流事業		本市はゆかりのまちである愛知県岡崎市、災害時相互応援協定を締結している長野県佐久市、特産品相互取扱協定を締結している大阪府泉佐野市と双方のイベントへの参加等を通して、文化、産業、観光等のあらゆる分野における交流を促進し、観光振興や特産品等を相互に発信していくことにより、市内外から多くの人が訪れてもらえる「にぎわい」を創出します。	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行したことから各地でイベントが再開されました。令和6年度は4月に開催した「ちがさき産業フェア」に岡崎市、泉佐野市のブースを出展いただくとともに、本市からも岡崎市の商工フェア、佐久市の農業祭、泉佐野市の全国物産フェアにそれぞれブースを出展しました。	令和7年度も本市のちがさき産業フェアに各市の出展を依頼します。また、本市からも岡崎市、佐久市、泉佐野市の各イベントに出展を予定しています。 なお、泉佐野市においては「大阪・関西万博」開催時期に同市に開設する物産館において出展を予定しています。出展料等を考慮すると本市が単独で出店することは困難ですが、特産品相互取扱協定締結自治体は無料で出展できることから、本市と泉佐野市の平時からのつながりが活かされた事業となっています。
経済部	産業観光課	広域連携による観光誘客促進事業		県観光協会、湘南地区観光振興協議会などと連携した観光冊子の作成・県観光情報サイトへの掲載により、県内の来訪者が本市へ来訪する機会創出を図ります。	県観光協会へは、HP（かながわNow）への掲載とPRを依頼し、本市の資源を活用した観光振興を行っています。また、湘南地区観光振興協議会では、観光冊子「SHONAN SLOW TRIP」の改訂増版によるPR、旅行情報サイトと連動したフォトコンテストの実施、千葉県や静岡県との商業施設での誘客キャンペーンで特産品の販売や市のPRを行うなど、湘南エリアをきっかけとした県外からの来訪の機会創出を行いました。	県観光協会へは、引き続きHP（かながわNow）への掲載とPRを依頼し、本市の資源を活用した観光振興を行います。また、湘南地区観光振興協議会では、旅行情報サイトと連動した誘客キャンペーンの実施、湘南地区内での周遊観光を促すスタンプラリーの実施などを予定しています。
経済部	産業観光課	商業振興支援事業		市内21の商店会や個店について、関係組織や事業者との調整を重ね事業活動の現状と課題の分析を行います。その上で、市内商業環境の特性を踏まえて地域のにぎわいを創出するため、商店会の環境整備や空き店舗対策、既存店舗の魅力向上など、商業振興における効果的な支援策を検討、実施します。	令和5年度に実施した市内全商店会に向けたアンケート調査や商店会同士の意見交換会から、商店会が抱える課題やニーズの把握に努めるとともに、アンケート結果に基づき、市のインスタグラム等のSNSを活用した商店会実施イベントの周知、広報や、商店会同士の連携を深めるための交流会を定期的に開催しました。 なお、コロナ禍において休止していた商店会の販促補助金等については、国や県に類似的補助制度があることや事業の効果を検証した結果、令和7年度から廃止としました。	令和6年度に引き続き、商店会アンケート調査の結果や意見交換会、商店会長へのヒアリングなどを基に新たな商店会振興施策を検討します。 また、令和7年度は商店会同士が連携して行うイベントを市、参加商店会の共催にて企画、実施します。
経済部	農業水産課	農業用排水路・農業用ポンプの整備事業		安定的な営農環境を保持するため、農業用ポンプの老朽化状況や農業用排水路の通水状況に応じて、必要な整備、あるいは撤去等を行います。計画期間内には、農業用ポンプとしては西久保ポンプ場の更新、室田ポンプ場の管理側撤去、農業用排水路としては浜之郷地内外の農業用排水路整備を実施します。	浜之郷地内において、安定した排水を保持するため、延長36.7メートルの素掘り水路のモルタル吹付による整備が完了する見込みです。	浜之郷地内において、安定した排水を保持するため、延長55メートルの素掘り水路をモルタル吹付により整備する予定です。
経済部	農業水産課	漁港機能保全事業		安定的な漁業環境を保持するため、老朽化している茅ヶ崎漁港の防波堤の機能保全工事を実施し、長寿命化を図ります。令和5年度に港内側西防波堤機能保全工事、令和6年度から令和7年度に港外側東防波堤機能保全工事を計画的に実施します。	老朽化している防波堤の長寿命化として、東防波堤の港外側において、電気防食及び被覆工法にて延長87.43メートルの機能保全工事を完了する見込みです。	東防波堤の港外側において、電気防食及び被覆工法にて延長82.97メートルの機能保全工事を実施する予定です。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
経済部	農業水産課	漁港維持管理事業		令和3年9月に供用を開始した茅ヶ崎漁港駐車場多目的広場について、課題が顕在化した駐車場内の渋滞の解消を図るため、出口ゲートの追加設置等の対策を行います。また、漁港施設の維持管理に充当する茅ヶ崎漁港駐車場多目的広場等の使用料について、年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析し、より効果的・効率的な維持管理方法について総合的な検討を行います。	漁港駐車場の出入りや入庫待ち等による渋滞が漁業に支障をきたしているため、仮設注意看板の設置及び満空表示看板の増設検討を行いました。また、漁港施設を効果的・効率的に維持管理を行う必要があるため、維持管理に充当できる漁港駐車場、多目的広場等の使用料について、年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析を行っています。	引き続き漁業に支障をきたしている渋滞について、対策の検討及び仮設看板等の設置を行う予定です。また、漁港駐車場、多目的広場等の使用料についても、引き続き年間の利用状況や維持管理費用などを把握、分析を行ってまいります。
経済部	農業水産課	農地保全管理事業（農業振興地域整備計画改定事業）		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、5年ごとに見直しが定められている「農業振興地域整備計画」について、農業振興地域の指定権者である神奈川県、農業者との調整を行い、令和6年度から見直し作業を行い、令和8年度に改定します。農業振興地域には、市内4地区（芹沢、赤羽根、萩園、柳島）が位置付けられています。	令和7年度に基礎調査を実施するにあたり、調査内容等について検討してまいりました。	令和7年度に基礎調査を実施し、計画の見直しが必要かどうか検討してまいります。
経済部	農業水産課	農とみどりの整備事業		農業振興地域である芹沢地区を対象に、老朽化が進んでいる農業用排水路の改修工事を行います。神奈川県の「農とみどりの整備事業補助」を活用し、令和5年度から令和7年度の毎年度、施設状況に応じて計画的に修繕し、営農環境の改善を図ります。	芹沢地区において、延長132.7メートルの農業用排水路の改修を行う見込みです。	芹沢地区において、延長109メートルの農業用排水路を改修します。
経済部	農業水産課	農地保全管理事業（都市農業振興基本計画策定事業）		都市農業の安定的な継続・良好な都市環境形成を図るため、都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定に取り組みます。令和5年度に着手、本市の農地や営農状況等の特性を踏まえて将来的な農業について検討し、関係団体、農業者等との調整を重ねます。	令和7年3月未までに策定する地域計画が、将来の農地利用の姿を明確化するものであることから、地域計画の策定を優先することとしました。	さがみ農業協同組合や関係機関等と意見交換をしながら、本計画の策定について検討します。
経済部	農業水産課	農業経営基盤強化促進事業（人・農地プランの法定化による地域計画策定）		農業経営基盤強化促進法の一部改定による「人・農地プランの法定化への対応」として、地域の将来の農業のあり方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた、地域計画の策定に取り組みます。令和5年度に着手、本市の農地や営農状況等の特性を踏まえて将来的な農業について検討し、関係団体、農業者等との調整を重ねます。	将来の地域農業の在り方や誰がどの農地を利用していくのか等について、地域農業者と話し合いを行い、また、神奈川県、神奈川県農業会議、さがみ農業協同組合等の関係機関と協議しながら、令和7年3月未までに計画が策定できるよう取り組んでまいりました。	策定後も、地域農業の実情に応じて、随時変更していくことが重要とされていることから、引き続き、地域計画の周知や関係機関と協議しながら、農地が維持されるよう努めてまいります。
経済部	農業水産課	(仮称)茅ヶ崎市畜産環境コンクール事業		出品者の減少に伴い効果が薄れている乳用子牛育成共進会に変わり、環境及び飼養衛生管理に対する意識向上を図るため、茅ヶ崎市畜産環境コンクールを実施するものです。	6月に市内9か所の畜舎を対象に、県湘南家畜保健衛生所、県畜産技術センター等の関係機関の職員と合同巡回を実施し、各農場の現状分析や改善点、改善方法等のアドバイスを実施しました。2月にも2回目の合同巡回を実施する見込みです。	引き続き、年2回の合同巡回を実施し、前年度より改善がされているかどうか等について確認し、畜産関係者の環境及び飼養衛生管理に対する意識向上を図ります。
経済部	拠点整備課	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進による民間事業の誘致	茅ヶ崎漁港周辺地区におけるまちづくりの指針である「茅ヶ崎海岸グランドプラン」に基づいて、対象地区の全体的かつ具体的な整備方針を定めます。	土地利用について、サウンディング調査や関係団体との協議等を通じて確認できた課題を整理し、整備方針の策定及び事業の実施スケジュールについて検討しました。	「茅ヶ崎海岸グランドプラン」の対象地区における具体的な土地利用や検討の基礎資料となる地形測量および地区全体のインフラ整備（公園・道路・下水）の検討を実施します。
経済部	拠点整備課	浜見平地区拠点整備事業		浜見平地区は「ちがさき都市マスタープラン」で市南西部の生活・防災拠点に位置付けており、令和3年度には中心部の生活拠点ゾーンの整備がおおむね完成して生活環境の質が高まりつつありますが、今後もハードとソフトの両面に取り組みます。令和6年度は浜見平北口交差点歩道整備工事および松尾川雨水幹線の緑道化工事を行い、引き続き、UR都市機構の浜見平団地建替え事業と連携、調整を図りながら、周辺のインフラ整備を推進します。	浜見平北口交差点歩道整備工事（延長240メートル）および松尾川雨水幹線の上部緑道化工事（延長340メートル）が完了する見込みとなっています。また、エリアマネジメントに取り組むため、UR都市機構及び関係事業者と定期的に会議を行っています。	道路整備として前年に引き続き松尾川雨水幹線の上部緑道化工事（延長250メートル）を実施する予定です。
経済部	拠点整備課	香川駅周辺整備事業		香川駅周辺地区まちづくり整備計画に基づき、将来の相模線の利便性向上を見据えた駅周辺の交通基盤等の整備を進めます。香川駅と県道45号線を繋ぐ市道7115号線の道路幅員を7.5メートルに拡幅し、北側に歩道を整備する市道7115号線歩道整備事業を段階的に実施します。令和6年度までに買収した事業用地は、埋蔵文化財に関する調査を実施した後、順次、歩行者が安全に通行できるよう暫定整備工事を実施します。	全ての事業用地の買収が完了。買収した事業用地は、埋蔵文化財蔵地に含まれているため、調査が必要な箇所の発掘調査を実施しています。	事業用地が埋蔵文化財蔵地に含まれるため、引き続き調査が必要な箇所の発掘調査を実施します。発掘調査が完了した事業用地は、歩行者が安全に通行できるように暫定整備工事を実施します。また、道路の拡幅に支障となる電柱を電柱管理者に依頼し、道路外へ移設します。
文化スポーツ部	文化推進課	旧南湖院第一病舎等利活用事業	遺構を活用したクリエイターシーの形成	旧南湖院第一病舎(明治32年建築)は、国登録有形文化財に指定された本市を代表する文化資源ですが、建物の老朽化が進んでいます。国登録有形文化財としての価値を守り、さらに建物を利活用し、次世代クリエイターが集い、新たな価値を生み出す場として現代に再生させるための整備を行います	文化・芸術的機能を備える利活用の考え方や、次世代のクリエイターが集い、新たな価値を生み出す場としての整備について検討を行いました。また、当該施設の改修に関連する条例の整備に向けた検討・準備を行いました。	引き続き改修及び利活用に必要となる条例制定に向けた準備を進めるとともに、具体的な活用案や管理運営の手法等を検討します。
文化スポーツ部	文化推進課	クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業	遺構を活用したクリエイターシーの形成	文化生涯学習活動の拠点となる様々な施設を活用しながら、クリエイターが活動しやすい環境の整備を行うことで、新たにクリエイターが育ち、集まるまちにし、シビックプライドを育むとともに、本市の文化的ブランドイメージの確立や都市としての価値の向上、さらには移住促進や産業振興などにつなげます。また、本市の魅力を日本国内、さらには世界に向けて発信するため、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟を目指します。	市長による創造都市宣言や、クリエイターシティ形成戦略事業を周知するための専用ホームページの開設、市民向けワークショップの開催など、事業の周知を行いました。また、次世代のクリエイター育成を目的として、本市出身の作家による絵本づくり講座や講演会（講座4回各15名、講演会59名）を実施するとともに、アーティストによるイベント等を行い、本市の文化イメージの確立に向けた取り組みを進めました。	引き続き次世代クリエイター育成やクリエイターの発表の場の提供等、活動環境の整備を行うとともに、市民向けワークショップやシンポジウムの開催、専用ホームページの充実を図ります。併せて、ユネスコ創造都市ネットワークに既に加盟している国内外の自治体との交流を図り、ユネスコ創造都市ネットワーク申請の機運を高めます。
文化スポーツ部	文化推進課	茅ヶ崎市民ギャラリー廃止事業		市民ギャラリー廃止後のスペースを民間貸付の場として利活用します。	利用者等への周知を図り、「市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針」に基づき、市民ギャラリーは令和6年12月末にて3階会議室、4階展示室及び夜間区分の廃止を行った。その後、什器・備品等の廃棄を行います。5階創作室は廃止時期未定です。	廃止時期未定の5階創作室を当面の間運営します。引き続き類似機能を有する施設等について調整を図りながら、今後の5階創作室の運営に関する検討を進めます。
文化スポーツ部	文化推進課	文化芸術教育プログラム事業（松籟庵・市民文化会館・美術館）	文化芸術次世代育成プログラム	次代を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、未就学児から高校生が文化芸術に触れることができる多様なメニューを設定し、アーティスト等が保育園や幼稚園、学校等へ出かけるアウトリーチ型事業を実施するなど、文化芸術を取り入れた教育の充実を図ります。令和5年度から、市民文化会館や美術館、茶室・書院松籟庵における事業などで培われたノウハウを生かした事業を中心に、学校等と連携しながら展開していきます。	文化芸術を通して子どもたちの豊かな感受性を養い創造性を育むため、前年度に引き続き令和6年度も事業を実施しました。学校に訪問するアウトリーチ事業は好調で、文化会館、美術館、松籟庵の3館ともに予定の回数を全て実施見込みです。先生を受講対象とした事業では、参加申し込みが伸び悩んでいることから、小学校・中学校の校長会にて再度説明を行います。先生が自主的に参加する研究会などでの活用など、より具体的なビーアールを行います。	文化芸術を通して子どもたちの豊かな感受性を養い創造性を育むには、事業を継続して行うことが重要であるため、令和7年度も事業を実施します。令和7年度は、本事業を活用したことがない学校等に特に参加を促すとともに、教育課程の中に文化芸術が継続的に取り入れられる状態を目指し、先生応援型の事業が活用されるよう取り組みます。また、事業を通して実施主体と学校との繋がりを作り、教職員等が文化芸術に関して相談できる関係の構築を目指します。
文化スポーツ部	文化推進課	デジタルアーカイブ構築活用事業（市史編さん事業）	デジタル化の推進	市が所蔵する知的財産を、市民が学習活動や事業活動に広く、かつ横断的に活用できるよう、令和4年度に、博物館および図書館と同一のポータルサイトで公開を開始したデジタルアーカイブの利用を促進します。また、デジタルアーカイブに掲載していない市史資料のデジタル化を進め、掲載データの充実に取り組みます。	本市のデジタルアーカイブ「ちがだべ」をジャパンサーチに登録し、全国での横断的な検索を可能としました。市史資料については、市史編さん事業において収集した写真資料22点に関し、写真資料の内容確認、今後の使用方法及び「ちがだべ」での使用の可否を確認しました。肖像権に抵触する写真資料の確認を行い、「ちがだべ」への公開可否の選別を行いました。	教育委員会の各部署や小・中学校などが所蔵している写真資料約250点及び市史編さん事業において収集する写真資料について、資料の内容確認、使用方法及び「ちがだべ」での使用の可否を照会するとともに、使用可能な資料の肖像権の確認、「ちがだべ」への公開可否の選別などの作業を経て、公開を目指します。
文化スポーツ部	文化推進課	文化生涯学習プラン策定事務		令和6年度を初年度とする「次期文化生涯学習プラン」を5年度に策定します。	令和5年度で策定を完了し、令和6年度からは継続的事務事業「文化生涯学習プラン進行管理事務」に統合しました。	令和5年度で策定を完了し、令和6年度からは継続的事務事業「文化生涯学習プラン進行管理事務」に統合したため、7年度の実施はありません。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
文化スポーツ部	文化推進課	文化芸術次世代応援事業		子どもたちが意欲的に物事に臨み、主体的に自らの未来や社会を切り開こうとする力を育むことを目的として、「はばたけ、子どもたち！文化活動応援金」制度を創設し、文化芸術分野で活躍した市内居住の子どもたちを激励し、敬意を表すとともに、応援金を交付します。	広報紙やHP、SNSでの周知を行うだけでなく、地域情報紙、インターネット等で情報収集を行い、市側から該当者にアプローチすることで、46人の児童・生徒に応援金を交付することができました。	引き続き、「はばたけ、子どもたち！文化活動応援金」制度を継続し、子どもたちの活動を応援するとともに、事業のさらなる周知に努めます。
文化スポーツ部	文化推進課	市史編さん事業		市の歴史に関する資料、特定歴史公文書等を収集・整理・研究し、その成果を広く普及し、活用します。	市において節目を迎える事柄や、市民等の中で興味関心が集中している事柄等、市民ニーズを調査し、専門家の協力を得ながら調査研究をすすめ、歴史の研究成果の蓄積を行いました。	市民ニーズに沿った歴史について、専門家の協力を得ながら調査研究を進め、歴史の研究成果の蓄積を行います。 調査研究の成果は、公共施設での展示や刊行物等の発行・配布、講座の実施、デジタルアーカイブによる公表など、さまざまな世代が手軽で身近な形で市史を享べる環境を作るとともに、全庁的な活用に向けた情報提供を積極的に行います。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	総合体育館改修工事	総合体育館のエアコン設置と災害時の活用	総合体育館は供用開始から30年以上を経過しており、設備の経年劣化がみられるため、利用者の安全性および利便性向上を図るとともに、災害時には障がい者や高齢者など支援が必要な方の避難先となる指定福祉避難所として活用できるよう、エアコンの設置・修繕やバリアフリーに配慮したエレベーター設備の交換、トイレの洋式化等を実施します。 令和5年度には、第一体育室・第二体育室・柔剣道場のエアコンを設置し、エレベーター設備の交換を行います。令和6年度以降は設備の状況に応じた修繕等を行います。 (令和6年9月補正) 総合体育館改修工事を契機に、茅ヶ崎市体育館条例に規定する総合体育館及び市体育館の利用料金を見直します。令和7年度からの新料金に対応するため、公共施設予約システムの更新を行うものです。	総合体育館全体の工事が予定より前倒しで進み、7年2月より一般利用が可能となり、リスタート記念イベントを実施しました。茅ヶ崎市体育館条例を一部改定し、7年4月以降は新たな利用料金体系で運用することとなりました。それに併せて、公共施設予約システムを更新しました。	引き続き、設備の適正な管理を行います。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	各種大会教室開催事業	スポーツ次世代育成プログラム	子どもから大人まで、全ての市民が主体的にスポーツ・レクリエーションに取り組むことができる環境づくりを推進するため、多くの市民が参加できるスポーツイベントの企画・開催や、スポーツ推進委員・スポーツ関係団体の指導者向けの研修講座を開催します。	市総合体育大会等を実施するとともに、市体育協会やスポーツ少年団などが主催するスポーツ大会の開催支援を行うなど、市民の方々がスポーツに親しむ機会を提供しました。また、市体育協会に属する各種競技協会の構成員を対象に、指導者資格の取得するための支援を行いました。	引き続き、市体育大会等を開催するとともに、各種団体が主催するスポーツ大会等の開催支援を行います。また、ホームタウンチームと連携したスポーツイベントを企画検討します。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	茅ヶ崎アスリート支援事業（アスリート応援事業・スポーツアンバサダー制度）	スポーツ次世代育成プログラム	トップアスリートと触れ合える機会等を提供することで、これまでスポーツに関わってこなかった人も気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。 また、本市にゆかりがあり、世界・全国レベルで活躍するアスリートを発掘、応援し、国際大会や全国大会等に本市から出場する選手や競技団体との連携交流を図るとともに、スケートボードなどアパンスポーツの普及を目指した施設整備を検討します。	オリンピック競技大会などの国際大会で活躍する市ゆかりのアスリートを応援するために、「茅ヶ崎市アスリート応援金」制度を運用し、2名のアスリートに支給しました。また、パラ水泳日本代表である田中映伍選手と「スポーツ振興に関する協定」を締結し、同選手を紹介する動画を制作しました。 令和7年度のトライアルとして、3名のアンバサダーと次世代向けの取り組み（BMX披露/松浪小、学校訪問/第一中2回）を実施しました。そのほか、市にゆかりのあるアスリートの応援するためのグッズを制作し、実証販売を行いました。	令和6年度の成果を踏まえ、市スポーツアンバサダーと一緒に行う次世代向けの取組を行い、引き続き、国際大会等に出場する本市ゆかりのアスリート等と協定締結するとともに、動画の制作などアスリートを応援する取組を実施します。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	茅ヶ崎アスリート支援事業（パリ五輪2024アスリート応援事業）	スポーツ次世代育成プログラム	本市にゆかりのあるアスリートを応援するため、その活躍を市民に広く周知し、パリ2024オリンピック・パラリンピックに出場するアスリートのパブリックビューイング等を実施します。	パリ2024オリンピック・パラリンピックに出場する選手を応援する取組として、市スポーツアンバサダーの紹介動画を市内施設で上映、市内企業や市立小・中学校の子ども連にポストカードを配布、ラッピングバスの走行（令和6年7月～12月）など、多くの方に応援するきっかけとなると取組を実施しました。 また、オリンピック・パラリンピックに出場が決定したアンバサダー3名のパブリックビューイングを実施する準備を整え、そのうち1名のパブリックビューイングを実施しました。深夜帯での実施にも関わらず140名が参加し、参加者と一緒にアンバサダーの試合を応援しました。	今回の実績を2028年に開催予定のロサンゼルスオリンピックやそのほか世界大会で活躍するアンバサダーを応援する取組の参考にします。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	総合体育館改修工事（エアコン以外）	総合体育館のエアコン設置と災害時の活用	エレベーター設備交換、トイレの洋式化・自動水洗化等を実施します。	エレベーター・トイレ改修工事については、順調に進捗しており、予定どおり、令和5年度末までに完了しました。総合体育館全体の工事が予定より前倒しで進み、令和7年2月より一般利用が可能となり、2月1日にリスタート記念イベントを実施しました。	今後も引き続き、設備の適正な管理を行うとともに、指定福祉避難所としての機能をさらに充実するため、非常用発電設備の工事を行います。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	茅ヶ崎アスリート支援事業（子ども文化スポーツ応援金）		「はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金」制度を創設し、スポーツ分野で活躍した市内居住の子どもに応援金を支給します。	スポーツ分野の全国大会以上で活躍する子ども達を応援するため、「はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金」を創設し、79人（6年12月末時点）に支給しました。	子どもたちの活動を応援するため、引き続き「はばたけ、子どもたち！文化・スポーツ応援金制度」を運用します。
文化スポーツ部	スポーツ推進課	夜間照明施設開放事業（小学校プール開放事業・夜間照明施設開放事業）		屋外スポーツ種目の活動場所確保する目的から中学校（梅田・円蔵・北陽・中島）の夜間照明施設を開放します。利用者が限定的である小学校プール開放事業は、効果を検証しながら実施します。	中学校（梅田・円蔵・北陽・中島）の夜間照明施設及びグラウンドを開放しました。また夏季に小学校プールを開放し、計3,584名が利用しました。 ＜小学校プール開放事業＞ 令和5年度：4,488名（9校）・499人／校、令和6年度：3,584名（8校）・448人／校	夜間照明施設開放事業については、令和7年度も引き続き実施します。小学校プール開放事業については、令和5年度、令和6年度にかけて利用が減少しており、県内市町が事業を取り止め始めている事例等も踏まえ、令和7年度から本市も同事業を休止することとしました。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	ウクライナ避難民人道支援事業		ロシアによるウクライナ侵攻により、同国からの避難を余儀なくされたウクライナ避難民が、茅ヶ崎市内において安全・安心な暮らしを送ることににより、侵攻により受けた被害からの回復を図るため、人道支援金の支給や生活に必要な情報提供などを行います。	ウクライナ避難民に対して人道支援金を支給しました。また、国や神奈川県等から情報提供があった場合は速やかに避難民に情報提供しました。	戦況の見通しが立たず、安心した日常生活を取り戻せる時期が依然不透明な中で、ウクライナ避難民が市内において安全・安心な暮らしを送ることができるように引き続き人道支援金を支給します。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	平和啓発事業		非核宣言自治体である本市の「平和都市宣言・核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、平和の大切さを次世代に伝えることを目的に小・中学生のポスター・作文コンテストを行い、その入賞者を平和大使として8月6日に広島市に派遣するピーストレイン事業を行います。また、オンライン平和学習事業として、平和と向き合い、考える機会を設けます。	ポスター・作文コンテストで、1356作品から選ばれた小学生3人・中学生3人を平和大使として8月5日から2泊3日で広島に派遣しました。平和大使は、市民により作成された千羽鶴を広島平和記念公園内にある原爆の子の像に献納し、8月6日の平和記念式典に参加するとともに、茅ヶ崎FMや平和のつどいで平和について学んだことを発表しました。オンライン平和学習事業は平和祈念展示資料館のプログラムを利用し、貸し出し展示を活用し実施しました。	戦後80周年、茅ヶ崎市核兵器廃絶平和都市宣言40周年を迎えます。市内小・中学生を対象として平和啓発を目的に、「平和について」ポスター・作文コンテストを実施し、入賞者を平和大使として広島に派遣します。また、広島に派遣する前に事前学習を実施することで、平和への理解を深めます。オンライン平和学習事業は平和祈念展示資料館のプログラムを利用し、貸し出し展示を活用して実施する予定です。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	ゆかりのまち市民交流事業		本市は、昭和58年から、愛知県岡崎市との間で「ゆかりのまち」の提携をしています。歴史的なつながりを次世代へと継承しつつ、相互の地域発展を目指して、スポーツ交流や文化交流事業の実施を通じて連携強化を図ります。提携40周年にあたる令和5年度、本市では、記念事業として、市民がオンラインで岡崎市をめぐるバーチャルツアーを行います。	青少年交流事業では岡崎市及び佐久市の小学生等を本市に招いて、バレーボール競技を通して交流しました。ゆかりのまち提携40周年を記念して、岡崎市から特産品の御影石を使った加山雄三氏の歌碑を、本市からは本市の象徴となる海やサザンC、市花であるアカシア等をデザインしたビッグアロハシャツとサーフボードを贈り合い、互いに庁舎でお披露目することで両市の絆を市民にあらためて周知する機会となりました。	青少年交流事業では、茅ヶ崎市の小学生等が岡崎市を訪னி、岡崎市並びに災害時相互応援協定を締結している関ヶ原町とスポーツを通じた交流を行います。歴史的なつながりを次世代へと継承しつつ、相互の地域発展を目指して、バレーボール競技を通じたスポーツ交流や文化交流事業の実施を通じて連携強化を図ります。
文化スポーツ部	多様性社会推進課	女性のための相談事業		DVや生活困窮、子育てなど様々な悩みを抱える女性を支え、ジェンダー平等を実現するため、「家庭内でも暴力は犯罪である」という意識や「女性のための相談室」の認知度を高める啓発を実施します。また、DV防止に向けて、若年層から暴力について考える契機となるよう、中学生向けデートDV（交際相手からの暴力）予防のワークショップを実施します。	デートDV予防事業を希望する中学校3校を選定し、令和6年11月に1校実施、令和7年2月から3月にかけて2校実施予定です。今後は委託先や実施校とも打ち合わせ等を行い、実施に向けた準備を進めます。	令和6年度同様に中学校2校に対しデートDV予防講座を実施します。また、デートDV予防事業をより多くの学校・生徒に対して拡散していく手法について教育委員会と検討及び協議を行い、令和7年度は、人権教育担当の教員を対象とした研修を新たに実施します。
福祉部	地域福祉課	成年後見制度利用促進に向けた体制整備（中核機関の設置・運営）	成年後見制度の利用促進のための機能強化	高齢者や障がい者が安心して生活を送ることができるよう、令和5年度に、成年後見支援センターを市役所庁舎内に移転し、成年後見制度に関する専門機関（中核機関）として位置付けます。地域の関係者や関係機関、社会福祉士等の専門士業や専門職と連携し、地域での見守り体制を構築するとともに、成年後見制度の適切な利用促進を進めます。	中核機関である成年後見支援センターを運営しました。地域包括支援センターや相談支援事業所等と連携をしながら、成年後見制度が必要と思われる方は適切なタイミングで制度利用できるよう支援に取り組みんでいます。また、成年後見制度の利用促進に向け、地域包括支援センターや相談支援事業所等の福祉関係機関のほか市内の病院や銀行等へのチラシ配架依頼や、市民を対象とした講演会、公民館等での出前講座を開催し、周知に取り組みしました。	今後さらに個人の権利擁護の必要性が高まる中、少子高齢化が進み、成年後見制度が適切に利用されるよう、成年後見制度の周知啓発を引き続き行うとともに、相談対応スキルの向上、専門士業団体や支援機関等との協力体制のさらなる強化に取り組みます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
福祉部	地域福祉課	重層的支援体制整備事業		少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより複雑化した地域生活課題を抱える世帯を支援するため、住民、地域団体、専門機関、行政等が連携し、地域全体で支え合い、全ての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制の推進に取り組みます。	狭間の課題を抱えた世帯への相談支援と多機関と連携した包括的な相談支援、地域の福祉活動の支援、地域と協働した地域・社会参加の支援を行いました。福祉総合相談の件数は652件の見込みとなっています。（地域のネットワーク会議での相談件数を含む。）	狭間の課題を抱えた世帯への相談支援について、多分野の関係機関と勉強会を開催し、相談対応件数の増加と連携の質の向上を図ります。また、他分野との連携を強化し、地域づくりについて一体的な実施を図ります。
福祉部	地域福祉課	地域福祉計画の改定事務		地域福祉計画を改定し地域福祉の実現を図ります。	現行の地域福祉計画は令和7年度を終期としており、改定に向けた検討は令和6年度からの2か年を予定しています。令和6年度は、令和5年度までの取組の評価や、市民アンケート調査による地域福祉の実態把握を行い、課題を整理したうえで、令和8年度の改定に向けた検討を行いました。	これまでの取組の評価や、市民アンケート調査の結果、市内13地区で開催した意見交換会の結果を踏まえ、令和8年度を始期とする次期計画の策定を行います。策定にあたっては、地域福祉推進委員会等やパブリックコメントでの意見を反映します。
福祉部	地域福祉課	生活困窮者自立相談支援事業		新型コロナウイルス感染症の継続や原油価格・物価高騰の影響による生活困窮者の増加や困窮状態の長期化に対応するため、生活困窮者の相談・支援体制を強化し、自宅訪問や各種窓口への同行などのアウトリーチ、就労後の定着支援としての継続的フォローなどをより一層進めます。令和5年度から、生活困窮者自立相談支援員を増員し、相談支援機能を拡充します。	重層的支援体制整備事業を活用することにより、連携する窓口や地域団体を増やし、相談の経路を拡大しました。新規相談受付は313件、支援プラン策定は64件となっています（令和5年度は、新規相談受付285件、支援プラン策定は65件）。今後は、支援プラン策定件数も増やし、相談支援の実効性を一層向上させる必要があります。	就労支援や就労準備支援事業、地域の居場所への参加等の具体的な支援を進めるために相談者本人と協働して策定する支援プランの件数を増やします（130件）。
福祉部	地域福祉課	松林地区ボランティアセンター整備事業（地域集会施設整備事業（松林地区）の関連事業）		市営高田住宅が廃止された跡地内に整備予定の地域集会施設内に、松林地区ボランティアセンターを移転、整備します。 ※継続費	地域の意見を踏まえ、実施設計をとりまとめました。 また、令和6年12月議会にて継続費の設定について議決されました。 ・総額33,096千円 ・年割額 令和6年度0円、令和7年度16,548千円、令和8年度16,548千円	令和8年10月の松林地区ボランティアセンター移転に向けて、（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設の建設工事を令和7年から令和8年にかけて実施します。
福祉部	保険年金課	特定健康診査等事業		特定健康診査等対象者の多様な特性を捉え、ナッジ理論等を用いて、効果的かつ効率的な受診勧奨を実施し、特定健診・特定保健指導の実施率向上を図ります。	健診対象者に文書や電話による受診勧奨を実施しました。特定健診受診率は32.4パーセントで、令和5年度受診率31.9パーセントより0.5パーセント増加しました。特定保健指導の利用勧奨は、利用勧奨再通知や専門職による電話勧奨を実施しました。集団保健指導参加者数は88人で、令和5年度の参加者73人より15人増加しました。 *令和6年度実績値の確定は令和7年11月末日となります。	令和6年度の実績を踏まえ、特定健康診査受診勧奨事業や特定保健指導利用勧奨事業を実施していきます。特定健康診査受診勧奨では、AI技術を活用したデータ分析により個々の状況に合わせた勧奨ハガキを送付して特定健康診査受診率向上を目指します。
福祉部	保険年金課	システム標準化・共通化 国民健康保険システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に国民健康保険事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和6年度に引き続き、令和7年度末までの移行完了期限に向けて、標準仕様書の確認や契約等準備を進めます。
福祉部	保険年金課	システム標準化・共通化 国民年金システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に国民年金事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和6年度に引き続き、令和7年度末までの移行完了期限に向けて、標準仕様書の確認や契約等準備を進めます。
福祉部	保険年金課	システム標準化・共通化 後期高齢者医療システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に後期高齢者医療保険事務を執行する上での運用について検討を行いました。	令和7年度中に現行システムに標準準拠と同じデータ連携ができるように過渡期連携の改修を進めます。
福祉部	保険年金課	国民健康保険料徴収率向上に向けた取り組み		RPA・電子申請・電子財産調査等の活用による滞納整理のデジタル化を推進し、滞納整理業務の効率化および徴収率の向上に向けた取り組みを進めます。	預貯金の財産調査の電子化にあわせRPAを活用し、財産調査事務の効率化に努めた結果、預貯金の差押件数（12月末日時点）は279件となり、令和5年度同日時点から27件増加しました。滞納繰越分の収納率は、対前年度比で2.1パーセント増加しています。 また、電子財産調査により差押を実施し、未納保険料へ充当した金額（12月末日時点）は約1,900万円となっています。	令和6年度の実績を踏まえ、生命保険の電子財産調査の導入について検討を行います。
福祉部	生活支援課	システム標準化・共通化 生活保護システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	公表されている標準仕様書と現行システムの仕様を比較し、機能や帳票など業務の差異を確認し、必要に応じて運用変更を検討しました。またクラウド上にデータを移行するため、運用環境の整備等を行っています。	生活保護システムについて、令和8年1月の標準化移行に向けて、クラウドの環境設定など標準準拠システムの環境構築や、システム運用テストやデータ移行、職員に対する操作研修を行い、準備を進めてまいります。また、庁内外のシステムと連携テストや接続設定を行い、システムの安定稼働を目指します。
福祉部	障がい福祉課	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（障がい者）	災害時要配慮者の支援体制強化	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登録者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、令和6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	避難行動要支援者名簿の登録者に対し、災害発生時等にどのような支援を必要とするかを把握するためのチェックリストについて、令和5年度から令和6年12月末日時点までで1142人に対し作成しました。 また、令和7年1月からの個別避難計画の作成に向けて、様式や実施方法を検討するとともに、避難支援等関係者への説明を行いました。	作成したチェックリストの結果を基に、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画について、引き続き避難支援等関係者と連携を図りながら作成します。 また、実効性のある個別避難計画作成のため、市内各地区との意見交換についても実施します。
福祉部	障がい福祉課	「ちがさき障がい者支援アプリ」の運用に関する事務		障がい者等のQOLの向上を目指して、日常生活や災害時に必要な情報を取得することができるよう、「ちがさき障がい者支援アプリ」による情報提供・発信等を展開します。障害福祉サービス事業所等の基本情報や空き状況の提供、バリアフリーマップの登載、障がい特性に応じたプッシュ型通知の発信、相談のオンライン予約、電子障害者手帳との連携等を進めます。	「ちがさき障がい者支援アプリ」の周知を行い、令和6年12月末日時点で、ダウンロード者数2,323件、登録者数720件、事業所掲載数262件、バリアフリー情報掲載施設等数346件（うち、「みんなにやさしいお店」90件）となりました。 イベントのお知らせ配信等の情報提供・発信等を行うとともに、アプリの機能を活用した利用者アンケートを行いました。	「ちがさき障がい者支援アプリ」をより多くの障がい者等に利用していただけるよう引き続き周知を図るとともに、効果的な情報提供・発信を行い、「みんなにやさしいお店」については、掲載する店舗等を増やすため積極的な周知を行います。 アプリの機能を活用した利用者アンケートを行い、必要に応じて機能の改修等を行います。
福祉部	障がい福祉課	障がい者ふれあい活動ホームの運営・管理		市の外郭団体であり、指定管理者として障害福祉サービス事業所を運営する茅ヶ崎市社会福祉事業団について、その自主性、自立性を高め、より多くの自主事業が切れ目のない支援を行う法人として運営されるための、事業の実施手法の見直し検討を行ってきましたが、3施設の中の1つである「ふれあい活動ホームあかしあ」の老朽化対応の必要が生じたことから、指定管理を継続し、施設の老朽化課題解決を最優先に取り組みます。	ふれあい活動ホームの今後のあり方について、今後の事業の継続にあたり、「ふれあい活動ホームあかしあ」の老朽化の課題を最優先に対応を行う必要性が生じたため、この課題の解決に向けて、庁内、指定管理者との協議、調整及び利用者保護者へのふれあい活動ホームあかしあ老朽化に関する説明会等を行いました。	「ふれあい活動ホームあかしあ」の事業継続に係る老朽化の課題解決のため、引き続き庁内及び指定管理者との協議、調整、対応を進めます。また、指定管理者との定例協議において、ふれあい活動ホームの今後のあり方について、引き続き協議を進めます。
福祉部	障がい福祉課	障害児通所施設かめっこくらぶ移転・機能集約		現在、松が丘と東海岸の2か所体制で運営している障害児通所施設かめっこくらぶについて、松が丘の1か所に機能を集約させます。	松が丘1か所での日中一時支援事業の指定管理の運営を開始しました。 モニタリング及び月例報告による確認を行い、日中一時支援事業の運営が滞りなく実施されていました。	引き続き松が丘1か所での日中一時支援事業の指定管理の運営を行います。
福祉部	障がい福祉課	障がい児支援体制強化事業		医療的ケア児等が適切に切れ目のない支援を受けることができるよう、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるとともに、神奈川県や茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町からなる湘南東部障がい保健福祉圏域での連携により、総合的な支援体制の構築を行います。	医療的ケア児等からの各種相談に応ずるための相談窓口を令和6年4月に設置しました。 医療的ケア児等コーディネーター連絡会において、コーディネーターの役割や行政との連携等について検討を行いました。 医療的ケア児等支援体制検討プロジェクトを3回実施し、社会資源の共有、課題抽出作業を行いました。 医療的ケア児の家族等の休息時間の確保を目的とした、医療的ケア児在宅レスパイト事業を10月から実施しました。	医療的ケア児の家族等からの相談に応ずるための相談窓口を設置するとともに、医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施することで、相談支援体制の整備と家族の介護負担軽減を図ります。 医療的ケア児等支援体制検討プロジェクトで抽出された課題解決等を協議する協議体を設置し、支援体制の整備等を関係機関と継続的に協議してまいります。 医療的ケア児等コーディネーター連絡会において、実効的な支援体制の検討等を行ってまいります。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
福祉部	障がい福祉課	システム標準化・共通化 福祉総合システムの再構築事業		利便性の高いサービスの提供や業務の効率化、コストの削減を図るため、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへと移行し、情報通信技術を活用した持続可能な行政運営の確立を目指します。	標準準拠システムを利用するために、ベンダーへの委託により、現在導入している福祉総合システムの現行機能と国が定める標準仕様との差異を洗い出し、今後の対応を検討しました。	他システムが先行して標準準拠システムに移行することに伴う福祉総合システムの過渡期連携対応について、ベンダーへ委託するなど、福祉総合システムの標準準拠システム移行に向けた準備を行います。
福祉部	障がい福祉課	基幹相談支援センター等機能強化事業		地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和5年度に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化の取り組みや人材育成等を行うことで、相談体制の充実を図ります。併せて、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者との役割を整理し、障がい者等が相談しやすい環境を整備します。	茅ヶ崎市自立支援協議会に令和6年度より相談支援部会を設置し、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実に向けた検討を進めました。また、基幹相談支援センターの主な役割である支援者支援として、研修会の開催等の人材育成の取り組みを行い、もう一つの主な役割である地域づくりとして、茅ヶ崎市自立支援協議会を活用し、地域の関係機関と連携・共通理解を深めました。	茅ヶ崎市自立支援協議会相談支援部会において、引き続き相談支援体制の充実に向けた検討を行います。また、基幹相談支援センターによる支援者支援、地域づくりの取り組みを継続し、障がい者が相談しやすい環境の整備を進めます。
福祉部	高齢福祉課	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（高齢者）	災害時要配慮者の支援体制強化	令和5年度に避難行動要支援者名簿の登録者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進め、令和6年度から、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者のうち、真に支援が必要な要支援者に対し、個別避難計画を作成します。	チェックリストの分析結果を基に、介護度等により個別避難計画作成の優先度を要件化し、福祉専門職や地域に対して示すとともに、福祉専門職を有する事業所等に対し、優先度の高い高齢者等に対する個別避難計画作成業務委託の募集を開始しました。 基準日時点では契約には至っていないため、作成件数の見込みは未知数ですが、1件でも多くの個別避難計画の作成に努めています。 一方、福祉専門職が作成する対象者以外の方については、地域による個別避難計画の作成に向けて、地域との対話を順次進めていく見込みです。	引き続き、福祉専門職に委託し、個別避難計画の作成に努めます。前年度中に未契約となった事業所等を中心、4月に改めて委託内容の説明会を行い、5月から当年度分の契約手続きを進め、概ね1事業所あたり1件/月、合計で605件の作成を見込んでいます。 併せて、福祉専門職が作成する対象者以外の方については、地域による個別避難計画の作成に向けて、引き続き地域との対話を重ねてまいります。
福祉部	高齢福祉課	養護老人ホーム湘風園への運営及び再整備の支援業務	養護老人ホームの再整備	環境上の理由および経済的理由により自宅での生活が困難と判断される高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、権利擁護の推進を図ることを目的として、茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会を支援し、令和11年度までに「養護老人ホーム湘風園」の再整備を行います。 令和5年度から基本設計・実施設計を行い、令和7年度から本館の建替え工事を行います。	2市1町で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が適切に実施設計を進めるとともに、再整備に向けた令和7年度以降の予算見込み及び発注スケジュール等について2市1町で協議し、合意しました。	社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が適切且つ効果的な手法で解体工事等を発注できるよう支援し、養護老人ホーム湘風園の再整備を進めます。
福祉部	高齢福祉課	指定管理施設（ケアセンター）管理事業		施設を安全で安心に利用するため、萩園ケアセンター給水設備他改修工事及び空調設備改修工事、元町ケアセンターの空調設備交換工事の予防保全工事を実施します。 また、松林ケアセンターの電気機器として使用されていた高圧進相コンデンサがポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による追加処理が必要となったため、交換工事を実施します。	松林ケアセンターの電気機器として使用されていた高圧進相コンデンサがポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による追加処理が必要となったため、交換工事を実施しました。令和6年8月30日に機器交換、耐圧試験等の検査を完了し、事業が完了しています。	令和6年度で事業が完了しました。
福祉部	高齢福祉課	指定管理施設（老人憩の家）管理事業（予防保全）		施設を安全で安心に利用するため、令和6年度に老人憩の家浜須賀会館空調設備改修工事、老人憩の家萩園いこいの里の空調設備改修工事の予防保全工事を実施します。	施設を安全で安心に利用することを目的に、老人憩の家浜須賀会館空調設備改修工事、老人憩の家萩園いこいの里の空調設備改修工事の予防保全工事を実施しました。浜須賀会館は令和6年12月4日、萩園いこいの里は同月10日にそれぞれ検査完了し、事業が完了しています。	令和6年度で事業が完了しました。
福祉部	高齢福祉課	重層的支援体制整備事業（地域介護予防活動支援事業）		住民等が連携し、地域全体で支え合い、すべての住民が自分らしく生活することができる包括的支援体制を再構築します。	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的支援体制の再構築として、コロナ禍で活動する場面が減少した介護予防ボランティアに対し、スキルとモチベーションを高めるため、研修会を実施しました。 また、コロナ禍でボランティアを休止や中止するものが多く、登録者数が減少していることや、事業を再開するにあたり新たなボランティアの養成が必要なことから、歌体操ボランティアと高齢者支援リーダーの養成を行いました。歌体操ボランティアは、新たに22名、高齢者支援リーダーは24名の方をボランティアとして登録しました。	現在登録している介護ボランティアに対しては、スキルとモチベーションを高めるための研修会を実施します。ボランティアの登録者数の減少については、歌体操ボランティア養成講座の他、フレイルサポーターの養成講座を実施します。
福祉部	高齢福祉課	地域ケア会議推進事業		市内13地区が実施する地区別地域ケア会議を充実させ、地域包括支援センターの機能強化を図ります。地区別地域ケア会議で出た、市全体で検討するべき課題について、関係機関等を招集して地域ケア推進会議を開催します。また、個別のケースを取り扱う自立支援型地域ケア個別会議では、専門職の助言を受けて、要支援者等の生活行為の課題解決等、状態の改善、自立を促します。	市内13地区が実施する地区別地域ケア会議（計26回）には、基幹型地域包括支援センターが出向くとともに、他地区の開催状況等が情報交換できる場を設けました。 地域ケア推進会議は「移動支援について」をテーマに2月13日開催予定です。 自立支援型地域ケア個別会議は1月に3回実施し、約90名の出席がありました。	市内13地区が実施する地区別地域ケア会議に基幹型地域包括支援センターが出席し、機能強化に努めます。 地区別地域ケア会議で出た、市全体で検討するべき課題について、関係機関等を招集して地域ケア推進会議を1回開催します。 自立支援型地域ケア個別会議は3回実施します。
福祉部	高齢福祉課	認知症施策推進事業（アンケート調査）		本市の認知症施策の推進の基礎情報の獲得、及び認知症施策の周知を目的としたアンケート調査を実施するもの。	本市の実情に合わせた実効性のある認知症施策を実施するために、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、茅ヶ崎歯科医師会の会員及び65歳～84歳の市民3,000人に対して、アンケートを実施した。 また、アンケートの対象者に対し、認知症施策の周知のためチラシを同封した。	令和6年度に実施したアンケートの集計、分析を行い今後の認知症施策の検討を行う。また、認知症本人や家族の意見を施策に反映できるよう、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と意見交換を行う。
福祉部	高齢福祉課	（仮称）松林地区地域集会所施設等複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）		市営高田住宅が廃止された跡地内に整備予定の地域集会所施設内に、松林地区地域包括支援センターくるみを移転、整備します。	市営高田住宅が廃止された跡地内に整備予定の地域集会所施設内に、松林地区地域包括支援センターくるみを整備します。	市営高田住宅が廃止された跡地内に整備予定の地域集会所施設内に、松林地区地域包括支援センターくるみを整備します。
福祉部	介護保険課	システム標準化・共通化 介護保険システムの再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	国から示された標準仕様書に基づいた先行FITTINGを行い、現行システムとの差異を確認するとともに、移行後の事務フローについて検討を行いました。	令和8年度の標準化移行が不可能となってしまったことから、現時点で移行時期が不明となっています。ベンダーとも移行時期の調整を行い、速やかな移行に向けた準備・取組を進めます。
福祉部	介護保険課	介護保険料徴収率向上に向けた取り組み		滞納整理における預金調査をデジタル化し、預金照会業務の効率化や徴収率の向上を図ります。	預金調査の電子化により介護保険料の滞納整理事務の効率化に努めました。令和6年12月末時点の滞納繰越分の収納率は、導入前の令和4年12月末時点と比較して0.7パーセント増となりました。なお、預金の電子調査をはじめとした滞納整理事務について、担当内での知識の共有化が課題となっています。	引き続き預金調査の電子化を推進し介護保険料の滞納整理事務の効率化による徴収率の向上を図ります。また、預金の電子調査をはじめとした滞納整理事務の知識について担当内での共有化を推進します。
福祉部	介護保険課	地域密着型サービス事業者等の指定・指導等に関する事務		介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業確保を目的に事業者に対する指導を実施します。	集団指導及び実地指導からなる運営指導を実施しました。集団指導についてはYouTubeによる動画配信により実施するとともに、実地指導については今年度より外部事業者への委託を行うことで、実地指導の質の向上と効率化、マンパワー不足の解消と職員の事務負担軽減を図りました。	令和6年度に後倒しとなってしまった集団指導について、スケジュールの見直しを行い、時期の前倒しを図ります。実地指導については引き続き外部委託をすることで、効果的かつ効率的な指導を目指すとともに、職員のスキルアップを目指します。
こども育成部	こども政策課	小児医療費助成事業	小児医療費助成の所得制限、一部負担金の廃止	令和5年7月から、所得制限を撤廃し、中学3年生までの全ての子どもを対象に小児医療証を交付するとともに、窓口での一部負担金を廃止します。 また、令和6年7月から、対象年齢を高校生年代まで拡大します。	令和6年7月より助成対象を高校生年代まで拡大し、申請等に基づき対象者に新たな小児医療証を交付しました。 制度改正により、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めることができました。	令和5年度に所得制限の撤廃及び一部負担金の廃止、令和6年度に助成対象を高校生年代まで拡大と2か年にわたる制度改正を実施したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを進められています。制度拡充により扶助費が増大していることから、今後、安定的かつ継続的に事業が実施できるよう適正な事業運営に取り組んでいきます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	ひとり親家庭の親および子どもの学び直しを支援するために、ひとり親およびその子の高等学校卒業程度認定試験合格に向けて、講座費用を補助します。	児童扶養手当受給者全員に対して現況届案内時にチラシを同封し、制度周知を図りました。	対象はひとり親の親とそのこどものうち高等学校を卒業していない者です。本事業で試験合格により一部の国家資格等や民間企業の受験資格を満たすことができるなど、職種を広げて就労先を探ることができることから、今後はひとり親世帯やひとり親になる世帯へ周知を着実に行うだけでなく、市内の高校の進路担当の先生が生徒の中退前後に相談があった際に活用いただくために制度を周知します。
こども育成部	こども政策課	離婚前後家庭支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子どもの健やかな成長に必要な養育費の確保を支援するため、令和5年度から、離婚前後の親を対象に弁護士相談会の開催や養育費を確保するためのさまざまな手続きに要する費用への補助を行います。	令和5年度新規事業として開始し、弁護士相談35件、公正証書等作成補助18件を実施しました。市民課で離婚届を受取る際に本事業のチラシを渡すことに加え、児童扶養手当現況届の案内発送時にチラシを同封するとともに、公証役場にチラシを配架いただきました。弁護士相談についてはキャンセル待ちになることもあり、養育費の強制執行に必須となる公正証書等の作成に向けて離婚前から相談する機会が重要であることから、大きな効果を得ることができました。	「こども未来戦略」において、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭に対し養育費確保支援を強化することが位置付けられ、令和6年6月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」が追加されて、国として養育費確保に向けた取り組みが継続拡大し、ひとり親世帯の生活の安定を図ることが示されました。養育費の確保は離婚前から取組むことが効果的であることから、引き続き庁内外の関係機関と連携し、制度の周知を図り、制度利用を増やしていきます。
こども育成部	こども政策課	こども食堂支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子どもやその保護者に食事の提供を行い、安心して過ごすことができる居場所づくりを行う地域の子ども食堂に対し、開設経費・運営経費の補助や情報発信などの支援を行います。	こども食堂の開設又は運営をする団体に対する補助事業に関して、申請を受け付けました。昨年度、上半期と下半期に分けて行っていた運営経費に対する補助制度を統一し、制度の明確化と事務負担の軽減を図りました。実施にあたっては、国の母子家庭等対策総合支援事業（地域こどもの生活支援強化事業）交付金を活用しています。市補助事業への令和6年度申請数は21事業です。	引き続き国庫補助を活用しながら、こども食堂に対する補助を実施します。
こども育成部	こども政策課	学習支援・こどもの居場所づくり支援事業	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	子どもやその保護者が安心して過ごすことができる、学習支援などの居場所づくりを行う団体に対し、活動支援を行います。令和5年度から、運営経費の補助や情報発信などの支援を行います。	学習支援を含むこどもの居場所づくりを行う団体に対する補助事業に関して、申請を受け付けました。こどもの居場所づくりを行う団体に対し上限50万円、親子の居場所づくりを行う団体に上限5万5千円の補助を行うこととし、活動団体の支援に努めました。	引き続き、活動団体に対し、補助事業の周知を行うとともに、各団体への支援を強化することで、こどもたちが地域の大人に見守られ、安心して過ごせる環境の拡充を図ります。
こども育成部	こども政策課	システム標準化・共通化 児童手当システムの再構築事業		児童手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	システムベンダから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に児童手当事務を執行する上での運用について検討を行いました。ただし、令和6年度に児童手当・児童扶養手当制度などが制度改正されることとなり、システムベンダよりシステム標準化・共通化に向けて導入していたS Eを制度改正対応に導入せざるを得なくなったことから、法で定められた令和7年度末までの移行が難しいと回答がありました。	システム標準化に関して法で定められた令和7年度末までの移行が難しくなったこと、他システムベンダにおいても対応が難しいとの回答があったことから、現行システムベンダと移行期間延期期間を可能な限り短くすることを交渉しつつ、他システムベンダに引き続き対応が可能な時期などを調査していきます。一方で、住民基本台帳や税金などの基幹システムは予定どおりシステム標準化へ移行することから、当該システムとの情報連携を問題なく実施していきます。また、国に対して、システム標準化・共通化の移行延期において支援するよう求めます。
こども育成部	こども政策課	システム標準化・共通化 児童扶養手当システムの再構築事業		児童扶養手当の事務について、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	システムベンダから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に児童扶養手当事務を執行する上での運用について検討を行いました。ただし、令和6年度に児童手当・児童扶養手当制度などが制度改正されることとなり、システムベンダよりシステム標準化・共通化に向けて導入していたS Eを制度改正対応に導入せざるを得なくなったことから、法で定められた令和7年度末までの移行が難しいと回答がありました。	システム標準化に関して法で定められた令和7年度中の移行が難しくなったこと、他システムベンダにおいても対応が難しいとの回答があったことから、現行システムベンダと移行期間延期期間を可能な限り短くすることを交渉しつつ、他システムベンダに引き続き対応が可能な時期などを調査していきます。また、住民基本台帳や税金などの基幹システムは予定どおりシステム標準化へ移行することから、当該システムとの情報連携を問題なく実施していきます。また、国に対して、システム標準化・共通化の移行延期において支援するよう求めます。
こども育成部	こども政策課	ファーストプレゼント事業	産み育てやすい環境づくり	令和5年4月以降に出生した新生児を対象にカタログギフトを贈答します。	令和6年12月末で1061件の世帯を対象に、お子さんの誕生を社会全体でお祝いする気持ちを込めた2万円分のギフトカタログを贈答しました。 【12月末時点ポイント消費状況】 ・送付者数1061人、送付ポイント数2122万ポイント、消費ポイント998.5万ポイント、消費ポイント割合約47パーセント 【アンケート結果】 回答者529人（満足426人、やや満足74人、どちらとも言えない21人、やや不満4人、不満4人） 【アンケート調査による主な意見】 ・上ののときはなかったので、茅ヶ崎市が子育て事業に力を入れているんだなと思いました。 ・日用品も選べたので助かります。ありがとうございました。 ・嬉しい施策をありがとうございます。 ・現金もしくは商品券にしてほしい。 ・妊娠中にえらべるともっとよかった。	令和7年度も継続して事業を実施します。なお、プロモーション活動の一環として実施しているWEBマガジンの配信や交通広告の実施等について、内容の見直しや、子育てを社会全体で応援する気運を高めるためにより効果的な施策展開を検討します。また、ポイントの消費割合を向上させるための周知活動や運用方法の見直し等を検討します。
こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭総合相談事業（母子・父子自立支援相談員）		ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、ひとり親家庭に対して、関係機関と連携を図り総合相談会を実施します。児童扶養手当現況届受付期間を中心に、就労、生活、子育て、法律、住まいの相談窓口を開設します。	相談ニーズは児童扶養手当の現況提出時期である8月だけに限らないことから、四半期に1回開催にすることで年間を通じて関係機関とともに対応できる体制としました。5月、8月、11月に開催し、ひとり親世帯から42件（就労10件、生活14件、法律15件、住まい3件）の相談があり、相談会終了後に2名就労したことを確認するなど一定程度の課題解決に結びついています。	「こども未来戦略」において、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援などを多面的に強化することが位置付けられています。相談ニーズは児童扶養手当の現況提出時期である8月だけに限らないことが確認できたことから、四半期に1回開催するなど工夫を継続し、ひとり親家庭が抱える複合的な課題解決を図ります。
こども育成部	こども政策課	ひとり親家庭等医療費助成事業		低所得のひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成しているところですが、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、児童扶養手当の所得制限額が引き上げられることに伴い、当該事業についても所得制限を緩和し、対象者に対する申請案内、医療証の発行を行った上で、令和7年1月受診分より対象範囲を拡大するものです。	制度改正により新たに対象となる方には個別に案内し、令和7年1月受診分より医療証を利用できるよう、申請等に基づき新たな対象者へ医療証を交付しました。制度改正により、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定と自立を支援することができました。	毎年実施している現況届などにおいて所得などの状況を確認し、対象者に医療証を交付し、ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と自立を支援していきます。
こども育成部	こども政策課	「こどもまちプロジェクト2025-2029ーちがさきのこどもけいかくー」に関する事務 ※旧：こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）に関する事務		令和5・6年度中に（仮称）第3期茅ヶ崎子ども・子育て支援事業計画を令和5年4月1日施行のこども基本法に定めるこども計画と一体化して策定します。	こども基本法に基づくこども計画の策定に向けて、こどもの声を聴く取組として関係施設への訪問やWEBアンケート等により約1,400人から意見聴取をした結果を取りまとめ、庁内会議やこども審議会で検討を行いました。1月にこども政策審議会から答申を受け、12月に素案を作成しました。1月10日から2月14日まで実施のパブリックコメントの結果を踏まえ3月末に策定予定です。	計画の目指す姿を実現するため、個別の施策を展開します。また、計画の進捗管理は、庁内会議や審議会で行いますが、こどもの意見を取り入れ、こどもの目線に立つて評価を行うことができる仕組みづくりを行います。
こども育成部	こども政策課	こどもまちづくり支援事業		こどもが主体となって取り組みまちづくり活動を推進する団体を支援し、こどもが自ら考えて行動する機会を確保することにより、本市の将来を担う「ちがさきの人材」を育成することを目指します。	こどもが主体となって取り組みまちづくり活動を推進する団体に対しその活動を支援するとともに、活動に係る経費の一部を補助するための仕組みをまとめました。	こどもが主体となって取り組みまちづくり活動を推進する団体に対し、活動に係る経費の一部を助成し、継続して支援してまいります。
こども育成部	こども政策課	ファミリー・サポート・センター利用助成事業		地域の人たちが会員となり、会員相互の育児援助活動として生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもの預かり、自宅での見守り支援、児童の送迎等を行うファミリーサポートセンター事業の利用費を助成することで、制度利用の促進を図ります。本事業の利用促進により、家庭での養育者の孤立や孤独による産後うつ等の発生や虐待等のリスクの軽減、仕事との両立支援など育児負担の軽減、保護者がレスパイトを享受できる環境づくり及び多子支援につなげていきます。	令和6年6月より、依頼会員から支援会員に支払われる利用料金を市が助成する制度を開始しました。基本料金はこども1人、1時間当たり700円で、助成金額は第3子以降の預かりが700円、ひとり親世帯、生活保護世帯及び非課税世帯が300円、その他の世帯は200円となります。なお、休日や夜間等は基本料金が200円割増となり、兄弟預かりの場合は2人目以降の基本料金及び助成額が半額となります。制度開始後の利用状況について、昨年度の同時期と比較して活動件数が15パーセント増、活動時間数が25パーセント増となり、制度利用の促進を実現しています。	事業の目的の一つであるファミリー・サポート・センター事業の利用促進という点には一定の効果을上げているものの、こどもを預けるニーズが上昇する一方でこどもを受け入れる側の体制は従前のままであること、また、制度の仕組みとして支援会員に負担がかかる形となっていることなどから、助成金額の体系や、助成上限額の設定などの見直しが必要と考えています。
こども育成部	こども政策課	子育て支援センターの指定管理者制度導入事務		市の直営管理（運営を事業者に委託）としている市内4つの子育て支援センターについて、指定管理者制度の導入を検討します。	指定管理者制度の導入に際し、必要な条例の改正と予算立てを行い、公募による候補者の募集、選定を経て、令和6年12月の市議会定例会において指定管理者の指定に関する議決を受けました。	令和7年4月から指定管理者による管理運営を開始し、指定管理者へのモニタリング等を講じながら安定的かつ効果的な施設運営を行います。また、指定管理者制度の導入と合わせて施設の開所日を拡大するとともに、相談機能の強化やイベントの充実を図っていきます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
こども育成部	こども政策課	浜竹子育て支援センター外部修繕工事		屋根の水漏れ、数ヶ所にわたるコロナル屋根素材の割れや剥がれに対し修繕を実施します。あわせて、野地板の強化や、「建物維持管理の手引き」に基づく点検で報告を受けた、経年劣化による玄関ポーチ庇部分の塗装の剥がれや外壁のシーリングに亀裂に対する修繕を同時に実施します。	令和5年12月に修繕の工事が完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業（こども家庭センター）	こども家庭センターの設置	令和6年4月から、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない相談支援を行います。	令和6年4月にこども家庭センター設置し、児童福祉・母子保健の専門性を活かしながら、一体となって相談支援を行いました。また、統括支援員が中心となり、両担当が参加する合同ケース会議を定期的に開催するなど、情報共有や連携の強化を図りました。	特に支援が必要とされる妊産婦や乳幼児、保護者のその家庭等を対象個々の事情に合わせたサポートプランを作成し、切れ目のない相談支援を行います。 また、子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすため、地域子育て相談機関の設置に取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	産後ケア事業	産み育てやすい環境づくり	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、保健指導・栄養指導、適切な授乳を実施するためのケア、育児手技の具体的な指導や相談を実施します。 利用者が病院・診療所・助産所等に来所し必要なサービスを受ける通所（デイサービス）型と、宿泊しサービスを受ける宿泊（ショーステイ）型、助産師等が利用者の居宅を訪問して保健指導やケアを行う居宅訪問（アウトリーチ）型により、支援を実施します。	令和5年11月から宿泊（ショーステイ）型を導入するとともに、利用者の自己負担額を3割から1割に減額し、利用回数の増加、利用年齢の拡大を実施しました。令和6年度も同様の運用としている中で、12月末時点での実績は、利用申請件数が339件、利用実績は訪問型326件、通所型432件、宿泊型265件となっています。	現状、産婦の約3割の方が利用していますが、制度の拡充により利用者数・利用件数の増加が見込まれます。状況によっては、受け入れ場所の確保や安全管理が課題となってくることも想定されることから、広域での受け入れ場所の確保や安全管理体制の推進も引き続き取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	母子健康手帳・妊産婦健康診査事業（産婦健康診査事業）	産み育てやすい環境づくり	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間・産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が高まっています。産婦の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを整えるため、産婦健康診査にかかる費用を助成します（助成額は1回当たり5,000円、1人につき最大2回まで）。 妊婦届を提出された方に、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券と併せて、産婦健康診査費用補助券を発行します。里帰り出産等により市が指定している以外の医療機関で産婦健康診査を受けた場合も事後精算により対応します。	母子健康手帳交付時に補助券を配布し、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦の健康診査受診を促しました。12月末時点での実績は、1,879件となります。	産後ケア事業の利用者数・利用件数の増加や子どもへの虐待による死亡事例のうち、0歳児が約6割を占めていることなどから、出産後不安定な状況にある母子への支援につなげられるよう、引き続き取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	子育て世帯訪問支援事業（旧：育児支援家庭訪問事業）	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	要保護児童（支援を要するヤングケアラーを含む）等の家庭に対して、ヘルパー派遣による家事支援サービスを実施し、子育て家庭のストレス等の負担軽減と養育環境の安定を図ります。	養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員による訪問支援及びヘルパーによる家事・育児支援を実施、児童の適切な養育環境を確保し、12月末時点の実績は利用者6名となっています。	児童の適切な養育環境を確保するため、引き続き、養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員による訪問支援及びヘルパーによる家事・育児支援を実施します。
こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業（虐待防止周知）	困り事を抱えた子ども、家庭への支援	これまでの見守る側の大人に対する周知に加え、小・中学生に対して児童虐待（ヤングケアラーを含む）に関する例示や相談先を記載した周知カードを作成・配布し、子どもからの発信の機会向上を図ります。	児童虐待等に関する事例等を記載し、困った際の相談先として家庭児童相談室や虐待専用ダイヤルを周知するため、市内全小中学校、高校に携帯や保管がしやすい名刺サイズのカードを約2万枚を夏休み前に配布し、周知・啓発を行いました。	カードの掲載内容を精査するとともに、引き続き学校を通じて直接児童・生徒へカードを届けることで、当事者への周知・啓発を図ります。
こども育成部	こども育成相談課	妊婦歯科健康診査事業	産み育てやすい環境づくり	妊婦のむし虫歯や歯周病等の早期発見、早期治療を図るとともに、妊婦が妊娠早期から胎児の口腔衛生管理に関心を持つことで、乳幼児のむし虫予防や、子どもの健やかな成長につなげられるよう、妊婦歯科健康診査の費用を助成します（自己負担額500円、1人につき1回まで）。 妊婦届を提出された方に、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券と併せて、妊婦歯科健康診査費用補助券を発行します。	母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査の記録票を配布し健診の受診を促すとともに、健診の結果、要精密検査の対象となった方については、医療機関を通じ検査の受診を促しました。12月末時点の実績は、受診件数が236件です。	妊娠中はホルモンバランスが変化し、虫歯や歯周病になりやすく、歯周病は低出生体重児の出産につながる可能性があり、生まれてくる赤ちゃんに虫歯菌をうつさないための予防効果もあることから、引き続き妊婦一人一人に対し受診を促すとともに、妊婦の口腔健康管理の必要性について周知を図ります。
こども育成部	こども育成相談課	母子健康手帳・妊産婦健康診査事業（多胎児）	産み育てやすい環境づくり	多胎児の妊娠における母体の健康管理と胎児の健やかな発育・発達を支援し、多胎妊婦の経済負担を軽減するため、令和5年度から、多胎妊婦の妊婦健康診査にかかる費用を助成します（助成額は1回当たり4,000円、1人につき最大5回まで）。 市の妊婦健康診査の規定回数（14回）を超えて受診した費用の一部を事後精算の対応により助成します。	多胎妊婦に対しては、母子健康手帳交付時に個別に妊婦健康診査の加算についての説明を行いました。 12月末現在の実績は、利用者数2人で3回の利用となっています。	多胎妊娠の方は、母体への負担が単胎に比べて大きく、頻回な健康診査の受診が推奨されており、単胎の方に比べて経済的負担が大きくなることが想定されることから、引き続き多胎妊婦一人一人に対して支援します。
こども育成部	こども育成相談課	家庭児童相談事業（情報共有システム導入）		厚生労働省が導入した全国的な要保護児童等情報共有システムと連携できる業務システムを導入し、よりきめ細かで切れ目のない相談業務を行うとともに、対象児童が転居した際の自治体間における引継ぎや情報共有の不足による虐待の重大事案発生を未然に防ぎます。	令和6年2月から新システムを稼働し、新システムを使用しての要保護、要支援児童等のケースの進行管理や統計データ作成するとともに、家庭児童相談システムから抽出した対象データについて、国の要保護児童等情報共有システムと連携しています。	引き続き、新システムを使用しての要保護、要支援児童等のケースの進行管理や統計データ作成を行うとともに、国の要保護児童等情報共有システムへの連携を行います。
こども育成部	こども育成相談課	重層的支援体制整備事業（母子保健コーディネーター事業）		妊産婦が不安なく妊娠から出産を経て子育て期を過ごすことができる環境を整えるため、令和5年から、母子保健コーディネーターの相談・支援体制を強化し、母子健康手帳の交付時の面接や電話相談等により、母体および家族の健康維持に役立つ情報や子育て支援サービス等、個々のニーズに合わせた情報提供を行います。 また、妊婦届出書のアンケートをもとに、支援が必要な妊婦への電話対応、リスクアセスメントシートを活用した個別支援計画の作成等を行い、産後ケア事業終了後も切れ目のない支援を行います。	令和6年度から妊婦届及び母子健康手帳の交付場所を市役所に集約し、専門家による面談機会を増やし、困っている家庭との繋がりを深め、切れ目のない支援の充実を図っています。 12月末時点での利用者数は、妊産婦・乳幼児相談対応件数が2,759件、事務処理件数が396件です。	相談等の件数が増えていることから、令和7年度は母子保健コーディネーターの体制の更なる充実を図ります。
こども育成部	こども育成相談課	妊婦のための支援給付事業（旧：いとしのベビー出産・子育て応援事業）		子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」を、児童福祉法に基づく「妊婦等包括相談支援事業」等の支援と効果的に組み合わせることで実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。	妊婦届出後の出産応援金5万円、出生届出後の子育て応援金5万円の給付実績は、12月末時点で出産応援金937件、出生届出後の子育て応援金976件です。また、妊婦届出後8か月頃の方を対象に現在の状況を把握するためのアンケートを実施し、出産準備や産後の見通しを立てられるよう継続的な支援を行いました。	妊娠からの切れ目のない支援の一つとして、引き続き経済的支援と包括相談支援に取り組みます。
こども育成部	こども育成相談課	システム標準化・共通化、保健所総合システム（母子保健）の再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	国の標準仕様に準拠したシステム導入に向け、システムベンダーと業務委託契約を締結し、システムの要件定義、設計業務を実施しました。	令和6年度に引き続きシステムベンダーと業務委託契約を締結し、システム開発、データ移行、テスト・研修、また関連システムとの円滑な連携を進め、国の標準仕様に準拠したシステムを導入します。
こども育成部	こども育成相談課	乳幼児健康診査事業	産み育てやすい環境づくり	3歳6か月健康診査で実施する視覚検査に、お子さんへの負担がなく、かつ、短時間で弱視等の検出ができるスポットビジョンスクリーナー（SVS）を導入し、早期の治療につなげるとともに、子どもの健やかな成長を支えます。	3歳6か月児健康診査にスポットビジョンスクリーナー（SVS）を7月から導入し、12月末までに771名が受検しました。 SVSと視能訓練士による検査も一部併用しており、必要に応じて精密健康診査受診券を交付し、幼児の弱視等の早期発見および早期治療につなげました。	令和6年度と同様に、3歳6か月児健康診査受診者へSVSを実施し、弱視等の早期発見および早期治療につなげていきます。
こども育成部	こども育成相談課	こどもセンター移転事業		保健所・保健センターを候補地とした、こどもセンターの移転を行います。	保健所・保健センターの新庁舎内に、こどもセンターを移転することを決定し、保健所と連携して設計が完了しました。	令和7年度は、建築・電気・機械設備の工事に着手し、整備を進めます。
こども育成部	こども育成相談課	産前・産後ヘルパー事業（家族とあかちゃんのための産前産後応援事業）		妊娠中や出産後における心身の健康状態が不安定な時期や、育児に不安を抱えている時期に、安心して子どもを産み育てられるよう、ヘルパーを派遣し、妊産婦や家庭の負担軽減を図ります。	8事業者と委託契約を締結し令和6年7月から事業を開始しました。 12月末時点で、妊婦26人、産婦104人の利用申請があり、合計555件の利用がありました。 また、委託事業者に対し研修会を実施しました。	引き続き、業務委託により事業を実施し、妊産婦や家庭の負担軽減を図ります。 また、研修会等の実施により、サービスの向上に努めます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
こども育成部	こども育成相談課	新生児聴覚検査事業		聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査費用の一部を補助し、検査の受診を推進するとともに、保護者の経済的負担を軽減します。	令和6年4月から事業開始し、母子健康手帳交付の際に新生児聴覚検査の受検の必要性を説明の上、補助券を配布しました。 12月末時点で855人に対し助成を行いました。	令和6年度と同様に、補助券を母子健康手帳を交付する際に配布し受検を促進します。また、新生児訪問の際に受検の有無を確認し、未受検の場合は検査可能な医療機関を紹介します。
こども育成部	保育課	保育所等待機児童解消対策推進事業	保育園、児童クラブの待機児童解消対策	多様化する就学前児童の保育ニーズに対応し、必要な保育ニーズの受け皿を確保するため、保育士の確保対策、保育コンシェルジュの活用等により、待機児童の解消に取り組みます。 令和5年度から、認可保育所等に補助する年齢別利用者基礎加算等の見直し、保育コンシェルジュの相談日の拡充等を行います。 令和6年度から、小規模保育事業及び保育所等の施設整備等を行います。	既存小規模保育事業の認可保育園化により3施設整備を行い、小規模保育事業の公募により4施設、自主整備により1施設、計8施設の施設整備を行いました(令和7年4月開園予定)。 また、定員変更する施設が2施設あり合計で202名分の定員が増えることとなります。	依然として増加している保育需要に対応するため、引き続き必要な受け皿の確保を図ります。 受け皿の確保策として、既存認可保育所の分園の整備、小規模保育事業の認可保育所化、幼稚園の活用、保育士確保等を実施します。
こども育成部	保育課	システム標準化・共通化　子ども・子育て支援システムの再構築事業		保育に関する事務について、国が作成する標準仕様に基づく子ども・子育て支援システムを導入します。	前年度から引き続き、標準化後に保育所等の入園事務・給付事務・保育料事務を執行する上での運用について検討を行いました。現行子ども・子育て支援システムが特定移行支援システムの該当見込みとなりました。	現行子ども・子育て支援システムと標準化対応システム（住民基本台帳・税・生活保護）のデータ連携対応のためのシステム改修を行います。
こども育成部	保育課	手ぶらで保育スタートアップ事業		子育てしやすいまちづくりの推進にあたって、保護者と保育士双方の負担を軽減するため、お昼寝用の布団や簡易ベッド、主食提供用の大型炊飯器等を新たに整備する民間保育所等に対し、その導入費用を県の補助金を活用して補助するものです。 また、公立保育園6園についても、お昼寝用布団、主食提供用大型炊飯器等を整備します。	市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち、25園に対してお昼寝用の布団や簡易ベッド、主食提供用の大型炊飯器等を整備する経費の補助の実施を行いました。 また、公立保育園6園についても、同様に整備を行いました。	令和6年度と同様に、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業の施設に対してお昼寝用の布団や簡易ベッド、主食提供用の大型炊飯器等を整備する経費の補助を行います。
こども育成部	保育課	公立保育園管理運営事業		浜見平保育園に食器洗浄機を導入します。香川保育園にあるPCBを含有するコンデンサ等を令和5年度中に廃棄処分します。	定期の施設維持管理点検や、建築基準法の12条点検結果などにより把握した点を中心に、施設の維持保全を実施しました。	公立保育園の安全安心な保育環境を維持するため、建物の設備や遊具、樹木、厨房什器、備品類等について適切に管理し予防保全できるよう必要な経費を積算し、実施計画2030へ盛り込むための準備を進めます。
こども育成部	保育課	紙おむつ処分経費補助事業		保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するための費用等を補助します。	市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業のうち、使用済み紙おむつの処分を行っている74園に対して処分経費補助の実施を行いました。	令和6年度と同様に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に対して、使用済み紙おむつの処分を行っている園に対して処分経費の補助を行います。
こども育成部	保育課	保育所等教育・保育質向上事業		外部講師などにより子どもたちに特別な体験を提供する保育所等に対して、事業を実施するための経費の補助等を行います。	市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業のうち23園に対し、子どもたちが普段できない特別な体験を提供するための経費を補助しました。例えば次のようなイベントが実施されました。 ・音楽や遊びの体験（遊び歌作家によるコンサートやふれあい遊び、ダンス、体操など） ・芸術鑑賞（幼稚園でのオペラ体験） ・科学の不思議を学ぶ体験（スーパーサイエンスマジックショー）	令和6年度同様に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業のうち、30園程度の実施を想定し、補助を実施します。
こども育成部	保育課	性被害防止対策事業（保育園）		保育所等に通う子どもへの性被害などを未然に防ぎ、また早期に発見するため、設備による対策を実施します。また、公立保育園においては、防犯対策も兼ねたカメラの設置も併せて実施します。	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業のうち、60の施設に対して、性被害を未然に防ぐためのカメラ設置などの整備にかかる補助を行いました。 また、公立保育園6園では、防犯対策の強化も兼ねて、新たにカメラを設置しました。	令和6年度で事業終了のため、令和7年度の実施はありません。
こども育成部	保育課	公立保育園施設整備事業		令和6年度未までに、公立保育園の施設の在り方や今後の方向性を調整します。	現在の公立保育園の方針は平成21年に策定されましたが、それから15年以上が経ち、社会の状況も大きく変わりました。そのため、公立保育園の役割や運営のあり方を見直し、新たな方針を検討することとし、市の公共施設等総合管理計画との整合を図るため、関係課かいと協議しました。	老朽化が進んでいる鶴が台保育園、香川保育園を含め、公立保育園全体の再編整備の方針を決定します。また、令和7年度以降の具体的な整備計画に向け、必要な予算の確保に向けた調整を進めていきます。
環境部	環境政策課	脱炭素社会に向けた普及啓発事業	ゼロカーボンシティの実現	気候変動などにより、脱炭素社会に向けた取り組みを加速させる必要性が高まる中で、本市の「気候非常事態宣言」に位置付けている「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、パネル展示などのさまざまな啓発活動、民間事業者とのタイアップによる取り組み、みどりのカーテン事業などの市民のエコ活動促進などを実施します。	民間事業者のご協力のもと、市民向けにみどりのカーテン事業を実施しました。また、小学生向けに夏休みの宿題応援にもなる、エネルギーの仕組みを学ぶワークショップの開催や、公共施設、民間施設における気候変動や省エネに関するパネル展を開催しました。また、クーリングシエルター（炎天下かけこみスポット）の設置や神奈川県の事業に基づく気候市民会議を開催しました。	引き続き、民間事業者とのタイアップによる取り組みの拡充に向けた調整を進めるとともに、啓発事業の磨き上げを目指します。また、クーリングシエルター（炎天下かけこみスポット）の民間事業者への拡充を目指します。さらに、2市1町による湘南エコウェアップ事業や気候非常事態宣言の共同表明に基づき、藤沢市・寒川町と広域的な脱炭素化の取り組みを強化します。
環境部	環境政策課	カーボンニュートラル推進事業	公共施設の再生可能エネルギーの導入推進	環境負荷が少ない、持続可能な社会、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市域への再生可能エネルギー導入の可能性や手法を検討する調査を行います。 また、調査結果に基づき導入目標を設定するとともに、目標達成に必要な脱炭素施策の実施方法や体制構築等の検討を踏まえ、再生可能エネルギーの導入をするための脱炭素シナリオを作成します。	本市域の「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を軸に、公共施設のZEB化やEV充電インフラの整備など、庁内連携による脱炭素シナリオの議論を深めました。また、ステークホルダーとの対話を重ね、脱炭素の環の拡充に向けた連携を図りました。	本市域の「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を推進するため、公共施設の太陽光発電設備設置や照明のLED化に向けた議論を深めます。また、分野ごとにステークホルダーとの対話を重ね、脱炭素化に向けた議論を深めます。
環境部	環境政策課	環境基本計画の中間見直し		生物多様性の保全、資源循環型まちづくり、気候変動対策等、本市の環境施策を総合的に定めた「茅ヶ崎市環境基本計画」について、策定から5年目となる令和7年度に、国内外の政策動向等の変化を踏まえ、中間見直しを行います。中間見直しにあたっては、令和5年度に実施した市民・事業者を対象にしたアンケートの結果を踏まえ、評価を行います。	市民及び事業者を対象として令和5年度に実施したアンケート結果も参考に、環境基本計画に位置づけされた施策や取り組みについての評価を行いました。	施策の実施状況や政策目標の達成状況に基づき、環境基本計画の進捗状況を評価し、その結果も踏まえて計画の中間見直しを行います。
環境部	環境政策課	エネルギー及び気候変動対策支援事業		市民や事業者を対象した太陽光発電設備、蓄電池、エネルギー収支ゼロ住宅、LED照明等設置促進を図ります。	国や県が実施している補助事業を幅広く周知するとともに、市内事業者を訪問してヒアリングを実施しました。また、本市でエネルギー及び気候変動対策を進める上でのニーズに合った支援がどのようなものか、検討を進めました。	国や県が実施している補助事情を幅広く周知するとともに、市内事業者を訪問してヒアリングを実施します。また、本市でエネルギー及び気候変動対策を進める上でのニーズに合った支援がどのようなものか、引き続き検討を進めます。
環境部	環境保全課	公害の発生と拡大の防止に向けた人財育成事業		市民の健康または財産に甚大な被害を与える大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの典型7公害の未然防止のため専門知識の習得が必須となることから、職員の能力向上、業務水準の維持、向上を目的として外部研修を受講します。	公害防止に関する情報収集や職場内研修で人財育成を行いながら、外部の土壌・地下水汚染に関する研修、低周波音に関する研修（実習）を受講し、能力の向上を図りました。	引き続き、技能向上のための外部研修を受講し、関係職員間での情報共有に努めます。
環境部	環境保全課	し尿処理施設管理運営事業		し尿・浄化槽汚泥の処理に必要なDCSシステムのアップグレードにより、施設の安定的な運転及び衛生的な処理を継続します。	令和7年度に予定しているDCSシステムのアップグレードに関して、情報を共有し、必要な予算を要求しました。	DCSシステムのアップグレードに向けて日程等の調整を行います。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
環境部	環境保全課	公衆便所維持管理事業		公衆トイレの自動ドア・センサー・水洗・浸透枳の修繕、樹木影響調査を実施し、維持管理コストの平準化と施設の長寿命化を図ります。	予定していた修繕(茅ヶ崎駅南口女子トイレ洗面推薦修繕、柳島海岸公衆便所シャッター修繕)のほか、令和7年度に予定していた修繕（東海岸公衆便所南東角外壁修繕、茅ヶ崎駅北口公衆便所水中ポンプ取替修繕）を前倒して実施しました。	予定していた東海岸公衆便所南東角外壁修繕、茅ヶ崎駅北口公衆便所水中ポンプ取替修繕は、令和6年度に実施済みです。
環境部	環境保全課	湘南東ブロックし尿処理広域化推進事業		茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町（湘南東ブロック）でし尿等処理の効率化を図るため、新たに広域的なし尿処理施設を整備し、令和14年度の供用開始を目指します。広域的なし尿処理施設は、今後の行政人口の減少を見据えた中で、持続可能な適正処理の確保、エネルギー使用の効率化や災害対策の強化を含めて検討を行います。	令和6年第2回定例会でのし尿処理の事務の委託の規約の議決を得ました。費用負担等について合意し、藤沢市、寒川町と協定書を締結しました。	し尿処理施設の整備に着手し、藤沢市、寒川町と必要な調整、報告を行います。
環境部	環境保全課	美化推進事業		誰もが安心して暮らせる快適な環境を実現するため、日本で唯一の海岸美化専門の団体である公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し、継続的に環境美化意識の高揚を図ります。その他、市民活動団体との協働による海岸利用に関するマナー啓発活動、市民参加による美化キャンペーン等の実施や物品提供等の活動支援を行うことで、海岸線を有するまちから海岸美化の取り組みを発信します。	かながわ海岸美化財団によるイベント後の清掃を含む海岸清掃を実施し、きれいな海岸を維持しました。ボランティア清掃ごみ袋の提供等を行いました（12月までで5,137人）。美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を6月2日に実施しました（1,145人参加。ごみ1,910キログラム（可燃ごみ1,190キログラム、不燃ごみ720キログラム）回収）。11月10日に小学生向けマイクロプラスチックの講座を実施しました（72人参加）。	かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施します。ボランティア清掃ごみ袋の提供等を行います。「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」を実施します。小学生向けマイクロプラスチックの講座を行います。
環境部	環境保全課	一般廃棄物（し尿）処理手数料電子納付推進事業		一般廃棄物（し尿）処理手数料に関して、システムの改修を行い、コンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済で納付できるようにします。	コンビニ納付、モバイルレジ及びスマートフォンアプリ決済を開始しました。	引き続き周知啓発を行い、利用者の拡大に努めます。
環境部	資源循環課	粗大ごみ処理施設整備事業（一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業）		老朽化が進む粗大ごみ処理施設について、旧ごみ焼却処理施設跡地にDBO方式により新施設を建設することで、廃棄物の適正処理、最終処分量の削減を図り、資源循環型社会の形成を目指します。令和5年度に整備・運営事業者を選定後、令和7年度までに施設の設計・建設工事を行い、令和8年度の供用開始を目指します。	粗大ごみ処理施設の整備事業については、設計協議、各種申請協議を実施し、6月に工事に着工し、順調に工事を進めています。	12月に試運転を開始し、令和8年4月に供用開始する予定です。
環境部	資源循環課	北部地区生活環境向上事業（一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業）		最終処分場周辺で必要なインフラ整備について、令和15年度完了に向けて事業を推進します。	市道6360号線整備事業については、用地取得170平方メートル、整備工事140メートルを実施中です。市道7449号線整備事業については、整備工事100メートル（北側）を実施中です。いずれも年度内に工事完了予定です。	市道7449号線整備事業については、整備工事108メートル（南側）の整備工事を実施予定です。
環境部	資源循環課	ごみ有料化に関する事業		指定ごみ袋の安定供給を図るとともに、ごみ有料化事業の効果検証を進めます。また、様々な媒体や機会を通じて、ごみ有料化に関する情報を市民や事業者にお知らせします。	指定ごみ袋の安定供給に努めるとともに、ホームページや出前講座などを通じて、『ごみの年間排出量』や『ごみ有料化収支状況』を市民や事業者の皆さまへお知らせしました。また、指定ごみ袋を広告媒体として民間企業等の広告を令和7年度から掲載できるようにし、財源確保に努めました。	指定ごみ袋の安定供給に努めるとともに、必要に応じて指定ごみ袋の仕様の見直しを進めます。また、ごみ有料化に関する情報を、様々な媒体や機会を通じて、市民や事業者の皆さまにお知らせします。
環境部	資源循環課	剪定枝資源化事業（ごみ減量化に関する事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、剪定枝資源化の拡充を進めます。	剪定枝のリサイクルについて、さまざまな媒体や機会を通じて市民や事業者の皆さまにお知らせし、また、小中学校から排出される一部の剪定枝のリサイクルを開始し、約800トンの剪定枝をリサイクルしました。	剪定枝のリサイクルについて、さまざまな媒体や機会を通じて、市民や事業者の皆さまにお知らせします。また、小中学校から排出される全ての剪定枝がリサイクルできるよう、関係部署との協議を進めます。
環境部	資源循環課	食品ロスに関する業務（ごみ減量化に関する事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、食品ロス削減に向けた啓発活動を展開し、フードドライブを拡大実施するとともに、食品廃棄物のリサイクルの検討を進めます。	フードドライブを実施し、市民や事業者の皆さまからお持ち寄りいただいた食品の総量は約370キログラムとなり、フードバンクを通して、食品を必要とする方々へ寄付しました。また、本市にとって初となる「食品ロス削減推進計画」を策定公表する見込みとなっています。	「食品ロス削減推進計画」に掲げた施策を進めます。とりわけ、フードドライブを継続的に実施するとともに、フードドライブを実施する企業を支援するほか、持ち寄られた食品の市内循環を目指し、新たなフローを構築します。
環境部	資源循環課	各種啓発媒体の作製事務（ごみ減量化に関する事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、各種啓発媒体の作製に取り組みます。	様々な啓発媒体を通じてごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行い、市の取り組みへの理解を求めるとともに、市民や事業者の皆さまにおける取り組みの後押しに努めました。	様々な啓発媒体を通じて、市の取り組みを訴え、それらに対する理解を求めるとともに、市民や事業者のごみ減量化に向けたアクションプランを提示します。
環境部	資源循環課	一般廃棄物処理計画の推進に関する事務		現行の一般廃棄物処理基本計画に掲げた施策の進捗状況を外部評価を得たうえで年次報告書として公表するとともに、次年度の一般廃棄物処理実施計画を策定します。また、現行の基本計画が令和6年度末で終了となるため、令和7年度を始期とする新たな基本計画を策定します。	新たな一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画・生活排水処理基本計画）、公また、現行の基本計画の年次報告書（令和5年度版）及び令和7年度一般廃棄物処理実施計画を策定公表する見込みとなっています。	新たな一般廃棄物処理基本計画の進行管理を行います。また、廃棄物減量等推進審議会を通じて令和6年度に実施した取り組みの評価と今後の方向性を年次報告書としてとりまとめるとともに、次年度の実施計画を策定します。
環境部	資源循環課	ごみ焼却処理施設延命化・更新検討事業（一般廃棄物処理施設の整備等に関する事業）		湘南東ブロック（藤沢、茅ヶ崎、寒川）でのごみ処理の広域化を推進するため、ごみ焼却処理施設の延命化又は更新の検討を行います。	湘南東ブロックのワーキングで、ごみ焼却処理施設を集約化できる時期を検討調整しました。またごみ焼却処理施設の老朽化等の状況を確認し、延命化が可能なかの検討を進めています。	湘南東ブロックのワーキングで、ごみ焼却処理施設を集約化できる時期を検討していきます。なお、ブロックでの施設集約化においては互いの焼却処理施設の寿命調整を行う必要があるため、再延命化が可能なかの検討を引き続き進めていきます。
環境部	資源循環課	小学校等への出前講座等事業（ごみ減量化に関する事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、小学校等への出前講座等に取り組みます。	主に小学生を対象とした環境学習会を計10回、また、自治会等を対象とした環境学習会と施設見学会を計24回実施しました。また、企業版ふるさと納税による寄付の募集に努め、実施基盤の強化を図るとともに、新たなプログラムや中学校での実施に向けた検討を進めました。	通常プログラムに加えて新たなプログラムを小学校や地域のほか中学校へ提供します。また、小学生向けの環境学習用副教材を作製します。
環境部	資源循環課	プラ新法に関する業務（ごみ減量化に関する事業）		さらなるごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、ペットボトルや容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルに向けた検討を進めます。	広域処理を実施している寒川町と連携しながら、製品プラスチックの再商品化事業者へのヒアリングを行い、本市における製品プラスチックのリサイクルフローの構築を進めました。	令和9年度中の製品プラスチックのリサイクルの実施に向けて、背景や収集運搬からリサイクルまでの各処理工程における方向性などを実施方針としてとりまとめます。
環境部	資源循環課環境事業センサー	戸別収集導入検討に関する事業		排出者責任を明確化するとともに超高齢化社会への対応とごみ集積場所を起因とする諸問題の解消を図るため、アンケート調査の実施など戸別収集の実施に向けた検討を進めます。	「ごみ収集方式のあり方」を策定し、あり方に位置付けた『ステーション収集を維持する取り組み』及び『戸別収集の継続検討』を進めました。『ステーション収集を維持する取り組み』として事業者への啓発を強化するとともに、『戸別収集の継続検討』として令和7年度からの社会実験（戸別収集実験事業）の準備を進めました。	引き続き『ステーション収集を維持する取り組み』に取り組むとともに戸別収集の社会実験を通して、戸別収集の影響や効果を改めて把握し、社会実験の検証結果を公表します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
環境部	環境事業センター資源循環課	ごみ減量化に関する事業（スプレー缶）		家庭用スプレーかんの収集方法及び収集日の見直しを行い、令和7年度から穴あけをせずにスプレーかンを収集するようにするものです。このことで、スプレーかンを排出する市民及び収集事業者の安全性を高めます。	受け入れ先となる寒川広域リサイクルセンターとの協議を重ね令和7年度から分別収集及び処理を開始するための手法を構築しました。	令和7年4月より寒川広域リサイクルセンターの受け入れ体制が整備されることから市民が安全にスプレーかん等を排出できるよう分別収集、処理を開始します。
環境部	環境事業センター	環境事業センター管理担当建屋維持管理計画事業（予防保全）		ごみ焼却処理施設の空調設備改修工事を実施します。	令和6年度は、施設見学に訪れる方々や作業従事者の暑さ対策等のため、主に居室の空調設備の更新工事を実施しました。	令和7年度は焼却施設電気設備の温度管理対策工事対象を絞り込んで、パッケージエアコン等の更新工事を実施します。 なお、残る空調設備改修工事については、令和8年度以降に工場棟内吸排気用送風機等の更新を行います。
環境部	環境事業センター	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業		公共施設の電気機器として使用されていたトランスやコンデンサに有害物質のポリ塩化ビフェニルが含まれており、高濃度の物は令和4年度に処理を完了しましたが、新たに低濃度の疑いのあるコンデンサを9施設で使用している可能性があるため、令和5・6年度に交換工事を行い、令和6年度に分析調査を行い、令和7年度に処理します。	低濃度のポリ塩化ビフェニルを含有する可能性があるコンデンサを分析調査し、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物（特別管理産業廃棄物）と通常の産業廃棄物を判別し、令和7年度に処理をするための予算化を行いました。	令和7年度は、令和6年度に判別したコンデンサ及び既に環境事業センターで保管していた低濃度のポリ塩化ビフェニルを含むトランス等を含め、処理を完了させます。
環境部	環境事業センター	粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務及び運営モニタリング業務		老朽化が進む粗大ごみ処理施設は、令和8年度に新施設の供用開始を予定しています。新粗大ごみ処理施設の運営開始後は、事業者が行う各業務が適切に運営・維持管理できているかを監視する必要があるため、令和7年度までに効果的・効率的な監視方法及び監視体制の構築を行います。	整備・運営事業者と情報交換を行い、収集・運搬・処理を行っている現場サイドの意見を設計に反映しました。	令和8年度の新施設の稼働に向け、令和7年度までに効果的・効率的な監視方法及び監視体制の構築を行います。
環境部	環境事業センター	一般廃棄物最終処分場長期維持管理計画事業		最終処分場が長期的に安定して維持管理できるよう、令和5年度から、埋立地監視設備や浸出水処理施設等の重要機器の予防保全を計画的に実施します。	受電設備PAS及び高圧ケーブル等の更新を行いました。 現在、浸出水処理施設の脱水機のオーバーホール行っています。 また、令和7年度に予定していた配管及びオゾン発生装置修繕を早期に対応すべき観点から、前倒しして令和6年度末までに完了する予定です。	今後の適正処理を継続するため、令和6年度の点検結果から判断し、予防保全を実施します。
環境部	環境事業センター	環境事業センター管理担当建屋維持管理計画事業		ごみ焼却処理施設のエレベーター改修、屋上防水及び外壁工事を実施します。	エレベーター改修工事については、保守点検により適正な運転管理を行いました。 屋上防水及び外壁工事については、日常の点検及び応急処置にて維持管理を行いました。	工事対象を絞り込んで事業費の抑制を検討した結果、エレベーター改修工事については、個々の不具合を修繕にて対応することで延命化を図ります。 屋上防水及び外壁工事については、事前のアスベスト含有調査を行った結果、アスベストが検出されたため、今回の計画から見送ることとし、今後、施工方法や発注方法を営繕部局と調整していきます。
環境部	環境事業センター	ごみ焼却処理施設バグフィルターろ布更新事業		令和6年度に、ごみ焼却施設において排ガス処理設備に当たるバグフィルターのろ布更新を実施します。	ごみ焼却処理施設3号炉の排ガス処理設備バグフィルターのろ布の更新工事を実施しました。	令和7年度は、ろ布の更新予定はありませんが、毎年の保守点検の結果から令和8年度以降、順次更新を行います。
環境部	環境事業センター	ごみの収集運搬事業（車両）		老朽化した収集車両を更新します。	老朽化した塵芥収集車を計画的に更新するため、令和5年度に発注した4台を納車しました。 昨今の社会情勢により発注から納車まで1年以上要しています。	老朽化した塵芥収集車を更新するため令和6年度に発注した車両の納車により3台の更新手続きをする予定です。 昨今の社会情勢により発注から納車まで1年以上要しています。
環境部	環境事業センター	焼却残渣再資源化事業		焼却残渣（ざんさ）の約70パーセントを埋立処分している堤十二天一般廃棄物最終処分場は、令和16年3月に使用期限を迎えます。 しかしながら、新たに最終処分場を建設することは極めて困難であるため、焼却残渣の処理を民間事業者に全量委託する必要があります。 そこで、令和16年度に焼却残渣を100パーセント再資源化（人工石、人工砂、セメント原料化等）することを目指し、これに向け徐々に再資源化量を増量します。	焼却残渣の再資源化量の予定数量を2366トンとし、人工石3社、人工砂2社、セメント原料化2社の各民間事業者に委託処理しています。	令和7年度については、本市最終処分場を有効に活用しながら、焼却残渣の再資源化量の予定数量を3012トンと増量し、人工石3社、人工砂2社、セメント原料化2社の各民間事業者に委託する予定です。
環境部	環境事業センター	環境事業センター業務担当設備改修計画事業		環境事業センター業務担当が事務所として使用している建屋の電話設備を光回線へと改修します。 環境事業センター業務担当事務所の機能維持のため、業務担当管理棟の屋上防水工事を行います。	電話機本体が老朽化しているうえ、雷被害により一時的に電話設備が不通となり市民の皆さまにご迷惑をおかけしました。その対策として電話設備一式をISDN回線から光回線へ更新を行いました。 また、雨漏れが発生し設備に異常が生じていたことから業務担当管理棟の屋上防水工事を行いました。	建屋や配管等に不具合が生じた際は適宜、修繕を図ります。
環境部	環境事業センター	ごみの収集運搬事業（民間委託）		一般廃棄物の収集運搬について、引き続き民間委託を導入します。また、小・中学校から排出される剪定枝の資源化にかかる収集運搬、さらに、戸別収集の実施に向け引き続き検討を行います。	燃やせるごみの一部、大型ごみ等、資源物、剪定枝の収集運搬を民間委託により実施しました。小・中学校から排出される剪定枝の資源化について一部開始しました。戸別収集の実施について環境指導員等と意見交換を実施しました。	燃やせるごみの一部、大型ごみ等、資源物、剪定枝の収集運搬を引き続き民間委託により実施します。小・中学校から排出される剪定枝の資源化拡大について検討します。戸別収集については資源循環課の取組に連動しながら引き続き検討します。
都市部	都市計画課	低炭素まちづくり計画の改定検討事務		計画策定からおおむね10年間の計画運用に関する検証を行うとともに、都市マスタープランと環境基本計画の中間見直しを踏まえた本計画改定の検討を行います。	ちがさき都市マスタープランの次期見直しと関連付けた効率的、効果的な本計画改定の対応を検討し、所管課と意見調整を行いました。	本計画の改定方針を具体化し、ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市環境基本計画の所管課と連携して調整、検討を進めます。
都市部	都市計画課	耕地整理内の道路整備誘導事業		昭和54年以降、地区内の街区形成に関連する主要道路が望ましい幅員で整備されるよう誘導を行っている室田二丁目地区について、目指す水準に近い住宅街区形成された状態、過去の取組に伴う課題の解消を目指すものです。	道路としての整備が困難な状況にあった一部路線について、調整等により工事実施の目途をたてました。	望ましい道路幅員への誘導を継続します。令和6年度に事業化した一部路線の道路整備工事を行う予定です。
都市部	都市政策課	バリアフリー基本構想の推進事業	バリアフリー化の推進	公共交通や道路、建築物等の都市基盤や生活基盤におけるバリアフリー化と併せて、高齢者、障がい者等の移動等の困難を自らの問題として理解し、バリアの解消を目指す心のバリアフリーの推進に取り組みます。 具体的には、重点整備地区内における特定事業計画の進捗管理、特定事業者との意見交換、完了事業の視察、市民部会を主体とする心のバリアフリーに関する普及啓発、教育啓発を実施します。また、当事者目線に立った取り組みを推進できる体制を構築するために障がい者雇用を実施します。これらにより特定事業計画の進捗率の向上をはじめ、市全域でのバリアフリー化を進めます。	協議会、市民部会を各1回開催しました。特定事業計画の進捗状況について、令和5年度の実績を基に特定事業者を交えた意見交換会を実施しました。心のバリアフリーについては、普及啓発として、広報紙に心のバリアフリー・川柳を毎月掲載したほか、茅ヶ崎駅でポスターを掲示しました。教育啓発として、市内の小学校4校において心のバリアフリー教室を開催したほか、庁内職員向け研修会を実施しました。	協議会、市民部会を開催します。特定事業計画の進捗管理、特定事業者を交えた意見交換会の開催、市が主体となって取り組む事業の進捗管理を行います。心のバリアフリーに関しては、ポスターによる普及啓発、心のバリアフリー教室や研修会等の開催による教育啓発を進めます。また、基本構想に位置付けた取組について、令和6年度までの中間評価を実施します。
都市部	都市政策課	都市防災推進事業（復興事前準備）	復興まで見据えた防災対策の推進	近年の大規模災害の経験から、公助の限界と自助・共助といった地域防災力の重要性が認識され、本市では防災ワークショップの開催や感震プレーカー設置の推進などの減災に向けた取り組みを推進しています。さらに、被災後を想定して、早期かつ的確な復興が実現するよう、被害想定を踏まえたまちの課題の集約、復興体制と復興手順の検討等を進め、事前復興計画の策定に取り組みます。 令和5年度には被害想定と復興需要を試算して行内の対策マニュアルをまとめ、7年度までの事前復興まちづくり計画（素案）の作成に取り組みます。	令和6年度は、令和5年度に検討した「茅ヶ崎市震災復興対策マニュアル（素案）」を用いて、市職員向けの復興まちづくり事前検討会を開催しています。今後、検討会での成果を踏まえてマニュアルのブラッシュアップを図ります。	令和7年度は「茅ヶ崎市事前復興まちづくり計画（庁内版）」を作成し、それを用いた市民向けの復興ワークショップを開催します。また、作成した計画を広く周知するため「復興まちづくりシンポジウム」を開催します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
都市部	都市政策課	地域公共交通計画の推進事業		少子高齢化が進み、移動ニーズが多様化する状況において、安全で安心して移動できる、公共交通を中心とした移動環境を維持、構築していくため、「地域公共交通計画」を策定し、移動環境を整える取り組みを効果的に推進します。 令和4年度に実施した計画策定のためのビッグデータを用いた移動実態把握結果等に基づき、令和5年度には誰もがためらなく移動できる公共交通を中心とした移動環境のあるべき姿等を検討し、関係機関や事業者との調整を重ねて計画を策定しました。令和6年度以降は具体的な公共交通の見直しに向けた調整を進めます。	茅ヶ崎市地域公共交通会議にて、利用者の代表や交通事業者等の関係者の議論を経て、地域公共交通計画を令和6年4月に公表し、取組を実施しました。	令和6年度に策定した計画に基づき、取組を実施します。
都市部	都市政策課	バリアフリー基本構想の改定事務		「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（平成27年9月当初策定）」にバリアフリー化を特に推進する必要がある重点整備地区（茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区）を定め、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。しかしながら、バリアフリー化を自分事のように当たり前に必要なものとする認識が根付いていない状況であること、公共団体である市が行う事業での積極的なバリアフリー化の推進が求められること、施設管理者等のバリアフリー化の具体的な計画（特定事業計画）の進捗率が高まらないことなどの課題に対する解決策を検討し、令和5年度に改定します。	令和5年度で改定が完了しました。	令和5年度で改定が完了しました。
都市部	都市政策課	住まいづくりアクションプランの改定事務		平成26年3月に「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定し、地域に根差した住まいづくりの展開を図ってきました。 その後の少子高齢化の一層の進展に伴い、多様な世帯に対応する住宅の確保など、住宅施策を取り巻く状況が変化していることから、さまざまなライフステージに応じた住まい方ができるまちを目指し、より効果的な施策の実施に向けてプランを改定します。 令和5年度中に、令和4年度に行ったアンケート調査等を活用し、住まいに関する施策の先行事例調査や分析、新たにプランに追加する「マンション管理適正化推進計画」に関する調査・分析等を行って改定プランの取りまとめを行い公表します。	改定事務は完了とし、既存の住環境整備事業において、改定後の住まいづくりアクションプランに基づく取組を進めました。	既存の住環境整備事業において、改定後の住まいづくりアクションプランに基づく取組を進めます。
都市部	都市政策課	（仮称）第3次ちがさき自転車プランの策定事務		極めて身近な移動手段である自転車は、まちづくり、健康、環境等に効果が高く、今後も効果的に自転車を活用していく必要があります。 「第3次ちがさき自転車プラン」において、自転車活用推進法に規定のある“自転車活用推進計画”の視点を取り入れつつ、自転車先進都市を標榜し、今までの取り組みを発展させるとともに、先進的な取り組みにも挑戦する内容を盛り込んでいきます。令和5年度中に「第3次ちがさき自転車プラン」の策定に着手し、令和6年度に公表します。	「第3次ちがさき自転車プラン（自転車活用推進計画）」の策定に向けて、市民を対象にしたオープンハウスの実施や市民や関係団体等で構成されるちがさき自転車プラン推進委員会での議論を行いました。パブリックコメント等を実施し、令和7年3月に公表を予定しています。	令和6年度に策定した計画に基づき、取組を実施します。
都市部	都市政策課	ちがさき都市マスタープランの中間評価の実施事務		「ちがさき都市マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、20年後の本市のあるべき姿を抑えつつ、おおむね10年間の都市づくりの方向性を示す基本計画です。計画改定から5年が経過する令和6年度に向け、令和5年度から今後の都市づくりの方向性や、さらに強化すべき取り組み等について検討します。	令和6年度は、前年度の「茅ヶ崎市都市計画審議会」でいただいた意見を反映するとともに、令和5年度の実績値を反映したうえで、中間評価報告書を取りまとめ、公表しました。	令和7年度の実施予定はありません。
都市部	都市政策課	JR相模線北茅ヶ崎駅等整備事業		JR東日本が実施する北茅ヶ崎駅のバリアフリー化等の整備に対し、国及び県と協調して補助金を負担します。	6月議会にて調査設計に要する予算を補正し、9月18日にJR東日本と調査設計に関する協定を締結しました。令和6年度末を期限としてJR東日本が実施している調査設計において、協議を行いました。	調査設計の成果品を基に、JR東日本と概略・詳細設計に関する協定を締結します。JR東日本が実施する概略・詳細設計において、必要な協議を行います。
都市部	都市政策課	JR東海道線茅ヶ崎駅及び辻堂駅におけるホームドア整備事業		JR東日本へ要望中であり、実施計画期間中のホームドア設置を目指します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ要望を行うと共に、JR東日本と個別に協議を行いました。	引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ要望を行うと共に、JR東日本と個別に協議を行います。
都市部	都市政策課	茅ヶ崎自転車プランの推進事務（サイクルアンドバスライドの修繕）		市内各所の設置しているサイクルアンドバスライドの看板が劣化しているため、修繕します。	劣化していた看板については、緊急性が高いことから令和4年度に修繕を行いました。また、定期的に看板などの施設の点検を行いました。	引き続き、定期的に看板などの点検をし、必要性・緊急性に応じて対応します。
都市部	都市政策課	コミュニティバスの小児料金無料化事業		地域公共交通の持続可能性確保のため、コミュニティバスの小児運賃の助成を実施します。	パブリックコメント、運賃協議会での協議を経て、7月20日からコミュニティバスの小児IC運賃を50円とする改定を行いました。	制度の更なる周知を行い、利用促進を図ります。
都市部	景観みどり課	自然環境評価調査事業	自然環境評価調査の実施	都市化や土地利用の変化などにより、市内の自然環境が悪化し、自然環境の保全・再生の必要性が高まっている中、自然環境保全に関する客観的な「ものさし」となる指標種の生息状況等を更新することにより、自然環境の変化を捉え、今後の自然環境保全に向けた施策の立案・実施の基礎資料とするため、自然環境評価調査を実施します。この自然環境評価調査は、平成15年度に第1回を実施後、おおむね5年ごとに実施しており、第4回目となる今回も本調査の大きな特徴である市民参加型で行うこととし、令和5年度から令和7年度までの3か年をかけて結果を取りまとめます。	植物、昆虫、鳥類、ほ乳類、魚類、両生・は虫類の6分類において、市民を中心にした100名以上のボランティアの調査員により、清水谷をはじめ赤羽根字十三図や柳谷、行谷など陸域9か所と水域21か所において、指標種の生息・生育状況について、それぞれの分類群の特性に応じた手法により調査を実施しました。また、調査リーダー等による代表者会議を12月に開催し、各分類群の調査状況及び次年度調査に向けた情報共有を図りました。	特に重要度が高い自然環境を有する地域など9か所及び21か所の水域において、引き続き指標種の生育・生息状況について調査を行うとともに、各分類群における令和5年度からの調査結果を取りまとめ、指標種の生息・生息状況等に関する報告書の作成・公表に取り組みます。
都市部	景観みどり課	森林環境譲与税活用事業		市町村による森林整備に必要な財源確保のために森林環境税（国税）が創設され、森林環境譲与税として譲与される財源を有効に活用して本市の森林整備の促進を図ります。 具体的には、里山林の適切な管理、生物多様性の維持を目的に、市内で特に重要な自然環境が残されている地域である清水谷および赤羽根字十三図周辺の特別緑地保全地区のほか、市民の森および赤羽根斜面林などの森林整備・管理の充実を図るとともに、伐採材の活用及び森林管理等の人材育成等に取り組めます。	清水谷特別緑地保全地区内において、森林環境譲与税及び森林環境譲与税基金を活用し、高木やナラ枯れ被害による枯損木等約40本の伐採等のほか、同地区で発生した伐採材を一部活用した散策路の設置や都市緑地法に基づき、約3000平方メートルの公有地化を図ることにより、森林整備及び林内環境の改善に取り組みました。	清水谷特別緑地保全地区内において、引き続き高木やナラ枯れ被害による枯損木等の伐採等を予定しているほか、赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区や平太夫新田、赤羽根斜面林等において森林の保全・整備に取り組みます。赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区では、都市緑地法に基づく買収に向けた測量及び買収を実施する予定です。また、森林の役割や木材利用の促進に関する普及啓発を図るため、木育に関するワークショップを実施します。
都市部	建築指導課	まちづくり情報プラットフォーム構築によるワンストップ窓口事業	デジタル化の推進	まちづくりに関する情報の閲覧、発行および手数料等の徴収まで1か所で行える環境を整備し、サービスの向上を図ることを目的に、まちづくり関係課が個別に保有する面的データを一つの共有地理情報に関連付けます。システム単体で全ての情報を管理、更新、提供できるよう、「統合型地理情報システム」の構築および、「来庁者向けのワンストップ窓口システム」の整備を行い、令和4年度末にシステムの運用を開始しました。	一か所で様々な情報をまとめて取得できることにより取得時間の短縮につながり、サービスの向上に寄与しました。操作に不慣れな方でも抵抗なく操作できるよう、昨年度に引き続き職員による対面でのサービスも併せて実施しました。 また、気軽に多くの方にサービスを知って頂けるようホームページでの周知を開始しました。	引き続き利用者への窓口アンケートやシステム開発者へのヒアリングを実施し、システムの安全性、操作性等の改善に取り組みます。
都市部	建築指導課	建築行政に係る各種申請等のDX化		建築確認など各種申請等の「オンライン申請の構築」「審査・検査・定期報告の電子環境の整備」や、関係機関同士の法定文書共有の「外部クラウド環境の整備」を行い、DX化による効率的な行政運営を推進します。	外部クラウド環境の整備のため、関係課と事前に調整し、令和6年10月より外部クラウドサービス等のテスト運用を開始し、オンライン申請等のDX化の準備を段階的に整えました。	受付件数が多いものを優先的にe-kanagawa等による電子申請化の整備を行い、市民サービスの向上、業務の迅速化や効率化、紙文書の削減を図ります。 また、関係機関同士のやり取りを電子環境へ見直すほか、電子申請のファイルをそのまま利用して審査できる環境を整備します。
都市部	建築指導課	耐震改修促進計画の推進事務		市内の住宅および建築物の耐震化を図ることによりまち全体の防災力を高め、地震による被害から市民の生命および財産を守ることを目的に、令和4年度に改定した「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」に基づき、補助制度を活用することなどにより、本市の耐震化を促進します。 また、これまでの耐震化の現状と課題を踏まえ、住宅政策と連携した施策として補助対象を見直すことなどにより、さらなる耐震化の促進を図り、地域の強靱化に資する災害に強い街づくりを推進します。	各種広報活動を通じて耐震化の必要性を周知し、木造住宅耐震診断補助38件、補強補助3件、危険ブロック塀等の除却補助12件、家具転倒防止金具等13件を実施するなど、耐震関連事業を推進しました。	先進自治体の耐震化の取り組みを調査研究するほか、国や県内行政庁の最新の耐震化の動向を注視し、更なる耐震化の推進に取り組めます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
都市部	開発審査課 都市計画課	「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）に係る事務		「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）の施行（令和5年5月）に伴い、「事務処理の特例に関する条例」に基づく事務移譲として、許認可事務等の経由（經由事務）を新たに市で行うものです。	許認可権限を有する県と事務の移譲について協議、調整を行いました。	令和7年度より盛土規制法に基づく許可申請書類等を市で受理し、県に送付する經由事務を開始します。
建設部	建設総務課	公共基準点の新設及び維持管理		道水路財産の効率的な管理・運用には、復元性の高い世界測地系の座標を付与する必要があります。 世界測地系座標の付与には測量の基礎となる「公共基準点」が必要であり、現在管理している約2300点・年間400件の測量者の使用に対して精度を維持するため、公共測量による点検を実施します。	公共基準点の測量業務を4点実施しました。	公共基準点の測量業務を4点実施します。
建設部	道路管理課	茅ヶ崎駅周辺道路施設等更新事業		茅ヶ崎駅周辺には、人々の移動を円滑化するエスカレーター、障がい者や高齢者の移動を支えるバリアフリー施設であるエレベーターなどの昇降設備、ツインウェイや国道1号地下横断歩道の上屋などの施設を設置しています。これらの道路施設が、安全に利用できるよう、計画的な部品交換等の改修工事や、定期的な保守点検等により、施設の状況を確認し、予防保全型の維持管理を行います。 実施計画期間中は、関係機関と調整を行い設計や保守点検、改修工事等を実施します。	茅ヶ崎駅周辺のペDESTリアンデッキのエレベーターなどの昇降設備について、定期的な保守点検等により、施設の状況を確認し、計画的な部品交換等の予防保全型の維持管理を行いました。また、今後のリニューアル工事に向け関係機関との調整を行いました。	引き続き、定期的な保守点検等による計画的な部品交換等の予防保全型の維持管理を行うとともに、今後のリニューアル工事に向けて関係機関との調整を行います。
建設部	道路管理課	狭あい道路整備事業		狭あいな道路を拡幅することにより、自動車や自転車、歩行者の安全・安心な通行空間が確保されることと緊急車両の進入路が確保される等、都市機能の向上が図られることから、建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートルに満たない道路に接して建築を行う場合や土地所有者が自主的な道路拡幅を行う場合に、必要なセットバック用地を買収し、道路拡幅整備を行います。	狭あいな道路において生じた建築行為の際に義務付けられたセットバックの機会を捉えて、道路用地を買収し、道路拡幅を着実に進めました。また、建築行為が無い場合でも、地権者にセットバックの交渉をするなどし事業を進捗させ、交通および災害対策等の都市機能の向上を図りました。なお、整備により市内全域の整備延長進捗率は約47パーセントに達する見込みであり、概ね予定通り進捗しています。	引き続き、様々な機を捉えて狭あいな道路の用地を買収するとともに、速やかに道路拡幅整備に努め、交通および災害対策等の都市機能の向上を図ります。
建設部	道路管理課	道路舗装修繕事業		道路の効果的・効率的な維持管理を計画的に進め、維持管理費の抑制や事故を未然に防ぐことを目的として、道路の重要度・利用状況に応じた維持管理手法を整理した「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路バトロールおよび自治会要望等に基づき、道路の舗装修繕工事および歩車道段差解消工事を実施します。	「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路バトロールおよび自治会要望等に基づき、幹線市道及び生活道路の舗装修繕を11箇所、約1.6キロメートル実施するとともに、歩車道段差解消1箇所実施し、道路の安全性確保を図りました。	「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」や道路バトロールおよび自治会等の要望を踏まえ、引き続き、損傷が激しい幹線市道及び生活道路の舗装修繕や歩車道段差解消工事を実施し、道路の安全性確保を図ります。
建設部	道路管理課	道路排水設備更新事業		地下道は、鉄道や他の道路との平面交差による交通渋滞や事故を軽減するために設置しており、車両等の交通が集中する箇所となっています。降雨時の地下道の冠水を防ぐため、地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検および修繕や、経年劣化がみられる機器の更新を実施します。	地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検結果に基づき、茅ヶ崎駅北口広場ポンプ所をはじめとする4箇所について修繕を実施し、降雨時の道路排水機能の確保を図りました。	引き続き、地下道等に設置している道路排水施設（ポンプ）の点検を実施し施設の状況を把握しつつ、必要な修繕等を実施します。
建設部	道路管理課	道路施設の維持管理事業		道路管理者として市が行うパトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の損傷について、状況に応じて職員が緊急的な補修作業、応急復旧を実施します。また、大雨などの気象情報発表時についても、冠水が懸念される箇所の道路状況の確認や緊急作業などを実施します。	道路パトロールや市民からの通報等で発見した道路や道路附属物の損傷について、随時、直営作業による補修を実施しました。	引き続き、道路パトロールを継続しつつ、市民からの通報等で発見した道路や道路附属物の損傷について、速やかに補修作業を実施します。
建設部	道路管理課	側溝等浚渫事業		道路への降水を排水処理するために設置している道路側溝や道路集水樹、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、側溝やポンプ施設内に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施します。	道路側溝や道路集水樹、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、道路パトロールや市民からの要望に基づき、側溝等に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施しました。	引き続き、道路側溝や道路集水樹、地下道等に設置しているポンプ施設の機能を維持するため、道路パトロールや市民からの要望に基づき、側溝やポンプ施設内に堆積した土砂等の浚渫（しゅんせつ）を実施します。
建設部	道路管理課	道路舗装等小規模修繕事業		道路管理者として市が行うパトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の損傷について、応急補修後に本格的な復旧対応を講じることが適当である場合には、民間事業者に委託し、専門業者の資機材やノウハウを活用して修繕等を行います。	道路パトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の小規模な損傷について、委託業務にて修繕を実施し道路施設の機能確保を図りました。	引き続き、道路パトロールや市民からの通報等で確認した舗装および道路集水樹等の小規模な損傷について、委託業務にて修繕を実施し道路施設の機能確保を図ります。
建設部	道路管理課	道路安全施設設置事業		道路には、人や車両が安全に移動することができるように照明灯、カーブミラー、ガードレール等の防護柵、区画線、車止めなど多くの安全施設が設置されています。それらの施設の機能維持のため、照明灯のランプ交換や建替え、カーブミラーの鏡面交換や建替え、区画線の塗り直しなど、地域や学校などからの要望を踏まえつつ、状況に応じて修繕や交換、新設を行います。	道路パトロールや通学路および自治会要望等に基づき、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの道路交通安全施設の点検、修繕、設置工事を実施し、道路利用者の安全性確保を図りました。	引き続き、道路パトロールや通学路および自治会要望等に基づき、道路照明灯、カーブミラー、路面標示などの道路交通安全施設の点検、修繕、設置工事を実施し、道路利用者の安全性確保を図ります。
建設部	道路管理課	道路整備事業		道路の機能を現状から向上させ、多様な利用者が安全・安心して利用できる環境整備を進めるため、土留め構築による拡幅整備、側溝の床版化等による歩行空間の創出、超高齢社会を踏まえたバリアフリー対策、未舗装道路の舗装整備などに取り組みます。	道路パトロールや自治会要望等に基づき、未舗装の市道および私道への新設舗装や側溝床版化による歩行空間の改善等の工事を実施し、道路機能の向上を図りました。	引き続き、道路パトロールや自治会要望等に基づき、未舗装の市道および私道への新設舗装や側溝床版化による歩行空間の改善等の工事を実施するとともに、市営高田住宅跡地再整備事業に伴う周辺道路整備工事を行い、道路の機能の向上を図ります。
建設部	道路建設課	浜園橋橋りょう整備事業	下水道（雨水）、河川の整備	浜園橋は、一級河川小出川に架かる橋りょうです。小出川河川改修事業に合わせて橋りょうを架け替え、洪?疎通能?の向上を図ります。	神奈川県管理河川である小出川の改修に併せて実施している事業です。令和5年度から着手している上部工事については、令和6年7月に完了しました。現在は、新橋を供用開始するための取付道路工事を実施しており、令和7年5月頃の工事完了を予定しています。（進捗率65パーセント；令和6年12月末）。 令和7年度に事業の完了を予定していることから、切れ目なく事業を進捗させるため、今年度中に護岸工を契約する予定です。	令和7年度は、新橋の供用開始をするための取付道路工事を引続き実施するとともに、整備事業の最終工事である護岸工事を令和7年度の事業完了を目指し実施する予定です。 狭小な施工ヤードにも関わらず上空まで制限された極めて厳しい条件下で複数の工事が重複することや、河川管理者、高速道路会社、占用企業者、周辺地権者等多岐にわたる調整が必要となることが課題となっています。
建設部	道路建設課	新国道線街路整備事業（東海岸寒川線側）		東海岸寒川線から丸?7茅ヶ崎線までの延?922メートル区間において、道路の拡幅整備により安全性確保と交通の利便性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた都市計画道路を整備するため過年度より事業認可を取得し実施しており、令和4年度から継続的に実施している埋蔵文化財発掘調査の令和6年度末における進捗率は約37パーセントになる見込みです。 また、用地取得率は約87パーセントのままととなっているが、交渉では大筋の合意は得られたことから、契約に向けた動きをさらに加速させる予定です。	令和7年度は引続き埋蔵文化財発掘調査を実施していくとともに、未取得部分の用地取得に向けた取り組みをさらに実施していく予定です。 用地未取得箇所には操業中の工場や倉庫等の大型物件が複数あることから、交渉も長期間になると想定されることが課題となっています。
建設部	道路建設課	上赤羽根堤線道路改良事業		宝積寺南側交差点から市北部へ向かう南北の幹線市道です。延?180メートル区間において、道路を拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、令和6年度に予定していた2件のうち1件の用地取得が完了し、残る1件については交渉中であり、次年度へ繰越す見込みです。なお、令和6年度末の用地取得率は約77パーセントとなる予定です。	令和7年度は、本工事に向けて詳細設計を実施する予定であり、引き続き、事業に取り組んでまいります。
建設部	道路建設課	橋りょう等長寿命化修繕事業	公共施設の長寿命化の推進	「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう、歩道橋、地下道等について、定期点検及び点検結果を踏まえた工事を実施します。	法律で義務付けられた5年に1度の定期点検を実施し、必要に応じて修繕するものです。令和6年度は令和5年12月に成立した国の補正予算により、橋りょう4橋と歩道橋1橋を修繕し年度内に完了する見込みです。また、令和6年度から3巡目の定期点検を実施しており、橋りょう等76施設のうち、18橋の点検を実施しています。	令和7年度は、過年度に点検した結果をもとに、老朽化している橋りょう等の修繕を実施します。対象となる橋りょう等は、新鶴瀬橋と神明歩道橋の修繕を実施する予定です。また、法律で義務付けられた5年に1度の定期点検も継続して実施する予定です。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
建設部	道路建設課	香川甘沼線道路改良事業		香川駅から東海岸寒川線を東?に結ぶ幹線市道です。この延?920メートル区間において、道路を拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものです。令和5年度の繰越し分については用地取得が完了しました。また、令和6年度に予定している3件についてはいずれも契約できておりますが、家屋の除却については繰越となる予定です。 なお、令和6年度末の用地取得率は約53パーセントとなる予定です。	令和7年度は、用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は1件）とともに、過年度に取得した用地について埋蔵文化財発掘調査を実施する予定です。
建設部	道路建設課	高田萩園線道路改良事業		産業道路から茅ヶ崎中央通りを東?に結ぶ幹線市道です。この延?400メートル区間において拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものです。 令和6年度は用地取得4件を予定している中で、2件については契約することができました。また、残り2件のうち1件も年度内に契約できる見込みです。 残る1件については、共有名義人の相続が完了するのを待つ必要があり、契約できた2件と契約見込みである1件の補償物件の除却と併せて繰越しとなる予定です。 なお、令和6年度末の用地取得率は約29パーセントの予定です。	令和7年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は1件）とともに、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	市道0109号線（鶴嶺通り）歩道整備事業		産業道路から新鶴嶺橋までの延?934メートル区間において歩道を設置し、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた歩道を整備するものであり、令和6年度は、令和5年度に繰越した1件の用地買収が完了し、令和6年度に予定していた3件の用地取得を進め、3件とも契約を締結しましたが、家屋の除却が完了せず、次年度へ繰り越す見込みです。 なお、令和6年度末の用地取得率は約60パーセントとなる予定です。	令和7年度は、用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は2件）とともに、過年度に取得できた用地について暫定整備と段差解消工事を実施する予定です。
建設部	道路建設課	東海岸寒川線街路整備事業（幸町）		幸町交差点の改良、及び道路を拡幅整備し歩道設置等により安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた都市計画道路を整備するものであり、令和6年度は、用地買収に伴う権利関係に課題があり、本格的な用地交渉を進めて行く上で必要となる測量業務を実施しております。なお、令和6年度末の用地取得率は約10パーセントです。	令和7年度は、用地取得に向け不動産鑑定委託と補償費算定委託を行う予定です。
建設部	道路建設課	行谷芹沢線道路改良事業		県立茅ヶ崎里山公園西側に接する幹線市道です。?教?学北側交差点より北側の延?531メートル区間において拡幅整備し歩道設置等により安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道と、本路線に接続される市道を併せて整備するものです。令和6年度は令和5年12月に成立した国の補正予算により市道部分に着手しており、令和6年度内完了に向けた整備を実施中です。 さらに、北工区においては、用地交渉をしていた1件の契約ができる見込みとなり、令和6年度末の用地取得率は約80パーセントとなる予定です。	令和7年度は南工区で行谷芹沢線道路改良工事を継続していきますが、整備延長が長いことや現道との接続方法や整備後の道路への切り替え時期などが課題となります。また、北工区においては用地取得に向けた取り組みを継続していく予定です。
建設部	道路建設課	市道0110号線（堤坂下交差点）歩道整備事業		市北部を東西に結ぶ幹線市道であり、堤坂下交差点の改良整備を行うことにより、交通の利便性及び安全性を確保します。	神奈川県事業として実施する堤坂下交差点改良事業に伴い歩道を整備するものであり、令和6年度に1件の用地取得を実施しております。家屋等の除却が必要となり、除却に時間を要することから次年度へ繰り越す見込みです。なお、令和6年度末の用地取得率は約55パーセントとなる予定です。	令和7年度は、関係地権者と事前に意向確認を行うなど用地取得に向けた準備を実施していく予定です。
建設部	道路建設課	市道0110号線（大岡越前通り）歩道整備事業		堤?治会館の北側交差点より?側の延?180メートル区間において歩道を設置し、安全性向上を図ります。	道路整備プログラムに位置付けた歩道を整備するものであり、令和6年度は3件のうち、1件の用地取得が完了しており、残りの2件についても引き続き、事業に協力いただけるよう交渉しています。なお、令和6年度末時点で用地取得率は81パーセントまで進捗する予定です。	令和7年度も用地取得に向けた取り組みを継続する（予定件数は3件）とともに、過年度に取得できた用地について暫定整備を実施する予定です。
建設部	道路建設課	茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業		茅ヶ崎駅南口駅前広場の舗装等道路構造物の老朽化及びバリアフリー化に対応するため、改修整備に向けた調査検討、調整を実施します。	茅ヶ崎駅南口駅前広場の改修に向け、令和4年7月に神奈川県警本部との交通協議が終了した基本レイアウトをもとに、令和5年度に自動車・歩行者等の交通流動を把握するため交通シミュレーション検討業務を実施しました。検証の結果、駅前広場を改修するだけでは混雑緩和に繋がらず、駅前周辺の整備や規制等を実施していく必要があることが判明しました。令和6年度は、この検証結果を踏まえ、地元自治会や商工会議所などと、意見交換を実施しました。	令和7年度は、交通シミュレーション検証結果を踏まえ、将来計画での整備においては課題が残る結果となったため、将来計画を見据えつつ、駅前広場の利用者の安全で安心な利用促進を図る上で、駅前広場の維持修繕に必要な設計業務を実施します。
建設部	道路建設課	幹線道路維持保全事業		令和6年度末までに「幹線道路維持保全計画」の改定を実施します。	茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画に基づき、市内の幹線道路の劣化や損傷状況を定期的に点検し、計画的に維持管理を実施して行く上で路線の見直し等を行うための現状把握を目的に実施しております。令和6年度は、計画を見直す上で必要となる関係機関との協議に時間を要しており、次年度へ繰り越す予定です。	令和7年度は、引き続き、計画の見直しを行い、今後の10年間ににおいて計画的に維持管理を実施する路線を選定していくとともに、過年度に作成した個別計画をひとまとめにする業務を行う予定です。 とりまとめに際しては、今後の社会的な動向を踏まえるとともに新たな視点で検討することが求められることが課題となっています。
建設部	道路建設課	新国道線街路整備事業（飯島橋）		千ノ川整備事業に関連し、護岸整備の範囲や近接する飯島橋の利用など、道路や橋りょうの整備方針を定める予備設計を実施します。	道路整備プログラムに位置付けた都市計画道路を整備するものであり、未整備区間の現況を測量し、地盤状況等を整理・確認して将来的な整備方針等を検討した成果を用いて、先行して整備する護岸の範囲について河川管理者との協議を行うとともに、未取得用地の取得方法について関係部局と調整中です。	今後は予備設計にて示す整備方針をもとに、関係部局との調整を行いながら、周辺の土地利用状況や接続する既存道路の整備状況を見極めながら詳細設計を実施する必要があります。 用地未取得箇所には操業中の工場や企業等の大型物件が複数あることから、交渉も長期間になると想定されるため、用地取得費用や工事費用が大きくなることが課題となっています。
建設部	道路建設課	市道8031号線道路整備事業		県立茅ヶ崎里山公園の外周道路整備事業です。拡幅整備し歩道設置等により、安全性向上を図ります。	県立茅ヶ崎里山公園の外周道路等の複数路線を整備するものであり、そのうちの一路線の整備方針について地元自治会等と協議を重ねてきた結果、実施の目途が立ったため、令和5年12月に成立した補正予算により整備を開始し、令和6年6月末に完了しました。	令和7年度についても地元との調整を引き続き実施し、懸案になっている路線の整備完了を目指していく予定です。 用地取得や地域特有の起伏の激しい地形に対する対応策などの課題があることで、通常よりも用地取得費用や工事費用が大きくなることが課題となっています。
建設部	道路建設課	下寺尾芹沢線道路改良事業（行谷遊水地計画に伴う道路整備事業）		神奈川県遊水地事業に隣接している下寺尾芹沢線の500メートル区間と県道47号までのバイパス道路の200メートル区間の整備を?うもので、神奈川県遊?地事業に併せた整備を実施します。	道路整備プログラムに位置付けた幹線市道を整備するものであり、かつ、神奈川県河川整備計画に基づく遊水地事業と連携しながら実施するものです。遊水地の堤防を一部利用して道路整備するため、用地取得や整備については既に事業着手している神奈川県と細かな調整が必要になるものの、併せて実施することによる大幅な経費削減などの利点が大きく、令和6年度～令和7年度にかけて、県の遊水地事業に隣接する下寺尾芹沢線や県道47号線へ接続する市道8122号線の路線測量や詳細設計を実施しています。令和6年度は、主に測量業務に着手しており、引き続き、令和7年度にかけて設計業務を実施します。	令和7年度は引き続き、路線測量と詳細設計を進め、道路線形が定まった段階で用地測量に着手する予定です。 なお、神奈川県事業は既に工事着手していることから、歩調を合わせるためには、より一層のスピード感が求められることが課題となっています。
建設部	公園緑地課	公園等整備活用検討事業		公園整備については、近隣に公園の少ない公園空白地の状況等を把握し、計画的な公園整備と適切な維持管理を推進していくため、公園設置の優先度を計る基準等を含む公園整備方針の策定、その他、グラントプランにおける公園整備への着手、スケートボードなどアーパンスポーツ施設整備の検討、高架下の利活用、借地公園の方針検討などを実施します。	公園整備計画策定に向け、関係部局と協議を行いました。 中海岸三丁目のサイクリングロード直線化に向け、県と協議を行いました。 茅ヶ崎海岸グラントプランに基づき、公園用地として県有地を取得しました。	公園整備方針の策定に取り組みます。 市営浜須賀プールのろ過機タンクの交換を行います。
建設部	公園緑地課	既存公園等整備改修事業	公園へのインクルーシブ遊具、健康遊具の導入推進	老朽化した公園施設について、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減の観点から、優先度に応じて、遊具や照明、柵等の適切な維持管理および長寿命化を図ります。 また、公園の再整備に併せて、インクルーシブ遊具や健康遊具の設置を検討し、工事を実施します。	6公園8施設の遊具及び、8公園15施設の施設の改修工事を実施しています。また、借地公園で利用していた北5みんなの広場の用地を取得しました。	令和6年度に引き続き、補助金を活用しながら、遊具及び施設の改修を実施します。また、北5みんなの広場については、地元自治会と意見交換を行い、整備を行います。
建設部	公園緑地課	土地売却事業		行政財産（緑地）として管理している香川一丁目の土地（香川小学校正門前の約68平方メートル）は、人が立ち入ることができないため活用をしていませんが、低木の刈込・除草などの管理コストがかかっている状況です。市内に活用希望がないことを確認したうえで、不要財産として売り払うことが適切と整理し、測量・分筆・土地の鑑定を行い、売却手続きを進めます。	売却に向け、入札等を実施します。	入札結果に基づき、売却を行います。（資産経営課）

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
建設部	公園緑地課	氷室椿庭園建物保存整備事業		旧氷室家住宅主屋の耐震診断・工事を実施し貸室事業を行い、収入確保を図ります。また椿の品種確認・品種登録を進め来園者増につなげます。	日本植物園協会が実施している未来に残すべき園芸文化遺産であるナショナルコレクションに認定されました。来園者増に向けた取り組みとして「2025東京国際椿大会」の誘致や「講師と歩く氷室椿庭園ガイドツアー」を実施しました。	氷室椿庭園の知名度向上及び来園者増につながる取組を積極的に進めてまいります。また、主屋の改修については、引き続き文化財補助金の確保に向け、取り組みを進めてまいります。
建設部	公園緑地課	公園愛護活動普及促進事業		多くの公園愛護会設立を目指し、プロモーションを実施します。また、企業広告の設置やネーミングライツなどの検討を行います。さらに、報奨金等要綱の見直しや、ワークショップや研修会等を開催します。	公園愛護会の設立に向け、自治会への通知を実施し、1団体が新たに活動開始しました。企業広告の誘致については、文書法務課との協議の結果、公園への企業広告の設置は望ましくないとのことであることから、断念しました。	引き続き、公園愛護会の設立に向け、一般社団法人みんなの公園愛護会及び株式会社パークフル等とも連携し、公園愛護会支援に努めます。また、密なコミュニケーションが必要であるため、公園愛護会の方の軽減や職員DX化、新たなツールの導入を目指します。
建設部	公園緑地課	既存公園等維持保全事業		公園の除草清掃、及び施設の定期点検・清掃を実施します。	年間を通じて、除草清掃及び修繕を適宜実施しています。また、海岸エリアの堆砂除去や竹柵修繕についても、効果的に実施しています。剪定枝の搬出、ごみの改修、機材の搬送等に使用している軽トラックの故障に伴い、新たに軽トラックを購入を行いました。	引き続き、適宜効果的に除草清掃・維持管理に努めます。
建設部	公園緑地課	公園緑地使用料等適正化事業		受益者負担適正化の観点から、使用料および行為許可の対象を見直すことにより、歳入の確保を図ります（茅ヶ崎公園、しおさい公園、柳島スポーツ公園等）。	自動販売機の設置に関し、入札制度を活用することで歳入増加が見込まれることから、条例改正を行いました。令和6年度は、中央公園1台、しろうま公園1台、湘南夢わくわく公園2台の入札を行い、自動販売機の設置を行いました。受益者負担適正化の観点から、使用料等の見直しについて、関係各課等と協議を行いました。	受益者負担適正化に向け、引き続き関係各課等との協議や動向調査などを行い、取り組みを進めてまいります。自動販売機の設置については、設置場所の選定など取り組みを進めてまいります。
建設部	公園緑地課	柳島しおさい公園整備改修管理運営事業		令和6年度から新たに5年間の指定管理者の指定をしております。引き続き、インクルーシブ遊具の設置に向けた協議、シンボルでもある親水池の改修等を実施します。	指定管理者とインクルーシブ遊具の設置に向けた協議を実施しました。	インクルーシブ遊具の設置に向けたニーズ調査や上部利用施設であるため、各種条件の調査などを進めます。
建設部	公園緑地課	柳島キャンプ場整備改修事業		柳島キャンプ場の老朽化に伴う修繕、及び場内全体のバリアフリー化について実施・検討を進めます。	バリアフリー化に向け、協議を行いました。松（針葉樹）の落下に伴い、緊急の対応として剪定作業を行いました。	引き続き、バリアフリー化に向け、指定管理者と協議を実施します。キャンプ場利用者が安心安全に利用できるように場内の松（針葉樹）の剪定を行います。
建設部	公園緑地課	市民の森再整備事業		森林整備や老朽化した施設改修、園路整備、ベンチやテーブル等の休養施設の新設を行います。	老朽化した遊具のリニューアル工事（既存2基撤去、3基新設）を実施しています。また園路内にあるベンチやテーブル等の休養施設の改修や階段に新たに手摺の設置を行いました。	繁茂した樹木や道路支障高木剪定を行います。
建設部	建築課	市営高田住宅準耐火構造2階建て用途廃止事業		市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、耐用年限を迎えている準耐火構造2階建ての「市営高田住宅」の解体、用途廃止を行い、倒壊や火災等の災害の発生を未然に防止し、良好な景観の創出を図ります。	除却完了に伴い、用途廃止の手続きを行いました。また、工事着手前に実施した家屋調査（事前）で確認した工事前の周辺家屋の状況と工事後の状況を比較し、除却工事による影響を調査する家屋調査（事後）を実施しました。さらに、家屋調査（事後）で判明した除却工事による家屋等への損害等を補償するため、補償額の算定を行うとともに、損害を受けた家屋所有者へ補償に関する説明を行いました。	除却工事により家屋等へ損害等を受けた家屋所有者への補償を実施します。
建設部	建築課	市営香川住宅準耐火構造2階建て用途廃止事業		市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、耐用年限を迎えている準耐火構造2階建ての市営香川住宅（1号棟～4号棟）の解体、用途廃止を行い、倒壊や火災等の災害の発生を未然に防止し、良好な景観の創出を図ります。	令和7年度に実施予定である除却工事と除却後の管理等に向け、準耐火構造2階建ての市営香川住宅（1号棟～4号棟）の敷地を測量する用地測量業務を実施するとともに、除却対象物のアスベスト含有の有無を調査するアスベスト調査を実施しました。	「市営香川住宅」準耐火構造2階建ての解体工事を実施します。また、解体工事に先立ち、家屋事前調査業を実施します。
建設部	建築課	茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画の策定		「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」を策定し、市営住宅ストックマネジメント、団地別・住棟別の活用方針、予防保全的な管理改善、ライフサイクルコストの縮減検討といった取り組みを実施します。	令和5年3月に策定した「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、市営菱沼住宅の改善工事、市営香川住宅（1号棟～4号棟）の解体に向けた事業及び市営高田住宅家屋事後調査業務を行いました。また、既存の市営住宅について、適正な管理を実施しました。	市営香川住宅（5号棟）改善工事、市営香川住宅（1号棟～4号棟）の解体に関する事業（家屋事前調査業務、解体工事）を実施予定です。また、引き続き既存の市営住宅について、適正な管理を実施します。
建設部	建築課	市営住宅の長寿命化に向けた施設改善事業	公共施設の長寿命化の推進	市営住宅の供給や安定的な維持管理方法について定めた「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、団地別・住棟別の外壁改修や屋上防水等の改善事業を、「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」との整合性を図りながら適切に実施します。	「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に定められた計画修繕・改善事業として、市営菱沼住宅1・2号棟の外壁改修及び屋上防水工事を実施しました。また、ストックの状況把握として日常点検及び定期点検で発見した不具合箇所のうち、緊急性が高い箇所の修繕を実施し、市営住宅ストックの適切な管理に努めました。	「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に定められた計画修繕・改善事業として、市営香川住宅5号棟の外壁改修及び屋上防水工事を実施します。
建設部	建築課	市営住宅の指定管理者制度の導入可能性についての検討		指定管理者制度の導入に関して、民間事業者のノウハウにより施設機能の向上、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応できるか等の可能性を検討します。	指定管理者制度を導入している他自治体の運用状況や制度導入によるメリット、デメリットを調査した結果、本市の管理戸数では事業者のスケールメリットが小さいことから、制度の導入は困難であるとの結論に至りました。	現状では、制度の導入が困難であるという結論に至ったため、職員数の減少等の大きな変化がない限りは検討は行わないこととします。
下水道河川部	下水道河川総務課	経営戦略の見直しに関する事務		公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定した経営戦略について、数値等の中間見直しを行います。	今後の事業費の予定や、人口・収入等の見込みを基に、令和7年度以降分について投資・財源推計を全般的に再推計し、経営戦略の見直しを行いました。	見直した経営戦略についてモニタリングを実施することで、計画と実績との乖離検証を行っていきます。
下水道河川部	下水道河川総務課	適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する事務		令和5年10月1日より実施される、消費税の仕入れ税額控除の適格請求書等保存方式に対応するため、企業会計システムの改修を行います。	令和5年度に実施したシステム改修により、消費税の仕入れ税額控除を適切に行える環境が整備されました。適格請求書等保存方式により、消費税の確定申告を行いました。	令和5年度に実施したシステム改修により、消費税の仕入れ税額控除を適切に行える環境が整備されました。適格請求書等保存方式により、消費税の確定申告を行います。
下水道河川部	下水道河川総務課	下水道広報に関する事務		「マンホールカード」を制作・配布し、さらなる下水道広報の拡充を図ります。	「マンホールカード」は令和6年末までに累計約16,500枚（令和6年4月から約3,700枚）を配布しました。10月には、ホノルル姉妹都市友好協定締結10周年を記念したデザインマンホールを製作、展示し公共下水道事業に関心を持っていただくきっかけとして活用できました。また、ストックの状況把握として日常点検及び定期点検で発見した不具合箇所のうち、緊急性が高い箇所の修繕を実施し、市営住宅ストックの適切な管理に努めました。	既存の「マンホールカード」は継続して配布しますが、来年度開業予定の道の駅に設置されるデザインマンホールの内、1種類のデザインを基に新たに「マンホールカード」の申請を行う予定です。また「下水道だより」についても、新たな試行的手法を予定しており、公共下水道事業について関心を持つきっかけ創りを行います。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
下水道河川部	下水道河川総務課	企業会計システムの決裁業務電子化に関する事務		現在、公共下水道事業の伝票は全て紙決裁（決裁欄に押印）となっており、電子決裁連携を行えるようにします。	既存の企業会計システムの活用方法について確認しました。昨年度確認した、既存の文書システムやRPAの活用と比較し、経済性や利便性を踏まえて、本事業のとりべき手法について検討を行いました。	本事業のとりべき手法について、スケジュールや、仕様の検討を行っていきます。
下水道河川部	下水道河川建設課	公共下水道整備事業（雨水整備）	下水道（雨水）、河川の整備	浸水対策として市街地に降った雨水を速やかに排除し、都市の健全な発達に寄与することを目的として、公共下水道雨水施設（管渠、ポンプ等）の整備を推進します。 実施計画期間中は、公共下水道雨水施設（管渠、ポンプ等）の整備に関わる、基本設計・実施設計や、建設工事等を優先度を考慮して着実に進めます。	浸水対策として、浜竹三丁目、円蔵二丁目、高田二丁目、萩園地内での雨水管渠の布設工事、及び西久保地内におけるNTTとの協定に基づく委任工により、令和7年度までの目標値10haに対して約6haの整備を完了しました。 また、市内に分散している浸水区域について、今後浸水対策を実施するための調査、検討、基本設計等を赤松町、高田二丁目、中島、浜竹四丁目、香川六丁目地内等で実施し、効率的かつ効果的な対策案を立案しました。	浸水対策として、本宿町、高田二丁目、萩園、浜竹三丁目地内等において、引き続き雨水整備を行います。 また、本村四丁目、中島、中海岸四丁目、茅ヶ崎一丁目地内等において、浸水対策を実施するための調査、設計を実施します。
下水道河川部	下水道河川建設課	千ノ川整備事業	下水道（雨水）、河川の整備	市では、梅田橋から上流側を準用河川に指定して段階的に整備を進めており、引き続き、河道拡幅による流下能力の向上を図る必要がある区間を対象にして用地買収、設計、護岸整備等を推進します。 実施計画期間中は、令和5年度から令和6年度は用地買収、令和7年度には護岸工事に移行する計画です。	護岸未整備区間の河道拡幅に必要な用地買収のために、隣接工場敷地の物件補償及び用地売買について地権者と契約締結を行い用地を取得しました。 また、取得用地について深度方向土壌調査を実施し、土壌汚染の有無を確認するとともに、土壌汚染対策を考慮した護岸詳細設計を行い、護岸の施工方法について隣接工場地権者と協議を行いました。	護岸未整備区間の一部区間において、河道拡幅のための護岸整備工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川建設課	公共下水道施設の地震対策事業		大規模地震が発生した場合に、公共下水道施設の流下機能を確保することによって公衆衛生の保全を図るほか、被災時の交通機能および支援機能が阻害されるような甚大な被害を未然に防止することを目的として、公共下水道施設の地震対策を推進します。 実施計画期間中は、マンホールと管路の接続部の改造（可とう性化）、マンホールの浮上抑制対策、雨水吐の耐震化を計画的に行い、マンホールトイレの導入検討を進めます。	茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、マンホールと管路の接続部の可とう性化を19箇所、マンホール浮上抑制対策を7箇所実施しました。また、国土交通省の通知により、災害時においても水道と下水道の機能を確保することを目的とした上下水道耐震化計画の策定のために、水道事業者と協議を行い、計画の策定を行いました。さらに、マンホールトイレの導入に向けた、庁内関係課との協議を実施しました。	引き続き、茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、マンホールと管路の接続部の可とう性化と、マンホール浮上抑制対策を実施します。また、上下水道耐震化計画の実施に向けた事業計画を立案します。 さらに、マンホールトイレの整備に向けて、庁内関係課と継続して協議を行うとともに、施設の検討・設計を実施します。
下水道河川部	下水道河川建設課	公共下水道整備事業（汚水整備）		都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的として、「ちがさき下水道ビジョン」に基づき、市街化区域全域と市街化調整区域の一部（公共公益施設等）を事業計画区域とした施設整備を推進します。 実施計画期間中は、未整備区域の解消、及び令和5年度に相模川流域関連茅ヶ崎公共下水道事業計画の変更を実施します。	公共下水道が未整備である常盤町の私道について、汚水管の布設工事を行いました。	公共下水道が未整備の私道における布設申請箇所について、汚水管を布設するための実施設計を行い、令和8年度以降の工事に向けて準備を行います。 また、市内の他の未整備地区について課題の洗い出しを行い、未整備地区の解消に向けた整備の可能性について調査、検討を行います。
下水道河川部	下水道河川管理課	中島ポンプ場改築事業		公共下水道施設で雨水排水の役割を担っている中島ポンプ場の持続的な機能確保のため、計画的に建物等の耐震化や耐水化、設備の改築を行い、長寿命化を図ります。 令和5年度から7年度にかけて、建物等の耐震化、耐水化工事を行うとともに、電気設備の詳細設計および改築更新工事を実施します。	令和5年度に実施した詳細設計に基づき、土木耐震化工事の発注・契約を行いました。また、令和6年度及び令和7年度実施の電気設備改築更新工事及び耐水化工事につきましても発注しました。	令和6年度に契約した電気設備改築更新工事及び耐水化工事においては引き続き機器製作を行い、工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	下水道施設ストックマネジメント事業（長寿命化事業）	公共施設の長寿命化の推進	本市では昭和38年度から公共下水道事業に着手しており、早期に整備を実施した施設においては経年劣化の状況に応じて、改築等の対策が必要となっています。今後も公共下水道を絶え間なく使用していただくため、予防保全の観点に基づき、計画的な維持管理を行います。 令和5年度から令和7年度にかけて、点検・調査・詳細設計や長寿命化改築更新工事を実施します。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき改築更新工事を実施するとともに、令和8・9年度に工事を予定している箇所の管路施設詳細設計業務を実施しました。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、長寿命化改築更新工事を実施します。また、令和10年度以降に工事を予定している浜須賀、松が丘地区の点検・調査を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	千ノ川浚渫事業	下水道（雨水）、河川の整備	千ノ川の浚渫を行い、河川の維持及び流下能力の向上を図ります。	令和5年度で事業が完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
下水道河川部	下水道河川管理課	雨水施設の機能向上に係る事業	下水道（雨水）、河川の整備	台風等大雨が発生した際、増水した河川水が雨水管路に逆流して市街地に溢れることを防止する樋門やゲート施設の操作を安全かつ確実に実施するため、施設の長寿命化や遠隔操作等の改良を行います。 令和5年度から令和6年度にかけて吐口の耐震診断や詳細設計を行うとともに、令和7年度から吐口の耐震工事や樋門・ゲート機械電気設備の改築設計を実施します。	令和5年度に実施した松尾川樋門、下町屋ゲート及び浜之郷ゲートの耐震診断に基づき、令和7年度以降の工事に向けた耐震詳細設計を実施しました。	令和6年度に実施した耐震詳細設計に基づき、松尾川樋門、下町屋ゲートの土木躯体の耐震工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	駒寄川整備事業	下水道（雨水）、河川の整備	大雨時、駒寄川周辺の道路冠水や畑などの浸水被害を軽減させるため、河川断面の拡幅を行い、流下能力の向上を図ります。 実施計画期間中は、約80メートルの護岸を整備するため、詳細設計（令和5年度）、護岸工事（令和6・7年度）を実施します。	駒寄川暫定整備修正設計業務に基づき、約23メートルの護岸工事を実施しました。	令和6年度に続き護岸工事を実施します。令和7・8年度の継続費として護岸約49メートルの暫定整備工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	排水路新設事業（排水不良地区の浸水軽減）		局地的に浸水してしまう排水不良地区の浸水軽減を図るため、排水路の新設、改良を実施します。 令和5年度から令和7年度にかけて、浜竹地区、赤羽根地区、高田地区の3か所において、雨水排水の改善を図ります。	高田地区の排水不良箇所の浸水軽減を図るため、雨水管を布設しました。 赤羽根地区においては斜面地から流下する雨水の排除を目的とした排水路新設工事を実施しました。	工事を実施した浜竹地区、赤羽根地区において、舗装整備工事を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	管路施設等の維持管理に係る事業		本市では昭和38年度から公共下水道事業に着手しており、早期に整備を実施した施設においては経年劣化の状況に応じて、改築等の対策が必要となっています。今後も下水道サービスを絶え間なく提供していくため、予防保全の観点に基づき、計画的な維持管理を行います。 令和5年度から令和7年度にかけて、改築が必要となる管渠やマンホールについて、詳細設計及び改築更新工事を実施します。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、改築更新工事等を実施するとともに、令和8・9年度に工事を予定している箇所の管路施設詳細設計業務を実施しました。	令和5年度に実施した管路施設詳細設計に基づき、改築更新工事等を実施します。
下水道河川部	下水道河川管理課	河川水位局テレメータの更新事業		河川水位監視システムの機器装置は、設置から既に16年が経過しており、令和5年度においては、通信機器に異常が生じ、通信不能となる不具合が発生しています。完全に機能不全となる前に通信機器の機器交換を行います。 令和6年度に、不具合の発生した3箇所の通信機器の交換を実施します。	年度途中に通信機器に不具合が発生したため、機器の交換を実施するための補正予算措置を令和5年12月議会で行いました。出水期前に修繕工事を終えるため、令和6年1月に契約後、修繕工事を実施し、令和6年7月に完了しました。	今後も引き続き管理施設の維持に努めていきます。
保健所	保健企画課	保健所庁舎整備事業	保健所庁舎の整備	保健行政を見直し、利用者の利便性や事務効率に配慮するとともに、新興感染症等の危機に対応することが可能となる保健所の整備を実施します。	利用者の利便性や事務効率に配慮するとともに、新興感染症等の危機に対応することが可能となる保健所の整備にむけ、令和5年度から令和6年度にかけて、基本設計・実施設計を完成させました。また、設計は、環境・エネルギー性能の高い建物と認められ、ZEB認証を獲得することができました。	令和7年度は、建築・電気・機械設備の工事に着手し、建設工事を進めてまいります。合わせて、必要な什器類の選定や新たな施設のランニングコスト及び移転に伴う費用の算定等を行います。
保健所	保健企画課	保健師の人材育成マネジメント業務	人材育成などによる保健所の機能強化	キャリアレベルに応じた専門性研修や専門性面接、保健師活動アドバイザー（仮称）の設置により、保健師の人材育成を行います。また、地域診断に基づくPDCAサイクル、部署横断的な保健活動の連携及び協働を実施します。	専門性面接は、保健師が自分自身の振り返りと専門性を伸ばす機会となっています。今年度も上席保健師と各保健師が対話を通じて、専門職として必要なスキルの到達度を確認しました。 「保健師活動アドバイザー」の設置は2年目となり、保健所だけではなく、市全体の保健師の資質向上につながる助言指導を行い、保健師の育成をしました（実施回数：35回、相談件数：126件）。	大規模災害が発生した際に、保健師全員が初動期から自律的活動ができるように、アクションカード（事前指示書）を用いた訓練を実施します。また、保健師の専門的能力を向上させ、公衆衛生看護の役割を発揮できるように、専門研修や専門性面接での対話を通して効果的な人材育成につなげます。特に保健師の60パーセントを占める中堅期保健師に対して、早い段階から管理期に向けた意識づけができる研修を実施します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
保健所	保健企画課	保健所健康危機対処計画の策定及びI H E A Tの運用事務		現在策定作業を進めている感染症予防計画との整合を図りながら、新興感染症を基本とした「保健所健康危機対処計画」を策定します。また、IHEAT（健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が、保健所等の業務を支援する仕組み）が法定化されたことから、その運用体制を構築するとともに、IHEAT要員の確保、名簿管理、実践型訓練を実施します。	保健所健康危機対処計画について、感染症予防計画の取り組みを具現化する手順として策定を進めました。関係課と調整しつつ、感染症蔓延時の保健所の体制や業務を整理し、年度末のとりまとめを目指しています。IHEATについては、要員を確保するための周知、要員の名簿管理のほか、有事にIHEAT要員に活動してもらうため、関係課と連携し具体的な運用に向けた体制を整えました。また、IHEAT向けの研修を実施しました。	令和6年度に取りまとめた保健所健康危機対処計画に位置付けた内容の実行性を高めるため、実践訓練や関係課との手順の確認等により、適宜見直しを図ります。また、感染症まん延時の健康危機発生時に、潜在保健師の活用など、行政機関以外からの応援を受けることができる体制を整えるため、引き続きIHEAT要員の確保、名簿管理のほか、IHEAT要員が即応人材として保健所業務の内容や実施方法手順を理解し実働できるように訓練を行います。
保健所	地域保健課	災害時医療救護活動の体制強化事業	災害時医療救護活動の体制強化	医療救護所を設置し、救護活動の拠点とするこれまでの体制から、災害時であっても診療可能な診療所で地域の傷病者の診療を行っていただき、医療救護所での活動は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力により医療救護隊を編成し、派遣する体制へ移行します。令和7年度に、活動マニュアル等の策定や関係機関との協定締結及び、市民等への周知、訓練実施に向けた関係機関との調整を行います。また、備蓄物品（医薬品・衛生材料等）の更新も併せて実施します。	活動マニュアル等の策定に向けた検討を行うとともに、国主催の令和6年度大規模地震時医療活動訓練に参加し、市立病院をはじめとする関係機関と連携を深めました。	医師会・歯科医師会・薬剤師会と引き続き協議を重ね、活動マニュアル等の策定や関係機関との災害協定を締結します。また、市立病院をはじめとする関係機関と連携した医療救護所運営訓練を実施するための協議を行います。
保健所	地域保健課	休日夜間急患診療事業（長期修繕計画に基づく施設修繕）		茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設について、市民が必要な時に安心して医療を受けることができ、維持管理コストの最適化による財政負担の軽減・平準化が図られるよう、長期修繕計画に基づく予防保全型の改修・更新等を実施します。 令和7年度：自動扉の吊り戸車・ベルト交換	自動扉の補助光電センサーを交換しました。	自動扉の吊り戸車・ベルトを交換しました。
保健所	保健予防課	感染症予防計画の進行管理事務		新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ策定した「茅ヶ崎市感染症予防計画」に基づき、住民の生命及び健康に莫大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延への備えをします。	令和6年3月に策定した「茅ヶ崎市感染症予防計画」に基づき、関係部局で構成する連絡調整会議において進捗管理の考え方及び取組内容の確認を行い、感染症に関する人材の養成及び資質の向上に資する研修の実施等を行いました。	国の指針や神奈川県感染症予防計画、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直し等を行います。また、職員向け研修の実施等、定めた数値目標の達成に向けた進捗管理を行います。
保健所	保健予防課	特定感染症検査・相談事業		HIV検査及びウイルス性肝炎検査と同時に梅毒検査を実施できる体制を整備しました。	性感染症検査について、申込方法を従来の電話に加え、電子申請を追加しました。	早期発見・早期治療のため、必要なタイミングで検査を受けることができるよう性感染症検査を月2回に拡大します。
保健所	保健予防課	自殺対策推進事業		「いのちを支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」を策定し、幅広い層に対し、自殺対策を推進します。	第2期茅ヶ崎市自殺対策計画に基づき、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会を開催し、外部の専門家から自殺対策に関する課題や効果的な取組の実施についての意見を聴取しました。また、研修会や講演会、相談会を開催し、自殺対策に係る人材育成、普及啓発、相談支援に取り組みました。	第2期茅ヶ崎市自殺対策計画に基づき、普及啓発活動や相談体制の整備、人材育成、関係機関の連携強化等、基本理念である「誰も追いつまれない共により支えあう茅ヶ崎市の実現」に向け、幅広い層に対し、自殺対策を推進します。
保健所	保健予防課	感染症発生動向調査事業		感染症法に基づく届出をもとに、地域の感染症の流行状況を把握し、予防情報を発信することにより、各種感染症のまん延防止を図ります。	感染症発生情報を発行するとともに、注意報や警報の発表を行い、住民や関係機関に周知しました。	令和7年4月7日から、急性呼吸器感染症（咳、のどの痛み、呼吸困難、鼻水、鼻づまりのどれか1つの症状があり、医師が感染症を疑う外来症例）について、あらかじめ決められた医療機関からの報告項目に追加されることから、従来の発生動向調査と合わせて対応します。
保健所	衛生課	市有墓地管理事務		市内に11カ所存在する市有墓地（土地所有者は市であるが、上部利用者は墳墓を有する市民）の土地や樹木を適正に管理し、墓地共有部分の除草や樹木の剪定などを実施します。	墓地共有部分の除草や低木の剪定などを実施し、墓地の利用に支障が生じないように管理しました。しかしながら、高木の剪定や枯れ木の伐採など市職員が実施できない作業が今後の課題となっています。	墓地共有部分の除草等は引き続き実施するとともに、高木の剪定や伐採などを専門業者に委託します。墓地の使用に支障が生じないよう適正に管理します。
保健所	衛生課	動物愛護管理行政推進に向けた人材育成事業		動物愛護管理をめぐる課題やその対応に係る基本的な考え方、ペット問題に関するさまざまな取り組みについて、課内での動物愛護管理行政研修の実施や、外部研修の受講と課内での共有により、職員のスキルアップに取り組めます。	令和6年7月に、職員が環境省主催研修に出席し、動物愛護行政総論、能登半島地震におけるペット防災対応の報告、動物虐待事例の報告検証、地域猫対策の事例報告など、専門的な内容の講習を受講しました。課内で受講内容を伝達し、日常業務の参考となるよう情報共有を行っています。	環境省主催の研修には令和7年度は参加できませんが、情報収集と知識のアップデートを適宜行い、課内での情報共有および日々の研鑽に努め、人材育成に取り組めます。
保健所	健康増進課	後期高齢者保健事業		後期高齢者の健康寿命の延伸を図ることを目的として、後期高齢者の健診結果や医療データを活用し、低栄養のリスク、健康状態不明、糖尿病性腎症重症化予防など特定の対象者を抽出した保健事業と、高齢者の通いの場等を活用したフレイル予防の普及啓発事業を行います。	低栄養のリスク（217名）、健康状態不明（60名）、糖尿病性腎症重症化予防（392名）の対象者を抽出し、訪問、来所及び電話による保健指導と受診勧奨を実施しています。また、フレイル予防の普及啓発事業では、食生活見直しセミナー、商業施設及び高齢者の通いの場等を活用した教室開催で519人の参加がありました。健診及び医療機関を受診していない高齢者の状態把握、継続して支援が必要な方を地域包括支援センター等へつなぐことができ一定の効果がありました。	低栄養のリスク、健康状態不明、糖尿病性腎症重症化予防の対象者を抽出し、リスクに応じた保健指導及び受診勧奨を引き続き実施します。また、令和7年度から、商業施設等でのフレイル予防の普及啓発事業に加えて、管理栄養士による栄養改善に力を入れた個別保健指導、集団健康教育において高齢者の食生活改善を進めます。
保健所	健康増進課	システム標準化・共通化、保健所総合システム（成人保健・予防接種）の再構築事業		庁内の各システムを国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替え、庁内システムに要する経費の健全化を図ります。	ベンダーと契約を締結し、担当ごとに月2回のペースで検討会を実施し、業務機能要件の検討、管理項目の確認や帳票レイアウトの確認、マスターデータの確認などを行いました。	令和6年度で検討した運用をもとに、国の標準仕様に準拠したシステム導入に向けて、ガバメントクラウド環境の構築、移行テスト、連携テスト、総合テスト、研修、また運用テストを実施し、本稼働を目指します。
保健所	健康増進課	予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン）		令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種となったことを踏まえ、重症化リスクの高い高齢者等の接種を促進するため、接種費用の3割を目安として、自己負担額を設定して、定期接種を実施します。	令和6年度から新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を開始しました。自己負担額2,400円、接種期間を10月1日から1月31日までとし、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。	令和7年度は、実施期間を令和7年10月1日から令和8年1月31日まで、予防接種を希望される方へ接種機会を提供する予定です。自己負担額については、国の助成金の状況により変更する場合があります。
保健所	健康増進課	骨髄移植等予防接種再接種事業		骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した方に対して、再接種費用を助成し、接種者の経済的負担を軽減します。	令和6年度より制度を新設し、骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の方に対し、再接種費用の助成を開始しました。12月末時点で3名から相談を受けており、うち1名に対して補助金を交付しました。	骨髄移植等により、それ以前の定期予防接種で得た免疫が低下または消失した20歳未満の方に対し、再接種費用を助成します。
保健所	健康増進課	予防接種事業（季節性インフルエンザワクチン定期予防接種期間の延長）		インフルエンザワクチンの定期接種期間を12月31日までから1月31日までに延長し、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。	令和6年度からインフルエンザワクチンの定期接種期間を10月1日から1月31日までとし、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。	インフルエンザの流行は、例年12月から3月までが中心であり、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされているため、インフルエンザワクチンの定期接種期間を10月1日から1月31日までとし、予防接種を希望される方へ接種機会を提供します。
保健所	健康増進課	食育推進事業（食育フェスタ）		各世代の課題に合わせた食育に触れる機会をつくり、ライフステージとつながりのある普及啓発を効果的に進めます。生涯にわたって健康な心と身体を培うために、食を楽しみ、いきいきと生活できることを目指します。	「食」に対する価値観やライフスタイルの多様化が進み、食育に関する世代ごとの課題解決の取り組みが必要となっていることから、令和6年6月9日（日）を対象を幼児・子供として食育フェスタを開催しました。109名の方が参加され、歯科保健イベント「歯っぴいデー」との同時開催により、歯と口腔の健康と食育の推進に相乗効果を得られました。食育は子供だけでなく全世代に関連のあることをさらに周知啓発していく必要があります。	食育フェスタは対象を成人とし、歯科保健イベント（歯っぴいデー）と同時開催します。民間企業より食育教室、体操等を実施します。また、健康測定の実施、ライフステージごとの食育展示を行い、日々の食生活で実践できるレシピ配付や疾病予防に役立つポイントの情報発信を行います。来場者が食への関心を高め、日常生活で健康的な食生活の意識づけをし、行動変容を促す実施内容とします。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
市立病院	病院経営企画課	市立病院の経営健全化の推進に関する事務	市立病院の安定的経営の推進	令和5年4月に市立病院の経営形態を地方公営企業法全部適用に移行し、（仮称）茅ヶ崎市立病院経営計画に基づき経営健全化を進めます。	昨年度策定した、茅ヶ崎市立病院経営計画（令和6年度～令和9年度）の進捗管理について、茅ヶ崎市病院事業経営審議会において審議していただき、評価方法の検討を進めました。 また、令和7年1月に審議会を開催し、令和6年度の中間期における取組に対する意見等をいただくことを予定しています。	茅ヶ崎市病院事業経営審議会において、令和6年度決算を基に令和6年度の取組を評価していただくとともに、令和7年度の中間期における取組に対する意見等をいただくことを予定しています。
消防本部	消防総務課	消防署本署高圧受変電機器（進相コンデンサ）交換修繕事業		ポリ塩化ビフェニルが使用されている進相コンデンサについて、令和5年度に交換修繕及び環境事業センターへの移動を行い、令和7年度に廃棄処分します。	消防署本署に設置していたポリ塩化ビフェニルが使用されている進相コンデンサについて、令和5年10月に交換修繕及び環境事業センターへの移動を実施しました。	消防署本署の交換修繕は令和5年度で完了となり、令和7年度に環境事業センターが廃棄処分する予定です。
消防本部	消防総務課	茅ヶ崎市消防署本署再整備事業		茅ヶ崎市消防署本署庁舎再整備の基本的な考え方をとりまとめるとともに、測量や地質調査など各種調査及び基本設計・実施設計等の委託の実施を目指します。	「消防署本署再整備の方法」及び「消防庁舎建設の事業手法」について、関係部課長と継続して協議を重ねました。併せて、消防署本署及び仮設の訓練施設の視察も実施し、施設の老朽化の状況について理解を深めました。また、事業の実施時期や事業費の見込みなどについて、関係部課長と協議を行いました。	茅ヶ崎市消防署本署庁舎再整備の基本的な考え方をとりまとめるとともに、事業を後期実施計画に位置付け、測量や地質調査など各種調査及び基本設計・実施設計等の委託の実施を目指します。 また、事業が実施できるよう、引き続き庁内関係課と協議を重ねてまいります。
消防本部	消防総務課	消防防災フェスティバル実施事業		子育て世代や若年層を含めた多くの市民の方に消防への理解を深めるとともに、防火意識の高揚を図るため、消防防災フェスティバルを実施します。 また、消防・防災関係機関とのふれあいを通じて、市の消防・防災についての取り組みや、消防団をはじめとする関係団体の日頃の取り組みについて理解を深め、火災や災害などから自らの身を守る行動力の向上と意識の高揚を図ります。	令和6年11月10日（日）に第一カッターさいる公園（中央公園）にて、消防防災フェスティバル2024を開催しました。来場者数は約5,100人で、昨年の来場者4,500人を上回る人数となりました。 出展者は消防各課、防災対策課、消防団及び各関係団体で、市の消防・防災についての取り組みや火災等から自らの身を守る行動力と意識の高揚を図ることができました。	令和7年11月に開催する予定とし、多くの市民の方に参加いただけるよう出展に工夫を加え、消防・防災への理解や市民の防火意識の高揚を図ります。
消防本部	警防救命課	消防車両整備事業		近年の救急需要の増加に加えて、災害が大規模化・多様化・複雑化するほか、活動技術の高度化が急速に進むなど、消防・救急を取り巻く環境が大きく変化していることから、消防車両・救急車両・資機材等を計画的に整備します。 令和5年度：はしご付消防自動車、資機材搬送車、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（6台） 令和6年度：特殊災害対応自動車、水上オートバイ、消防ポンプ自動車（2台）、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（6台） 令和7年度：消防ポンプ自動車、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（5台）、公用オートバイ（3台）	8月に水上オートバイ、9月にはしご付消防自動車をそれぞれ更新しました。 救急自動車及び高度救命処置用教材は2月、消防団車両（6台）は、3月に納車予定です。 特殊災害対応自動車及び消防ポンプ自動車（2台）については、納期に時間を要しており、令和7年度納車になる見込みです。 半導体不足やサプライチェーンの混乱による部材の供給不足等に伴い、車両の納期が遅れる傾向があるため、早期での発注を行うことが課題としてあげられます。	令和8年3月までに、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救急自動車、高度救命処置用資機材、消防団車両（5台）、公用オートバイ（3台）を更新します。 納車が遅れている消防ポンプ自動車（2台）は令和7年8月、特殊災害対応自動車は令和8年3月に更新します。
消防本部	警防救命課	消防団施設・設備維持管理事務		地域防災の拠点である消防団器具置場の改修を行い、施設の長寿命化と大規模災害時等の万全な対応を図り、地域の防災力向上を図ります。 改修の緊急性や重要度を考慮した優先順位を柔軟に決定し、実施計画期間中に3か所実施します。	老朽化した消防団器具置場（第12分団小田和）の改修工事を行い、施設の長寿命化と消防団員の活動環境の改善を図りました。	老朽化した消防団器具置場（第14分団上赤羽根）の改修工事を実施します。
消防本部	警防救命課	消防水利整備事業		迅速かつ有効な消防活動が期待できる箇所に消火栓を新設し、老朽化した防火水槽を解体撤去します。	借地に整備した防火水槽について、老朽化及び新たな土地利用計画のため解体要望がある防火水槽について検討しました。解体要望のある防火水槽周辺の消防水利の整備状況を調査し、消防活動に支障がないと判断できることから、地権者と解体に向け、打ち合わせを行いました。	防火水槽を安全に解体撤去するため、測量、設計、地質調査を実施します。
消防本部	警防救命課	災害時におけるドローンの活用		火災発生時の消火活動や風水害発生時の水難救助現場での情報収集のため、ドローンを導入します。	令和6年5月に物品を購入するとともに、民間講習を受講しました。民間講習受講者を中心に活用方法を検討し、仮運用を開始しました。令和7年3月までに、操縦者を養成するため、部内講習を実施します。 本格的な運用のための操縦者が不足しているため、操縦者の養成が課題となっています。	令和7年8月末までに、民間講習を受講し、操縦者の養成を行います。また、民間講習受講者を講師とし部内講習を実施します。講習受講者で飛行訓練後、12月までに本運用を開始する予定です。
消防本部	警防救命課	マイナ救急実証事業	デジタル化の推進	令和6年度に引き続き、マイナバーカードを所持している傷病者を搬送する場合、マイナバーカードから傷病者の情報を引き出し、医療機関に円滑に引き渡すマイナ救急実証事業に取り組みます。 併せてリーフレットを作成し、マイナ救急実証事業の周知を図ります。（マイナ救急事業は令和8年度から本格展開予定）	総務省消防庁より指定された2ヶ月間の実証事業を行い、2,746件が実証事業の対象となった。そのうち、約400件で情報を閲覧することができ、救急の円滑化に向けた貴重なデータを収集することができました。	令和7年度も引き続き指定された期間で実施する予定であり、総務省消防庁がより救急現場に適するようシステム等を更新し、新しいシステムで実証事業を実施します。実施期間は、現時点で示されていません。
消防本部	指令情報課	消防緊急通信指令システム更新整備事業		119番通報に対して、迅速かつ確実に対応するため導入している消防緊急通信指令システムを更新します。 このシステムは、電話回線等を利用して通報場所の特定が素早くできるほか、GPS機能を活用し災害現場に最も近い消防部隊を選定し出動指令を出せるなど、消防業務に必要不可欠なものです。新しいシステムに更新することで、システムの安定運用を図るとともに、機能を充実させ、消防・救急体制を強化します。 令和6年度：事業者選定～契約～システム構築打ち合わせ 令和7年度：整備開始～整備完了	令和6年度は、消防緊急通信指令システムの更新整備に向けて、事業者選定のための仕様書を作成し、契約を締結しました。契約後は、導入する機器やその機能を確認するため、契約事業者と綿密な打ち合わせを実施しました。さらに、機器の性能や運用上の問題を事前に把握するため、関係施設での調査を行い、導入時に不具合が発生しないよう入念な確認作業を進めました。	消防緊急通信指令システムの更新整備は、令和7年度末の完了を予定しています。令和6年度に準備した機器の搬入を行い、現行システムの撤去と新システムの導入を、市役所を含む12か所で順次実施します。令和7年度の後期までに新システムの導入を完了し、完全切替えを行う予定です。切替え後は、不具合が発生しないよう慎重に確認し、最終的な完成検査を実施して円滑な運用を目指します。
消防本部	指令情報課	消防救急デジタル無線（共通波）整備事業		消防救急デジタル無線設備（共通波）は、24団体（神奈川県及び県内23消防本部）が共同で整備、維持管理している機器で、運用開始してから10年となる令和6年度に更新推奨時期を迎えます。更新推奨時期を超えると、故障リスクが高まり、運用に支障をきたす可能性もあることから、その更新に向けて協議し、令和7年度末までに消防救急デジタル無線設備基地局の入れ替えをすることとなりました。 本機器は、消防部隊間の情報伝達手段として重要な機器であるため、安定運用できるよう年次点検と併せ無停電電源装置用バッテリーなどの消耗品を定期的に交換しメンテナンスをしています。	本事業は、県全体の事業ですが、各市町が個別に事務執行するのではなく、横浜が一括して事務手続きすることで合意形成がなされています。令和7年度に予定している工事に向けて、事前に現地調査を行い、施工場所の詳細な状況を確認し、必要な設備や環境条件を把握しました。 その結果をもとに、令和7年度の工事に必要な具体的な設計を進め、工事費用を算出しました。これにより、施工に向けた準備が順調に進んでいます。 さらに、横浜市において工事契約締結に必要な事務作業を完了しました。これにより、令和7年度の工事が計画通りに進められるよう準備が整いました。	令和7年度には、無線設備の工事、システムの切り替え、運用確認を実施します。 県内21か所の基地局において、現行のシステムを撤去し、新しい機器への入れ替えを行います。すべての機器が更新された後、新システムに切り替え、正常に運用できるかを確認するための調査を実施します。その後、最終的な完成検査を行い、安定した運用を確保します。
会計課	会計課	公金収納等事務のデジタル化の推進		公金収納等事務について、デジタル化を推進することにより、セキュリティの向上を図るとともに、市と指定金融機関等双方の事務効率化・合理化を図ります。 指定金融機関等との口座振替データの送受信をLGMAN回線を利用したデータ伝送に切り替えます。これにより、個人情報漏洩リスクの軽減を図ります。 現在、綴文書で申し込みを受け付けている口座振替について、WEBによる口座振替受付サービスに切り替え、時間を短くし、非対面でスピーディーな処理を可能とするとともに、利用者の利便性向上を図ります。	指定金融機関等とのデータの送受信で使用する回線について、令和5年度末までにAnserDATAPORT（LGMAN回線・Connecture回線）を利用したデータ伝送に全16金融機関の切り替えを完了し、安定した運用が図れています。 また、WEB口座振替受付サービスについては、令和5年度より開始した市税3税、保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）及びその他公金（一般廃棄物処理手数料）の受付に加え、学校給食費をサービスの対象とするための諸調整を進めました。	指定金融機関等との事務効率化に向けた、さらなる検討を進めるとともに、WEB口座振替受付サービスについては、学校給食費をサービスの対象に加えるとともに、利用者の拡大に向けて普及及び啓発を進めます。
議会事務局	議会事務局	議会のICT化推進事業（タブレット端末の導入）		市議会議員がタブレット端末を導入し、会議をペーパーレス化することで、省資源化、効率化を図ります。	議会で開催する諸会議において、タブレット端末を活用した会議運営を行うことで、会議資料のペーパーレス化の取り組みを進めることができ、過去年度平均と比較すると、紙の使用量及びコストは9割以上の削減を達成しました。また、委員会及び協議等の場を開催するに当たり、大規模な災害が発生した等の理由で参集が困難な場合は、オンラインによる方法で会議に出席できるよう、関係する条例及び規則の改正案等について協議しました。	タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化の取り組みを継続するとともに、関係する条例及び規則の改正を経て、令和6年度に協議したオンライン会議ができるような体制を整えていきます。
議会事務局	議会事務局	ホノルル市議会との友好議会交流		本市がホノルル市と実現させていきたい事業の促進を図るとともに、ホノルル市議会との相互理解や信頼に基づく確固たる友好関係を構築し、両市の発展と魅力あるまちづくりに資する協議等を行い、双方美りある活動を推進します。 また、姉妹都市締結や友好議会締結10周年、今後の関係性の発展に向けて市と協力し、効果的かつ効果的な交流を継続します。	ホノルル市議会議長と手紙でのやり取りのほか、ホノルル市・郡と茅ヶ崎市の姉妹都市友好協定締結が10周年を迎えるに当たり、ホノルル市議会の正副議長のほか関係者が来訪された際には議場での歓迎式を開催するなど、両市議会における更なる関係性の構築を図りました。	令和8年4月にホノルル市議会と茅ヶ崎市議会の友好議会協定締結が10周年を迎えるため、それに向けて両市議会の交流を継続していきます。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	システム標準化・共通化 選挙人名簿管理システムの再構築事業		選挙関連の各システムについて、国が作成する標準仕様に基づく標準準拠システムを導入します。	ベンダーから提供された機能要件や帳票要件を基に、標準化後に選挙人名簿調製事務を執行する上での運用について検討をし、契約を行いました。	契約したベンダーと令和7年度の標準準拠システムへの移行に向け、システム環境の検証及び構築を行います。
教育総務部	教育総務課	教育基本計画の改定及び教育大綱の策定に関する事務		本市の教育行政の方向性をより分かりやすくするために、教育大綱を教育基本計画に一本化し、令和8年3月までに教育基本計画を改定します。	教育大綱の振り返り及び大綱廃止の協議、教育基本計画の振り返り及び改訂の視点整理を行いました。	教育基本計画審議会や総合教育会議等で審議・協議を行い、教育大綱を一本化した教育基本計画を令和8年3月までに改定します。
教育総務部	教育総務課	学校遊具・体育器具の点検、修繕及び更新に係る事務		小和田小・鶴嶺小・室田小・浜須賀小・汐見台小の遊具の整備を行います。点検結果が悪かった体育器具を修繕します。	浜須賀小いはんどう様、汐見台小へブランコを新設しました。また、点検の結果、腐食等により使用禁止となった遊具・体育器具を順次修繕しています。	遊具・体育器具の未設置小学校への計画的な整備については、令和6年度で完了しております。なお、引き続き、点検の結果、腐食等により使用禁止となった遊具・体育器具を順次修繕してまいります。
教育総務部	教育総務課 学務課 学校教育指導課	統合型校務支援システム導入等に関する事務		統合型校務支援システムを導入し、校務情報の一元管理と、小学校から中学校へのスムーズな引継ぎを実現します。	令和6年4月から統合型校務支援システムの運用を開始し、児童・生徒の学籍・成績・保健に関する情報や教職員の勤怠に関する情報を一元的に管理することで、児童・生徒のよりよい学びの機会と健全な育成環境の構築及び教職員の業務負担軽減に努めました。また、関係各課及び保守業者による定例会を実施し、学校における本システム活用状況の確認及びより効果的な活用に向けた協議を行いました。	本システムのより効果的な活用を目指し、関係各課及び教職員との定例会を実施し、現場の実態に即した運用方法について協議を進めてまいります。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（特別教室・体育館エアコン新設）	小・中学校の特別教室のエアコンの設置	安全な教育環境の確保と災害時の避難所機能向上のため、令和7年度までに、全小・中学校の特別教室（理科室・家庭科室等）へエアコンを順次新設します。小学校は、令和7年度に設置工事を行い、中学校は、令和6年度に設置工事を行います。	体育館・特別教室等のエアコン整備について、全中学校13校の設置工事、及び全小学校19校の設計業務を完了させる見込みです。	全小学校19校の体育館・特別教室等のエアコン設置工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（体育館LED化）	小・中学校体育館のエアコン設置と照明LED化	老朽化が進む既存の体育館照明設備の省エネルギー化を推進するため、令和7年度までに、小・中学校の体育館の照明を順次LED照明機器に改修します。小・中学校を3か年に分け、令和5年度に10校、令和6年度に10校、令和7年度に10校、照明改修事業を行います。	10校について、学校の夏休みを含む体育館休止期間を利用し、工事を完了させる見込みです。	残りの10校について設計業務を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設管理補修事業		小・中学校施設のトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定、法定検査・点検、原材料支給・小規模修繕等を行います。	小・中学校施設の維持管理に必要な、トイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等や、法令に定められた検査・点検について予定どおり、専門業者へ業務委託を行うとともに、各校からの施設修理依頼や原材料支給について速やかに対応を行い、学校教育環境の適正な維持管理を行いました。トイレ清掃、窓清掃、受水槽清掃の各委託業務を一括化することにより、業務の効率化を図りました。	予定しているトイレ清掃、建物機械警備、校庭樹木剪定等や、法令に定められた検査・点検の業務委託などについて、令和8年度に向け更なる効率的な発注方法等の検討を行います。
教育総務部	教育施設課	学校施設管理補修事業（学校開放）		コロナ禍で休止していた一般開放を再開します。対象は利用実績等から市立小学校の6校程度とし、運動場及び体育館を、土曜日（祝日、学年末休業、夏季休業及び冬季休業期間を除く。）の午前9時から正午までの間、開放します。利用対象者は、在校生、近隣の小・中学生及びその保護者並びに地域の方々とします。	一般開放事業を、茅ヶ崎小学校、松林小学校、松浪小学校、円蔵小学校、東海岸小学校にて再開しました。	茅ヶ崎小学校、松林小学校、松浪小学校、円蔵小学校、東海岸小学校にて、一般開放事業を継続する予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設管理補修事業（倒木検査）		小・中学校の樹木について、倒木等のおそれのある樹木を把握するために専門業者による点検を実施するもので、今後の樹木の適正な維持管理に資することを目的に行います。	校内の樹木について、事故の発生を予防し、学校施設を安全・快適に利用できるよう適切な管理を行うため、専門業者による樹木点検を行いました。	樹木の健全度について樹木の状態を総合的に判断し、危険と判断したものは委託業務等により危険回避の措置を行います。また、点検を行った樹木についてリスト化を行い、状態監視を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（大規模改修）		快適な教育環境を確保するため、老朽化した小・中学校の校舎・トイレ等の大規模改修を計画的に実施していきます。建築部材や設備機器の更新時期を迎えている小・中学校を対象に、令和6年度から年間1校程度大規模改修を実施します。	小出小学校、円蔵小学校の2校について、大規模改修工事を行いました。	円蔵小学校及び浜須賀中学校の大規模改修工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（予防保全）		小・中学校の屋根・外壁、防水、エアコン、受水槽、ポンプ、プールろ過機、弱電設備等の改修を行います。	小学校2校、中学校5校で校舎の屋上防水や外壁塗装、体育館の屋根、エアコンや受水槽の交換、自動火災報知設備等の改修工事を行いました。	北陽中学校の屋上防水改修工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設等整備事業（老朽化）		小・中学校の老朽化した施設（トイレ、放送、弱電設備等）の工事を行います。	小学校1校、中学校5校の計6校のトイレ改修工事やグラウンド改修工事、教室改修工事など老朽化した校舎等の改修工事を行いました。また、中学校3校の体育館トイレに対する老朽化及びバリアフリー化改修工事を完了させる見込みです。	中学校10校の体育館トイレに対する老朽化及びバリアフリー化改修工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設整備計画事務		中長期的な再整備を計画的かつ効果的に推進するために、令和5年度に、既存学校施設の建て替えや長寿命化対策等に関する計画を策定し、令和6年度以降は計画の進捗管理を行います。	「学校施設再整備基本計画」に基づく、大規模改修工事（小出小学校、円蔵小学校）や予防保全工事（小・中学校計7校）、その他老朽化対策工事を完了させる見込みです。	「学校施設再整備基本計画」に基づく、大規模改修工事（円蔵小学校、浜須賀中学校）や予防保全工事、その他老朽化対策工事を行う予定です。
教育総務部	教育施設課	学校施設整備基金事務事業	公共施設の長寿命化の推進	小・中学校の施設整備を計画的に推進するため、令和4年9月に茅ヶ崎市学校施設整備基金を設置しました。将来的な小・中学校施設の大規模改修や更新などの費用に充当するための資金の積み立てを行うとともに、計画的な施設整備のため、必要に応じて効果的に活用します。	令和6年度の「学校施設整備基金」は、新たな積み立てや寄附、利子などを加え、年度末までに基金残高が約9億9千万円となる見込です。また、基金の設置目的である小・中学校の施設の整備を計画的に推進するため、大規模改修工事に対して、基金から約8千4百万円充当しました。	基金の活用について計画的かつ効果的に行うことを目指します。円蔵小学校及び浜須賀中学校の大規模改修工事、香川小学校給食調理場大規模改修工事に対して、基金の充当を予定しています。
教育総務部	教育施設課	鶴嶺八幡宮横参道整備事業		建設部、教育推進部等と連携しながら、八幡宮が所有する横参道の「道路敷地の地上権設定及び公道化」、「埋蔵文化財調査の実施」、「道路・下水道等の整備」を行います。	鶴嶺八幡宮横参道道路整備事業について、これまでの経過や縦参道の整備経過など関係各課と情報共有した上で、事業工程やスケジュールについて調整を行い、事業を進めるに必要な埋蔵文化財の試掘調査を行いました。	鶴嶺八幡宮横参道整備について検討するために必要となる、既存樹木の点検調査委託を行う予定です。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
教育総務部	教育施設課	学校敷地底地整理事業		小・中学校の底地整理を行います。	松林小学校底地整理に向けた学校用地の売却について関係課などと調整し、売却に対する条件設定などの整理を行いました。あわせて、売買概算金額算定が必要なことから、不動産鑑定を実施する見込みです。	令和6年度の不動産鑑定委託によって、売却予定敷地の売買概算金額が算出されたことから、購入予定者と協議を行い、土地購入の意向確認の上、状況に応じて土地売買の手続きを行います。 また、借用地購入に向けた境界未確定用地の測量業務委託を実施します。
教育総務部	学務課	中学校給食実施事業	中学校給食の実施	安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供と食育の推進を図るため、デリバリー方式による中学校給食の実施します。給食の実施に必要な配膳室の工事日程等に鑑み、市内13中学校のうち6校（梅田、鶴が台、浜須賀、中島、円蔵、萩園）を令和6（2024）年10月から開始し、残る7校（第一、鶴嶺、松林、西浜、松浪、北陽、赤羽根）を令和7（2025）年5月から開始します。	10月から市内6校で給食を開始しました。毎月19日は食育の日として様々な国の料理を提供するほか、季節ごとの行事食や地場産食材を使ったものなど工夫をこらした給食を実施しました。 未実施の7校に関しては、配膳室の工事や物品の整備等が予定通りに進捗しており、令和7（2025）年5月から開始見込みです。	5月から未実施の7校の給食を開始します。献立の立案にあたっては、給食を生きた教材として活用し、食育の推進に努めます。 調理事業者とは令和11（2029）年7月まで委託契約を締結しています。現在、相模原にある調理施設で調理を行っていますが、将来の市内での給食調理の実現に向けて、必要な調整を行います。
教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務（予防保全）		設置から35年以上の年数が経過した給食用エレベーターの改修工事を行い、不具合による給食提供への影響を未然に防止します。	茅ヶ崎小学校給食調理場エレベーター改修工事を実施しています。松浪小学校給食調理場エレベーター改修工事及び香川小学校給食調理場エレベーター改修工事の実施に向け、工事発注を行い、工事施行者を決定しました。 全国的にエレベーター改修の需要に対して事業者の工事供給能力が追い付いておらず、工事の着手まで相当期間を要することから、計画的な改修工事に支障が生じている状況です。	香川小学校給食調理場エレベーター改修工事を実施します。また、西浜小学校給食調理場エレベーター改修工事の工事発注を行います。
教育総務部	学務課	システム標準化・共通化 学齢簿システムの再構築事業		国で進める自治体情報システム標準化・共通化に対応した学齢簿システムを導入します。	学齢簿システムの導入に更改業務を委託する契約の締結を行いシステム開発をスタートしました。	学齢簿システムの開発を引き続き進め、年度内のシステム完成を見込み実運用に向けた調整を行います。
教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務（香川小学校給食調理場大規模改修工事）		施設の長寿命化を図るとともに、学校給食衛生管理基準に準拠したドライシステムを導入することでより衛生的な環境を整備するため、令和7年度までに香川小学校給食調理場の大規模改修工事を行います。 令和6年度までに設計を行い、令和7年度に大規模改修工事を行います。	令和7年度の大規模改修工事に向け、設計業務を実施しました。 また、工事期間中に継続して給食の提供が可能となるような代替措置の検討及び調整を行いました。	香川小学校給食調理場大規模改修工事を実施します。安全・安心な給食を提供するため、ドライシステムを導入します。
教育総務部	学務課	学校給食施設の維持管理に係る事務（トイレ改修・厨房機器入れ替え）		給食調理従事者の専用トイレは、衛生管理の観点から洋式であることが望ましい一方、8校の給食調理場では和式トイレが設置されているため、計画的に洋式化を行います。 また、給食調理場における機器や設備について、耐用年数を経過し老朽化が進んだものを計画的に更新・入れ替えることにより、安定的な給食の供給体制を構築します。	茅ヶ崎小学校給食調理場の調理従事者専用トイレの洋式化しました。 また、給食調理場厨房機器・設備のうち、松林小学校の給湯設備及び消毒保管庫、室田小学校の洗浄機、浜須賀小学校の連続式炊飯機の入替えを行いました。	香川小学校及び梅田小学校給食調理場の調理従事者専用トイレの洋式化に取り組みます。 また、給食調理場厨房設備のうち、西浜小学校の給湯設備の入替えを行います。
教育総務部	学務課	学校給食費会計化事業		小学校の給食費を、各学校長が管理する私会計方式から市の歳入歳出予算に組み込む公会計化します。	令和7年度の運用開始に向け、システム開発や保護者への口座振替依頼等の業務を行いました。	公会計の運用を開始します。学校給食費の徴収、管理業務を学校に代わり市が実施し、小学校給食で使用する食材の選定及び発注を計画的に行います。
教育総務部	学務課	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助		就学援助項目の拡大（中学校給食費）を実施します。	就学援助の援助項目の拡大(中学校給食費)について実施しました。	令和7年度に新たに中学校給食を開始する給食費についても、準要保護生徒への給食費援助を行います。
教育総務部	学務課	特別支援教育就学奨励費の対象範囲拡大		就学奨励費補助金においては、特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室に通う児童の保護者を支給対象としていたところです。これを対象拡大とし、通常の学級に在籍かつ学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童についても支給対象とし、多様化する教育的ニーズに対応します。	通常の学級に在籍かつ学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童についても支給対象とし、就学奨励費補助金の対象拡大を行いました。	就学奨励費補助金においては、特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室に通う児童の保護者及び通常の学級に在籍かつ学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童についても支給対象とし、多様化する教育的ニーズに対応します。
教育総務部	学校教育指導課	児童・生徒指導事業	スクールソーシャルワーカーの拡充	児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめや不登校、問題行動等、学校だけでは課題解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対して、福祉的な視点から環境への働きかけや関係機関とのネットワークの強化などの支援に取り組むスクールソーシャルワーカーの勤務体制・日数を拡充します。	令和6年度は年間157日勤務の職員3名、80日勤務の職員1名の体制で、学校支援の充実に努めました。児童・生徒が抱える課題解決に向け、関係機関とのネットワーク構築等スクールソーシャルワーカーの担う役割は重要なものと認識しています。相談件数については、令和5年度は654件であったのに対し、令和6年度は12月末時点で659件と増加しており、業務の実効性・効率性をより高める工夫が必要であると捉えています。	相談ニーズの高まりを鑑みると、今後、十分な児童・生徒支援を実現していくためには、各学校においてスクールソーシャルワークの視点を働かせ、児童・生徒支援ができる組織力を構築させていくことも、スクールソーシャルワーカーの重要な責務であると認識しています。このことから、直接的及び間接的な支援に加え、各学校においてスクールソーシャルワーカーによる教職員向け研修についても、積極的に実施していく予定です。
教育総務部	学校教育指導課	学校体育指導支援事業（小学校水泳学習）		小学校における水泳学習授業を順次、民間事業者に委託することで、水泳学習の質の向上及び教職員の負担軽減等を図ります。 実施に際しては、児童が民間施設に行き、水泳学習を受ける施設利用型と、民間事業者から対象校へ水泳指導員を派遣してもらい、自校のプールにて水泳学習を受ける指導者派遣型との2パターンを行うことで、本市に最適な手法を見極めます。	学校体育指導支援事業における小学校水泳学習では、施設利用型において茅ヶ崎小学校・松林小学校・浜須賀小学校に、授業実施期間中に学校のプール施設が故障したため、授業が実施できなくなった室田小学校を加えた4校で実施しております。当初から予定していた3校は、全児童を対象として、4回実施しており、室田小学校については、授業ができなかった3・4年生を対象に令和7年2月に2回実施予定です。また、学校プール施設で授業を実施している15校については、水泳指導者を学校授業に3名程度派遣し、3回程度実施しました。	令和7年度は、茅ヶ崎小学校、松林小学校、浜須賀小学校に、鶴嶺小学校、松浪小学校、室田小学校を加えた6校において、全学年全児童を対象に民間業者の施設を活用した水泳学習を4回実施する予定です。その他13校については、民間事業者から水泳指導者を各学校に派遣し、3・4学年を対象として水泳学習を3回程度実施する予定です。今後、全ての学校において民間施設を利用した水泳学習が実施できるよう、段階的に拡充してまいります。
教育総務部	学校教育指導課	コミュニティ・スクールの導入の推進（令和6年度まで開設分）		多様化・複雑化する児童・生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題の解決を図るため、令和7年度を目途に地域の関係者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの全校設置を進めます。 令和5年度は小学校5校、中学校2校、令和6年度は小学校5校、中学校3校に設置しました。令和7年度は小学校7校、中学校6校の設置を計画しています。	令和6年度は、小学校5校、中学校3校に学校運営協議会が設置され、19校がコミュニティ・スクールとなりました。設置校においては、その学校・地域に即した課題解決に向けて熟議を行い、協議会委員が中心となり、活動を行った学校もあります。また、各小・中学校の担当教職員に対して、コミュニティ・スクールに係る研修会を実施したことに加え、要請のあった開設予定校の学校評議員、及び教職員を対象に指導主事が説明を行いました。	新たに小学校7校、中学校6校に学校運営協議会を設置することで、市内全校がコミュニティ・スクールとなります。各学校で地域性や人材を生かした取組ができるよう、教職員への研修等において、他校や他地域の事例及び課題の共有や次のアイデアにつなげられるワークショップ等を実施し、どの地域においても、学校と地域が一体となって児童・生徒を育んでいかれるよう取り組んでまいります。
教育総務部	学校教育指導課	学齢期を経過した方への就学機会提供事務		様々な理由から義務教育を十分受けることができなかった方に教育の機会を実質的に保障するため、相模原市および神奈川県教育委員会と協定を締結し、希望する方が相模原市立大野南中学校分校夜間中学へ広域的な就学ができる環境を整えます。	令和6年度は、希望される方がいませんでした。相模原市立夜間中学校広域連携協議会において、神奈川県教育委員会、相模原市教育委員会、各市町村教育委員会と連携を図り、情報を共有しました。	就学機会の提供について、神奈川県教育委員会、相模原市教育委員会、各市町村教育委員会と連携を図るとともに、教育活動の円滑な推進に向けた諸課題を協議することを通して、希望される方がいた場合には、広域的な就学を進めます。
教育総務部	学校教育指導課	英語指導助手活用事業		小学校は35人学級整備に伴い英語指導助手の総派遣時間数を増やします。	令和6年度は、小・中学校合わせて9人の英語指導助手が1520日派遣され、小学校中学年で1クラスあたり年間11時間、高学年は24時間、中学校では各クラスあたり11時間、指導ができるように調整しました。英語指導助手活用のメリットを意識した授業計画により、各単元において、目的・場面・状況を意識しながら、児童・生徒が外国語を活用する必然性を実感できる授業を行うことができ、児童・生徒の外国語学習への意欲が高まるなどの成果が出ています。また、派遣契約2年目であり、プロポーザルにより次の2年間の委託業者を選定しました。	令和7年度は、新しい委託業者の派遣契約1年目であり、英語指導助手も一新するため、事業が円滑に推進できるよう努めます。また、これまでの実績における成果と課題を意識しながら、各学校のニーズに応えられるよう研究するとともに、委託業者と調整しながら、新たな英語指導助手の年間計画での位置付けや、日頃の授業との関連のもとせ方など、その効果的な活用法について検証します。
教育推進部	社会教育課	下寺尾遺跡群保存整備事業		下寺尾西方遺跡の保存活用計画の策定及び下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の見直しを行います。	史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画については、茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を2回開催（この他に令和7年1・2月に各1回、合計2回開催見込み）し、計画の検討を行いました。また、史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画については、史跡下寺尾西方遺跡との整合性について検討しました。	史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画の検討案及び史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画をもとに、2つの史跡を調和させた仮称下寺尾遺跡群保存活用整備計画の検討案を作成し、令和8年度の策定を目指します。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
教育推進部	青少年課	児童クラブ待機児童解消対策推進事業	保育園、児童クラブの待機児童解消対策	待機児童が多く発生する見込みである小学校区について、学校既存施設の活用等により取り組みを進めます。また、保護者が長時間不在となる夏季休業中の不安を解消するための取り組みを行います。	令和6年4月に、松林・室田小学校区へ民設民営児童クラブを開設した他、小和田小学校内の会議室を利用した公設民営児童クラブの開設しました。 また、夏季休業中の待機児童解消対策につきましては、待機児童の多い、茅ヶ崎小学校区、浜之郷小学校区、松浪小学校区において、学校内にて夏季臨時保育を実施いたしました。 その他、令和7年4月開所に向け、待機児童が多く発生することが見込まれる小学校区に民設民営児童クラブを整備するため運営事業者の公募を実施しましたが、当該学区での新設には至りませんでした。	児童クラブの待機児童解消のため、待機児童が多い小学校区において教育施設を活用した公設民営児童クラブ定員数の増員を図ります。 また、保護者が長時間不在となる夏季休業中の不安を解消するため、待機児童の多い小学校区において1～3年生を最優先とした夏季臨時保育に取り組みます。 その他、保育ニーズの拡大及び子育て世代の流入人口増加等を要因に、未だ待機児童解消には至っておらず、今後も増加傾向が続くことが見込まれていることから、令和5年3月に策定した「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策（令和5年度～令和7年度）」の後継対策の策定に取り組みます。
教育推進部	青少年課	子どもの家茅っ子空調機更新事業（予防保全）		空調設備改修工事を行います。	令和5年11月に改修工事を実施し、事業が完了しました。	令和5年度で事業が完了したため、令和7年度の実施はありません。
教育推進部	青少年課	茅ヶ崎公園体験学習センターの運営手法の見直しに関する事務		専門性の高い施設管理業務を効果的かつ効率的に行うため、現在までの利用状況等を踏まえ、指定管理者制度の導入など今後の施設のあり方を検討していきます。 令和4年度に実施したサウンディング調査等を踏まえ、指定管理者制度の導入が市民サービスの向上につながることと判断した場合は、令和5年度中に指定管理者の指定の手続きを行い、施設の目的である多世代交流のさらなる推進を目指します。	令和6年4月に指定管理者制度を導入しました。制度導入初年度であり、また、直近で市直営から指定管理に移行した公共施設の事例がないことから、市の指針による定期的なモニタリングに加え、細やかに運営状況を確認することで指定管理者と課題を共有しました。また、地域とのつながりなど指定管理者を側面から支援し、さらなるサービス向上を図りました。	令和6年度で事業が完了しました。
教育推進部	青少年課	青少年広場フェンス改修事業		本村四丁目の青少年広場北側フェンスを更新します。	令和5年度で事業が完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。
教育推進部	青少年課	性被害防止対策事業（児童クラブ）		児童クラブに通う子どもへの性被害などを未然に防ぐため、運営事業者へバーテーションやカメラの設置について補助を行います。	バーテーション等の設置による子どものプライバシー保護、保護者からの確認依頼等に應えるためのカメラによる記録等、児童クラブを利用する子どもの性被害防止対策を実施する運営事業者に対し補助を行った他、子どもたちに向けて性被害を事前に防ぐための指導を実施するよう依頼しました。	令和6年度で事業が完了しました。
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業（予防保全）		耐用年数を越えたパッケージエアコン及び非常用放送設備の改修を行います。	パッケージエアコン及び非常用放送設備の改修工事については、安全を考慮し全面休館としたうえで、令和6年11月11日から同月29日の期間で実施し、予定どおり完了いたしました。	令和6年度で事業完了しました。
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業		冷水水発生機のオーバーホール及びキュービクル内進相コンデンサ交換（PCB）工事を行います。	冷水水発生機のオーバーホール及びキュービクル内進相コンデンサ交換（PCB）工事については、工事期間において空調設備の稼働ができていないことから、事前に館内への掲示やホームページでのお知らせなど利用者への周知を行った上で、令和5年11月から実施し、両事業ともに予定どおり完了いたしました。	令和5年度までに事業が完了しました。
教育推進部	図書館	図書館利用及び貸出事業		図書館システムを更新します。また、新型コロナ対応として、無人受取ロッカーを活用した非対面型配本所を運営します。	図書館システムの更新については、令和6年1月に実施・稼働しています。無人受取ロッカーにつきましては12月末時点で4766回の利用実績となりました。	図書館システム及び無人受取ロッカーにつきまして安定稼働できるよう努めます。また、無人受取ロッカーが、引き続き、慢性的に混雑していることから、利便性の向上がさらに図られるよう検討します。
教育推進部	図書館	子ども読書活動推進事業		子どもたちが読書に親しむための環境づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行います。	読書への関心を高めるため、読書週間ポスターコンテスト、ブックスタート（約750人）、おはなし会、イベントの開催やブックトーク講師派遣（7校25クラス）といった事業を実施しました。また、ストーリーテリング講習会やブックスタート講習会等を開催し、ボランティアの育成も進めました。	定例的な事業を継続する中で、ボランティアの育成、確保に努めるとともに、ブックスタートについては各種広報媒体の活用、関係課かいとの連携により周知強化を行います。 また、小中学校との連携強化について検討を進めます。
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業（緑地の適切な維持管理）		図書館東側の築山及び南側高砂緑地との境界樹木の剪定や間伐等を委託し、図書館本館、近隣施設の躯体やその敷地に影響がないよう、適切に維持管理を行うものです。	図書館南側については12月に業者が決定し、また東側については近隣施設との調整を踏まえ、業者の選定を行い、ともに3月末までに完了する予定です。	令和6年度で事業完了予定です。
教育推進部	図書館	施設維持管理及び運営事業（空調三方弁）		適切な温度管理をするため、不具合が生じている冷水水機の修繕を行うものです。	12月に業者が決定し、部品が調達され次第、年度末までに三方弁とその周辺機器の修繕が完了する予定です。	令和6年度で事業完了予定です。
教育推進部	博物館	博物館管理運営事業		令和4年7月に博物館が、市内堤地区にオープンしました。この新たな学びの場で、「市民・利用者とともに考え、活動し、成長する博物館」の実現に向けた取り組みを推進します。 多様な主体との協力・連携した教育普及事業や、市民ボランティアの育成、アウトリーチ事業、ITを活用した学びの機会の創出と魅力発信の取り組みを実施し、令和7年度までに博物館の認知度を高め、市内外の方への定着を図ります。	特別展2回及び基本展示入替2回の他、時節に応じた特集展示を展開しました。さらに子ども向けワークショップ15回、民俗資料館活用イベント3回、社会教育施設との連携事業（ブックトーク〈図書館〉、ナイトミュージアム〈小和田公民館〉、標本づくり〈香川公民館〉、博物館見学〈青少年会館〉）等、多様な主体と協力・連携した教育普及事業に取り組み、開館から約2年で来館者数が10万人を超えました。	建物・設備・敷地を適切に維持管理するとともに、収蔵資料を活用し、「市民・利用者ととも考え、活動し、成長する博物館」の実現に向け、調査研究活動・収集保管活動・教育普及活動を実施します。 調査研究活動については学芸員が中心となり、自然や歴史・文化に関する取り組みを、小中学生をはじめとした市民の参加を試行しつつ実施します。 収集保管活動についても学芸員が中心となり、資料の整理を行い、収蔵品管理システムへの登録を進め、次世代に資料を確実に継承します。 教育普及活動については他市町の博物館、大学等の機関から文化財を借用した展示会の開催や、子育て世代を対象としたワークショップ等を実施します。主な展示会としては、国の指定を受けてから10年を迎える「下寺尾官衛遺跡群」を中心とした垣根の国の古代をテーマにした特別展、「黒帽子岩」として親しまれている「姥島」の生物相や歴史・文化を調査研究しその結果を紹介する展示会を開催します。これらの事業においてはまち歩きアプリ「てくてく探偵茅ヶ崎」を活用し、市内外の人々の興味関心を喚起します。 また、学校教育と連携し、社会科等の教育ニーズに対応した展示会を実施し、小学校等による団体利用を促進する他、図書館や公民館をはじめとした社会教育施設、広報シティプロモーション課、文化推進課といった他部局と連携した教育活動に取り組み、市民・利用者への多様な学習機会の創出と提供に取り組みます。
教育推進部	博物館	デジタルアーカイブ構築活用事業	デジタル化の推進	市の所蔵資料を掲載したデジタルアーカイブの充実に取り組むとともに、市民・利用者の学習活動への利用を促進します。 加えて、デジタルアーカイブを活用し、市内の文化財等のスポットの情報を収集できるスマートフォンアプリの利用を促進し、学習意欲の向上、利用状況データの観光や交通等のまちづくりへの活用を進めます。また、社会教育施設のWi-Fi環境を活用した講座や展示といった教育活動を展開します。	デジタルアーカイブ「ちがだべ」（資料掲載数：2,275点）、ポータルサイト（アクセス数：169,879回）、まち歩きアプリ「てくてく探偵茅ヶ崎」（ダウンロード数：2,337回）を運用し、利用数は堅調に推移しています。これらのデジタルコンテンツを公開することで、普段見ることのできない資料の細部、3D映像、VRツアー等が様々な分野で活用されています。 また、社会教育施設のWi-Fi環境は、GIGAスクール構想のタブレット端末による学習の効率化や各種講座の利便性に大きく寄与しています。	内閣官房デジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタルアーカイブ「ちがだべ」を活用し、市民・利用者の学習意欲が湧く学習コンテンツの充実化を図ります。 また、Wi-Fi環境を活用して、GIGAスクール構想と教育活動の連携を深め、リモート出前授業等のオンラインでの学習機会の提供を積極的に行います。

事務事業に関する基礎情報					進捗状況	
部名	課名	事務事業の名称	重点戦略での名称	計画期間中の取り組み概要	令和6年度の実績（見込）（基準日：令和6年12月末日）	令和7年度の実施内容や見通し
教育推進部	博物館	文化資料館跡地処分事業		博物館のオープンに伴い廃止となった文化資料館跡地の売却処分に向けて、建物解体のための事前調査及び事後調査を行います。 令和5年度中に解体し、売却手続きを開始します。	4月に家屋事後調査が完了し、解体工事による影響が周辺家屋6棟に生じたことを確認しました。 そのため費用負担額算定及び住民への説明業務を業者に委託し、12月に2棟の所有者への損失補償金の支払いを完了しました。	引き続き、損失補償金の支払いのための調整を進めます。
教育推進部	博物館	民俗資料館保存活用事業		旧藤間家住宅の耐震改修、旧和田家・旧三橋家・旧藤間家住宅の新たな活用に向けた仕組みづくり、旧三橋家住宅の耐震改修工事に向けた取り組みを実施します。	旧藤間家住宅の主屋の耐震診断が完了し、耐震診断の第三者評価結果が1月に通知されます。 また、怖いお話をやJAZZコンサート等のイベントで旧和田家住宅を活用し、茅ヶ崎の歴史・文化の学習機会を創出しました。	旧藤間家住宅の主屋（国登録有形文化財）及び敷地（市指定史跡）について保存活用計画を策定し（策定期間：令和7～8年度）、市民等の学習・憩いの場として活用するとともに、近傍にある他の国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」、「旧水室家住宅主屋」等、近代の茅ヶ崎を語るに欠かせない建造物と連携し、文化創造の場として活用することを目指します。その前提として施設の安全性を確保するため、令和6年度に行った耐震診断の結果を受けて、耐震改修の基本設計を行います。 また、旧和田家・旧三橋家住宅についても、次世代に継承するための持続可能な公開・活用の仕組みを研究します。
教育推進部	小和田公民館 鶴嶺公民館 松林公民館 南湖公民館 香川公民館	ICTを活用した公民館事業のオンライン化		若い世代の公民館の利用参加の促進や参加者層の充実・拡大を図るため、各公民館のWi-Fi環境を活用して、非対面講座の拡充などオンラインを活用した公民館活動を実施します。 小・中学生がタブレット端末を活用した学習活動に取り組む場の提供や、シニア世代がICTの活用能力を身に付ける機会を提供することによりデジタルデバイドの解消を図ります。	公民館5館の連携事業として、7月に小学3年生から6年生を対象に、「小学生のうちに身につけたい ネットリテラシー」講座を実施しました。ZOOMを利用した講座でホストを1館が担い、サテライト配信を行いました。8月には小学生を対象に「夏休みオンラインおかし工場見学」を実施しました。菓子の製造を行う民間事業者と公民館をオンラインでつなぎ、生中継による工場見学を行いました。 各館においてもオンラインを活用した講座やシニア世代のデジタルデバイス解消を目的とした講座を行いました。 小和田公民館では、古典文学講座において、対面とオンラインの併用で実施しました。7月に公民館及び博物館で、12月に公民館で、松浪小学校児童対象に、1人1台タブレットを活用した事業を実施しました。また、3月に公民館で、松浪小学校児童対象に、1人1台タブレットを活用した事業を実施する予定です。 鶴嶺公民館では、古典文学講座において、対面とオンラインの併用で実施しました。また、公民館まつり実行委員会の会議をオンライン併用で行い、当日、会場に来館することが難しい現役世代も参加することができています。 松林公民館では、1月に「誰でもできるZOOMの使い方講座」を実施する予定です。 南湖公民館では、毎月「シニアのPCスマホなんでも解決！救急隊」講座を実施したほか、インターネットを使った個人売買を学ぶ講座として「メルカリ教室」を開催しました。 香川公民館では、主に60歳以上の方を対象に、初心者向けのスマートフォン講座を実施しました。	各公民館のWi-Fi環境を活用し、オンライン講座の充実を図ります。引き続き、企業との連携を図り、5館での講座を実施します。 GIGAスクール端末対応のGoogleの活用も視野に入れ、学校との連携も図ります。
教育推進部	鶴嶺公民館	施設維持管理業務（予防保全）（鶴嶺公民館）		防災設備・弱電設備改修工事を行います。	令和5年度に改修工事を完了しました。	令和5年度に事業を完了しました。
教育推進部	鶴嶺公民館	施設維持管理業務（鶴嶺公民館）		キュービクル内のブレーカーの改修を行います。	令和4年度に実施を前倒し、令和5年3月に改修を行い、事業が完了しました。	令和5年度で事業は完了しました。
教育推進部	松林公民館	施設維持管理業務（予防保全）（松林公民館）		防災設備・弱電設備・強電設備改修工事を行います。	事業は令和5年度に完了しました。	事業は令和5年度に完了しました。
教育推進部	松林公民館	施設維持管理業務（松林公民館）		強電設備PCB使用製品交換工事、屋根・外壁改修を行います。	PCB使用製品交換工事及び屋根・外壁改修工事は令和5年度に完了しています。	PCB使用製品交換工事及び屋根・外壁改修工事は令和5年度に完了しています。 その他については、建物維持管理上の点検を行いながら対応していきます。
教育推進部	南湖公民館	施設維持管理業務（予防保全）（南湖公民館）		防災設備・弱電設備改修工事を行います。	令和7年度に実施予定です。	令和7年度に実施予定です。
教育推進部	香川公民館	施設維持管理業務（予防保全）（香川公民館）		外壁・空調設備・弱電設備・防災設備・強電設備・エレベーター改修工事を行います。	令和7年度に実施予定です。	令和7年度に実施予定です。
教育推進部	香川公民館	施設維持管理業務（香川公民館）		強電設備PCB使用製品交換修繕を行います。	令和6年1月に交換修繕を実施しました。	令和5年度で事業が完了しました。
教育推進部	青少年会館	青少年会館施設及び設備等改修事業（予防保全）		防災設備・弱電設備改修工事及び高架水槽撤去給水方式変更工事を行います。	防災設備・弱電設備改修工事は令和6年12月16日に完了しました。 高架水槽撤去給水方式変更工事は令和6年2月中に完了予定です。	令和6年度で事業は完了予定です。
教育推進部	青少年会館	青少年会館施設及び設備等改修事業		サッシ、強電設備改修、強電設備PCB使用製品交換工事を行います。	強電設備PCB使用交換工事は令和5年11月に完了しました。 サッシ工事、強電設備改修工事は令和6年3月に完了しました。	令和5年度で事業が完了しました。